

わが国財務諸表の生成に関する事例研究

—先駆的な諸株式会社の「考課状」による実証—

久 野 秀 男

総 目 次

まえがき

この事例研究の梗概

第一部 「提示型」(*proposed type*) 財務
諸表体系の系譜と課題

第二部 「宣言型」(*declared type*) 財務
諸表体系の系譜と課題

第三部 原始商法一部実施以後の変遷と課
題

第四部 原始商法の時価評価規定と会計実
務の対応

報告(第二書式)と半季利益金割合報
告(第五書式甲と第五書式乙)の実況と
問題点

3. 第二回(明治七年上半季)から第十一
回(明治十一年下半季)に至る変遷と
問題点

4. 「補正勘定」の経緯

5. 減価償却の展開

6. 「勘定報告」の新聞公告

Ⅳ. 第四国立銀行初期の実況と問題点: 半
季実際考課状(皇 第一回・明治七年上半季
第十回・明治十一年下半季)
および明治十三年上半季「両報告」

Ⅴ. 国立銀行統一財務諸表の影響

1. 東京大坂株式取引所の資産負債一覧
表および利益金割合報告(明治十一年
下半季)

2. 横浜正金銀行: 半季実際考課状抄
(皇 明治十三年上半季), 付 三井銀行の
明治十三年上半季「両報告」

3. 横浜正金銀行: 財務諸表(皇 明治十三
年)

4. 日本銀行: 半季利益金割合報告(表)
雛形

5. 日本勧業銀行: 営業報告(皇 第一期・
明治三十年下半季
・明治三十七年下半季)

(以下、次号に分載)

細 目 次

第一部 「提示型」(*proposed type*) 財務
諸表体系の系譜と課題

—国立銀行統一財務諸表制の生成過程
とその影響—

I. 開 題

Ⅱ. 第一国立銀行: 半季実際考課状

(皇 第一回・明治六年下半季
至 第十一回・明治十一年下半季)

1. 概 況

2. 利益処分権限の帰属関係

3. 国立銀行統一財務諸表制への道

4. その他の注目すべき記事

Ⅲ. 第一国立銀行: 半季実際報告(表)と半
季利益金割合報告(表)

1. 名称と構造および問題点

2. 第一回(明治六年下半季): 半季実際

第二部 「宣言型」(*declared type*) 財務
諸表体系の系譜と課題

I. 開 題

Ⅱ. 日本郵船会社の場合

1. 第一回報告(自 明治十八年十月一日
至 明治十九年九月三十日)
 2. 第二回報告(自 明治十九年十月一日
至 明治二十年九月三十日)
 3. 第三回報告(自 明治二十年十月一日
至 明治二十一年九月三十日)
 4. 第四回報告(自 明治二十一年十月一日
至 明治二十二年九月三十日)
 5. 第五回報告(自 明治二十二年十月一日
至 明治二十三年九月三十日)
 6. 第六回・第七回報告(自 明治二十三年十月一日・自 明治二十四年十月一日
至 明治二十四年九月三十日・至 明治二十五年九月三十日)
 7. 第八回報告(自 明治二十五年十月一日
至 明治二十六年九月三十日)
- Ⅲ. 王子製紙株式会社(抄紙会社、製紙会社)の場合
1. 抄紙会社第壹乃至第参考課状抄本
(自 明治五年, 至 明治八年)
 2. 製紙会社第七考課状抄本(明治十年下半期)
 3. 製紙会社第三十八考課状抄本(明治二十六年上半期)までの実況
 4. 王子製紙株式会社第三十九考課状
(明治二十六年後半季)
- Ⅳ. 小野田セメント製造会社の場合
1. 第壹回報告(明治十五年十二月三十一日)
 2. 第二回・第三回決算報告(自 明治十四年三月・自 明治十八年七月
至 明治十九年六月)
 3. 第四回決算報告書(自 明治十九年七月
至 明治二十年六月)
 4. 第五回決算報告書(自 明治二十年七月
至 明治二十一年十二月)
 5. 第六回決算報告書(自 明治二十一年一月
至 明治二十一年六月)
 6. 第七回決算報告書(自 明治二十一年七月
至 明治二十一年十二月)
 7. 第八回決算報告書(自 明治二十二年一月
至 明治二十三年六月)
から第拾壹回決算報告書(自 明治二十三年七月
至 明治二十三年十二月)まで
 8. 第拾貳回決算報告書(自 明治二十四年一月
至 明治二十四年六月)
 9. 第拾叁回報告書(自 明治二十四年七月
至 明治二十四年十二月)
 10. 第拾四回・第拾五回報告書(自 明治二十五年一月・自 明治二十五年七月
至 明治二十五年六月・至 明治二十五年十二月)
 11. 第拾六回報告書(自 明治二十六年一月
至 明治二十六年六月)

第三部 原始商法一部実施以後の変遷と課

題

Ⅰ. 開 題

Ⅱ. 日本郵船株式会社の場合

1. 第八回報告(自 明治二十五年十月一日
至 明治二十六年九月三十日)
2. 第九回年度(自 明治二十六年十月一日
至 明治二十七年九月三十日)
3. 第十期前半年度(自 明治二十七年十月一日
至 明治二十八年三月三十一日)以降の諸事情
 - (1) 二期制の採用その他
 - (2) 御用船勘定の顛末(自 第十期前半年度, 至 第十二期前半年度)
 - (3) 商法改正に至る間の注目すべき諸点
 - (4) 発展期(自 第十五期後半年度, 至 第二十二期後半年度)
 - (5) 明治末年までの概況(至 第二十五期後半年度)

Ⅲ. 王子製紙株式会社の場合

Ⅳ. 小野田セメント製造株式会社の場合

Ⅴ. 株式会社芝浦製作所の場合

Ⅵ. 「銀行条例」・「別冊報告書雛形」

1. 開 題
2. 資産負債表
3. 損益表

Ⅶ. 「改正銀行条例」・「施行細則附属雛形」

1. 開 題
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 財産目録

Ⅷ. 株式会社三井銀行・「第貳期(明治四十三年上半期)営業報告書」および日本興業銀行・「第四期(明治三十六年下半期)営業報告書」

Ⅸ. 銀行損益計算書の爾後の変遷および昭和2年新雛形による第四銀行・三井銀行の実況

Ⅹ. 日本生命保険株式会社の場合

1. 第壹次総決算報告書(自 明治二十二年九月二十日
至 明治三十年十二月三十一日)
2. 第二回大決算報告書(自 明治三十一年一月
至 明治三十八年十二月三十一日)

- 月一日
月三十一日）
3. 第拾八回事業報告書（皇 明治三十九年一
月一日 同年十二月三十
一日）
- XI. 「損益および利益処分計算書」の二類
型および「損益計算書」の二類型
- XII. 日本製粉株式会社の「計算書」（計算表、
損益表、損益計算書）および「利益金分
配」（利益金配当案、利益金分配案）の推移
- XIII. 「提示型」（*proposed type*）財務諸表
体系の影響
1. 開 題
 2. 日清製粉株式会社の場合
 3. 日清紡績株式会社の場合
 4. 株式会社神戸製鋼所の場合
 5. 日本勧業銀行の場合
 6. 株式会社芝浦製作所の場合

第四部 原始商法の時価評価規定と会計実 務の対応

- I. 開 題
- II. 第一例・「商法規定を尊重しながらも、
未実現の評価損益の計上を回避した事
例」（銀行）
- III. 第二例・「商法の適用除外とするため
特別法ないし政令等を制定した事例」
（鉄道）
- IV. 第三例・「商法実施時に不良債権の切
捨てと一部資産の評価替を行った事
例」（日本郵船株式会社）
- V. 第四例・「貸借対照表と財産目録とで
異なる二元的な取扱いをした事例」
（小野田セメント製造株式会社）
- VI. 第五例・「商法規定を無視した事例」
（三菱合資会社）
- VII. 第六例・「有価証券に関する事例」
（日本興業銀行・日本生命保険株式会社）

ま え が き

この研究分野には、従前から久しく興味をもち、資料の収集に努め、検討も加えてきたが、若干の個人的事情と怠惰とのため、十数年前から調査・研究を中断してきた。その後諸般の状況から、再びこの研究分野に手を染めることもあるまいと考えていたところ、偶々、日本会計研究学会『黒澤特別委員会』（自 昭和59年、至 昭和61年）に参加し、日本・財務諸表制「前史」の領域を分担することになった。再三熟慮し、また大いに遅疑・逡巡したのであるが、この機会に、これまでの調査・研究に一応の結着をつけることにし、あえて本稿をとりまとめたような次第である。

この事例研究の梗概

わが国における株式会社の財務諸表は、明治6年(1873年)末頃から、英国伝来の Balance Sheet（貸借対照表）および Profit and Loss and Appropriation Account（損益および利益処分計算書）の圧倒的な影響の下に生成していった。ここで最も注目すべき事実は、わが国に継承されたこの財務諸表の体系には、当初から、二つの種類のものがあったことである。この事例研究では、便宜上、その一を「提示型」（*proposed type*）と呼び、他を「宣言型」（*declared type*）と呼ぶことにする。ここにいわゆる「提示型」の体系とは、「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分（提示、*proposed*）計算書」との^{ペア}一対をいい、いわゆる「宣言型」の体系とは、「利

益処分後（済）貸借対照表」と「損益および利益処分（宣言、declared）計算書」との^{ペヤム}一対をいう。両者ともに、整合性のある正則的な体系であり、特に後者を、「配当宣言財務諸表」と呼ぶこともできる。

わが国に継承された財務諸表が、当初は「宣言型」の「配当宣言財務諸表」として導入され、やがて、整合性のある「正則的な体系」のものと、整合性を欠く「変則的な体系」のものとに分岐（分離）したのではない。

わが国で最初の完備した株式会社は、周知のように、明治六年七月二十日開業の第一国立銀行であり、その第一回決算は同年十二月三十一日である。この時に同行が作成した諸報告書は、この年この月に大蔵省がその附属計表・書式の適否を同行に諮問して編成した「国立銀行定期報告差出方規則」によっている。なお、この月に第五国立銀行が大阪（坂）に開業した。後に多数にのぼった国立銀行の財務諸表等の「法定雛形」となったものは、明治九年九月大蔵省令達「国立銀行報告差出方規則」を明治十年六月に若干修正した際に、「同規則」とともに配布された別冊・「半季実際考課状雛形」であり、第一国立銀行の場合では、その第八回決算（明治十年六月三十日）である。明治五年八月裁可、同年十一月太政官布告第三百四十九号「国立銀行条例」は、明治九年八月太政官布告第百六号によって改正されるのであるが、改正前に僅か4行（第一、第五、第四および第二、以上開業順）であった国立銀行は、改正後数年を出ずして京都の第百五拾三国立銀行の開業をみるという激増ぶりであった。

国立銀行の先の「法定雛形」は、一挙に多数にのぼったこれらの国立銀行の財務諸表の体系・用語・様式等を決定したのみならず、安田銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行あるいは日本銀行等の財務諸表にも直接的な影響力をもち、さらに、後の「銀行条例・別冊報告書雛形」、「改正銀行条例施行細則・附属雛

形」および「銀行法施行細則・附属雛形」にまでおよんでいる。まさしく現代的課題をのこしたといっても過言ではない。

以上の第一国立銀行を中心としたグループの財務諸表の体系は、「提示型」のそれとしてとらえることができる。第一国立銀行の場合、先の「法定雛形」の制定を機として、「正則的な体系」から「変則的な体系」に移行したとする見解はとらない。第一国立銀行の第一回（明治六年下半季）から第十一回（明治十一年下半季）に至る推移を細密に解析すると、一貫して「提示型」としての整合性をもった「正則的な体系」であると考えざるを得ない。

この「提示型」財務諸表の事例研究は、次掲の資料によっている。特に、第一国立銀行の第一回決算（明治六年下半季）から第十一回決算（明治十一年下半季）に至るプロセスの解明を重視したい。この間の逐年の比較・検討が特に重要である。先の「法定雛形」が、第一国立銀行を試験台にしたことは確実である。「規則附録」が同行に交付された明治十年十二月十一日に先立つ明治十年六月三十日決算で、すでに、完全に先の「法定雛形」に準拠した用語・様式および体系が採用されている。さらにいえば、一部を除き殆んど先の「法定雛形」に準拠しているとみられる「差出方」が大蔵省から同行に令達されたのは、実に、明治八年十二月十五日であり、同年十二月三十一日の第五回決算ですでに実施されているのである。なお、一般の国立銀行の場合では明治十年下半季からであった。

第一国立銀行第一回（明治六年下半季）から第十一回（明治十一年下半季）に至る「半季実際考課状」、第四国立銀行第一回（明治七年上半季）から第十回（明治十一年下半季）に至る「半季実際考課状」、安田銀行第二期第一回（明治十三年上半季）から第六回（明治十五年下半季）に至る「半季実際考課状」、「横浜正金銀行・財務諸表」

「自 明治十三年上半季，至 明治十七年下半季），三井銀行の明治十三年上半季「両報告」，「日本勧業銀行営業報告」（自 第一期・明治三十年上半季，至 第十五期・明治三十七年下半季）および日本銀行「半季利益金割合報告（表）雛形」

銀行グループ（この中には，その影響下にあった東京大坂株式取引所の「資産負債一覧表」と「利益金割合報告」のようなケースを含む）とは，まさしく対照的な一般の企業がみられる。「宣言型」の体系，つまり配当宣言財務諸表の体系を採用した諸会社である。

この「宣言型」財務諸表の事例研究は，次掲の資料によっている。すべて「考課状」である。ここではその会社名を示し，その時期をカッコ内書する。

日本郵船会社（自 第一回・明治十九年九月，至 第八回・明治二十六年九月），王子製紙株式会社（自 第一回・明治五～八年，至 第三十九回・明治二十六年後半季），小野田セメント製造会社（自 第一回・明治十五年十二月，至 第十六回・明治二十六年六月）

明治二十三年三月制定・同二十六年七月一部実施の商法は，利益の処分権限を明確に株主総会に帰属させたので，「宣言型」の体系には，ドラスティックな変革を迫るものであり，また「提示型」の体系にも，すくなくならぬ認識上の混乱や戸惑いをもたらすことになる。この間の事情を解明する事例研究は，次掲の資料によっている。すべて「考課状」である。ここではその会社名を示し，その時期をカッコ内書する。

日本郵船株式会社（自 第八回・明治二十六年九月，至 第十期半年度・明治二十八年三月），王子製紙株式会社（主として，第三十九回・明治二十六年後半季），小野田セメント製造株式会社（主として，自 第十三回・明

治二十四年十二月，至 第十七回・明治二十六年十二月），「銀行条例・別冊報告書雛形」，「改正銀行条例施行細則・附属雛形」，三井銀行（第二期・明治四十三年上半季），日本興業銀行（第四期・明治三十六年下半季），日本生命保険株式会社（自 第一次総決算・明治二十二年九月～同三十年十二月，至 第十八回・明治三十九年十二月），その他：日本製粉株式会社，日清製粉株式会社，日清紡績株式会社，^{株式}神戸製鋼所および株式会社芝浦製作所等

わが国株式会社の財務諸表の生成と発展（展開）とに，圧倒的な影響力をもったのは，英国の会計報告実務であり，明治初年以來の数多くのわが国簿記書の粉本となった米国簿記書ではない。教科書ではなくて先進国の実務であった。従って，財務諸表の実況をみる限り，大方の予想を超えてかなり高い水準にあり，明治簿記書のそれからは，かなり隔絶した感をいだかせる。

英国の会計報告実務において，「配当宣言財務諸表」が支配的であったとか，あるいはそれが唯一の体系であったとするのは，いささか早計であって必ずしも実情にそぐわない。

1929年までの英国会社法には，貸借対照表について比較的簡単な規定しかなく，損益計算書の備付は，会社の自由に任してある。その備付が強制されたのは，1948年改正法であるが，それととも，*Nettorechnung* (the shorter form) であって，“Trading Profit for the year”（売上総利益）から始めている。会社は定款に定めがない限り利益の配当を要しないし，また会社法それ自体には，利益の配当および利益処分権限の帰属について，何らの規定もない。附随定款の内容となる規定の一部として，第一附則A表第114条ないし122条に詳細な規定を設けているが，A表の規定それ自体は任意規定である。

そこで当然のなりゆきとして，個々の定款

の内容によって、「宣言型」(*proposed type*)の財務諸表体系となる場合もあろうし、「提示型」(*declared type*)のそれとなる場合もある。あるいは、「損益および利益処分計算書」を *Detailed Profit and Loss Account* と称し、「利益処分計算書」を *Published Profit and Loss Account* と称して区別し、株主総会には、利益処分後(済)貸借対照表とともに後者の *Published Profit and Loss Account* を提出する場合もある。

「提示型」と「宣言型」および“*Detailed*”と“*Published*”,これらの組合せは、当然に $2 \times 2 = 4$ の類型となる。具体的な事例をあげていうと、「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分(提示)計算書」との組合せ、これは国立銀行その他の場合である。「利益処分前貸借対照表」と「利益処分(提示)計算書」との組合せ、これは『銀行簿記精法』にみられる香港上海銀行の場合である。「利益処分後(済)貸借対照表」と「損益および利益処分(宣言)計算書」との組合せ、これは日本郵船会社その他の場合である。「利益処分後(済)貸借対照表」と「利益処分(宣言)計算書」との組合せ、これは拙著『財務諸表制度論』(同文館刊, pp. 118~120)で紹介した Barclays 銀行や Lloyds 銀行の場合である。

わが国株式会社の財務諸表の生成に関しては、明らかに、「提示型」(*proposed type*)と「宣言型」(*declared type*)との二系統の財務諸表体系、英国伝来のこの二系統の財務諸表体系が、そっくりそのまま継承されているのである。その典型的な事例として、「第一国立銀行」と「日本郵船会社」とがあるが、そのしかるゆえんは、両株式会社のおかれた切実な御家の事情による。当時としては御他聞に漏れず、ともに政府の強力な指導と干渉とをうけてはいるが、前者にあっては、利益処分それ自体につき政府の強力な発言権があったため、一貫して「提示型」を採用せざる

を得ず、また、後者にあっては、配当金以外の利益処分項目(大修繕と保険の両積立金と償却)について、各船総代価に対する所定の比率で計算した金額が強制され、かんじんかなめの配当金については、両積立金等の利益処分の強制によって処分財源が無く、相当長い期間におよび資本金1,100万円に対する年8分の配当を可能にするための政府の配当補給金88万円をうけるという、いわば丸ががえの状態であり、株主総会が利益処分権限を行使しようにも、しょうがないという有様であった。さらに、日本郵船会社の場合では、明治18年9月に共同運輸会社と郵便汽船三菱会社の合併により創業して以来、監督官庁から「命令書」が下附され、人事、資本金、補給金、航路、決算、各積立金および配当等細部にわたって規定されている。明治26年7月の商法一部実施後の同年12月1日に、当社は逋信大臣に願書を提出し、「法律上会社ノ自治ニ任スヘキモノハ此際政府ニ於テモ御認可相成候様致度」の主意にそう定款一部改正を要請して認可されている。このような事情から、商法一部実施以前では、勢い「宣言型」とならざるを得なかったのである。

最後に、明治二十六年七月一部実施の原始商法第三十二条の「財産に対する時価(当時ノ相場又ハ市場価直)評価」の規定に対し、当時の会計実務がどのように反応し対応したかを、六類型に分けて事例を示そうと思う。銀行、鉄道、日本郵船株式会社、小野田セメント製造株式会社、三菱合資会社、日本興業銀行および日本生命保険株式会社の場合である。この事例研究は、次掲の資料によっている。

明治二十三年商法、明治二十三年十一月大蔵省令達「普通銀行営業報告書雛形」、明治二十三年三月勅令第三十三号「作業及鉄道会計規則」、明治三十三年三月法律第六十四号「私設鉄道法」および

明治三十三年八月通信省令第三十二号「私設鉄道会社会計準則」・明治四十三年八月閣令第十四号「輕便鉄道会計準則」・大正八年八月閣令第十四号「地方鉄道会計規程」, 日本郵船株式会社第八回報告（明治二十六年九月三十日決算）, 小野田セメント製造株式会社第十七回・第十八回決算報告書（明治二十六年下半期・明治二十七年上半期）, 明治二十六年十二月制定「三菱合資会社本支店会計帳簿様式」, 日本興業銀行營業報告書（自第二期・明治三十五年下半年, 至第六期・明治三十七年下半年）, 日本生命保險株式会社（自第二回大決算報告書・明治三十一年, 至第二十四回事業報告書・明治四十五年）

第一部 「提示型」(proposed type)財務諸表体系の系譜と課題

一国立銀行統一財務諸表制の生成過程とその影響一

I. 開 題

第一国立銀行は、明治6年7月20日に仮開業免状、同月31日に本免状をそれぞれ紙幣頭から交付され、同年8月1日に開業式を挙行了。なお、第一回半季實際考課状の冒頭には「明治六年七月二十日当銀行開業以来」とある。また、本文中に「当銀行勘定ノ起算ハ明治六年七月一日ヨリ相立ヘキ旨取締役之ヲ決議イタシ候」とあり、第一回は明治6年7月1日から同年12月31日までの明治6年下半年である。

大蔵省（紙幣寮）は、同行の第一回決算の直前の明治6年12月24日に、その附属計表・書式の適否を同行に諮問した上で「国立銀行定期報告差出方規則」を編成して令達した。この「規則」で定めた報告書類は、銀行本店毎月實際報告（後掲）を「第一書式」とする以下「第八書式」までのものである。記念すべき

本邦最初の法定書式（法定雛形）であった。

さらに、ひろく多数にのぼった国立銀行の財務諸表等の「法定雛形」となったものは、明治9年9月大蔵省令達の「国立銀行報告差出方規則」が明治10年6月に若干修正された際に同時に配布された別冊・「半季實際考課状雛形」であり、ここに国立銀行の統一財務諸表制が完備することになる。なお、この年の12月に「国立銀行報告差出方規則附録」が制定されている。なお、「規則」の本文では「半季實際考課状」ではなく単に「半季考課状」となっている。この名称は、明治5年12月布告の「国立銀行成規」・「国立銀行報告ノ事」で「銀行營業ノ實際報告」とあったものが明治9年8月の「改正成規」第66条「国立銀行報告ノ事」で「銀行半季考課状」と改称されて以来のものである。従って「半季考課状雛形」という名称が正しいが、第一国立銀行第一回決算以来、また他銀行の場合でも、一般に「半季實際考課状」と称しているの、ここでは、別冊「半季實際考課状雛形」としておくことにする。また、「規則附録」は、その内容が、洋式数字の採用とそのコンマの打方、訂正の仕方、あるいは平均の出し方といった項目、とくに会計報告に関するものとしては、例えば補正勘定や本支店勘定の取扱いのようなものを説明しているにすぎない。いずれにしても、財務諸表の用語、様式および体系に関連した内容のものはふくまれている。従って、国立銀行の統一財務諸表制の完備・成立は、もっぱら明治10年6月の別冊・「半季實際考課状雛形」によるとみてよい。「規則」は、明治10年下半年に係る分から各国立銀行で実施されることになったが、後に詳述するように、第一国立銀行の場合では、明治10年上半年第八回決算（明治10年6月30日）ですでに完全な形で実施されているし、また一部を除いては、すでに明治8年12月15日の大蔵省の令達により後の「法定雛形」に準拠した改正がすでに同行で実施されている。同

年12月31日の第五回決算である。注目すべき事実である。

明治五年八月裁可、同年十一月太政官布告第三百四十九号によって、「国立銀行条例」および「国立銀行成規」が制定され、明治6年7月と12月に、第一、第五の両国立銀行が東京と大阪(坂)とにそれぞれ開業することになった。なお大阪(坂)に開業した第五国立銀行は、明治9年1月に本店を東京に移した。明治6年4月に出願の第三国立銀行は、創業総会に紛議があって解社した。翌7年3月と8月には、第四、第二の両国立銀行が新潟と横浜とにそれぞれ開業した。先の第三の欠番を用いて安田善次郎が明治9年12月に第三国立銀行を東京に開業している。明治九年八月太政官布告第百六号の「国立銀行条例・同成規」の改正を機として、正貨兌換を放棄したことにより、国立銀行の数は、一挙に激増した。国立銀行条例およびこの改正国立銀行条例の正貨兌換の放棄に至る該当箇所を併記すると、次のとおりとなる。カッコ内は改正点である。

「通用紙幣（銀行紙幣）の引替（換）準備には、第六条（第十二条）により、資本金の10分の4（10分の2）に相当額の 本 位 貨 幣（通貨）をもってあてる」

この国立銀行条例改正の前年の明治8年1月11日の第一国立銀行の第三回半季實際考課状本文中の「発行紙幣之事」には、「発行紙幣兌換之儀ハ通貨ニ御更正有之度各国立銀行（久野注、といっても全部で僅か4行であるが）へ相談ノ上不残連署イタシ三月八日(久野注、明治七年)紙幣寮へ願出仕候」とある。詳細は、第一部のⅡ.の4.「その他の注目すべき記事」で紹介する。

通貨による兌換となれば、結果的にみて銀行券が不換紙幣化するのは自明である。かくして、明治10年以降は国立銀行が激増の一途をたどる。明治10年中に23行、同11年中に98行、同12年中に27行と増加しつづけ、最後の

ものは、京都の第百五拾三国立銀行であった。条例の第四条第一節に「銀行ハ此開業免許ヲ得ル日ヨリ其社号ヲ以テ二十ヶ年ノ間營業ヲ取続ク可シ」とあったが、先の第百五拾三国立銀行の開業免許日は明治12年11月11日（同年12月5日開業）であったから、その営業期間は明治32年11月までとなり、この期を限り政府は国立銀行券の流通を差止めた。

以上の経緯を整理して編年体で示すと、こうなる。

明治5年8月	「国立銀行条例」裁可
明治5年11月	太政官布告第349号
明治6年7月	第一国立銀行開業（東京）
明治6年12月	「国立銀行定期報告差出方規則」制定
明治6年12月	第五国立銀行開業（大阪）
明治7年3月	第四国立銀行開業（新潟）
明治7年8月	第二国立銀行開業（横浜）
明治8年12月	第一国立銀行第五回決算
明治9年8月	太政官布告第106号・「国立銀行条例」改正
明治9年9月	「国立銀行報告差出方規則」制定
明治9年12月	第三国立銀行開業（東京）
明治10年1月	銀行課が紙幣寮より本省に移管。国立銀行の監督者が紙幣頭から大蔵卿に移行。
明治10年6月	「国立銀行報告差出方規則」の修正。別冊・「半季實際考課状雛形」の交付。
明治10年6月	第一国立銀行第八回決算
明治10年12月	「国立銀行報告差出方規則附録」を交付。
明治10年12月	各国立銀行で「規則」・「雛形」・「附録」を実施。
明治10年中	国立銀行23行増加。
明治11年中	国立銀行98行増加。
明治12年中	国立銀行27行増加。第百五拾三国立銀行開業（京都）

本稿では、まず、第一国立銀行の第一回半季実際考課状から第十一回半季実際考課状まで、時期的にいうと明治6年7月20日同行開業時から明治11年12月31日に至る間の、「半季実際報告（表）」（Balance Sheet、貸借対照表に相当）および「半季利益金割合報告（表）」（Profit and Loss and Appropriation Account、損益および利益処分計算書に相当）の実況、とくにその変遷を経過して「法定雛形」に至った事情と問題点を明らかにしたい。

「半季利益金割合報告（表）」が、「損益および利益処分結合計算書」なのか、それとも、「損益および利益処分混合計算書」なのか。さらに、より重要な課題として、「半季利益金割合報告（表）」が、「損益および利益処分（提示、*proposed*）計算書」：Profit and Loss and Appropriation (*proposed*) Account なのか、それとも、「損益および利益処分（宣言、*declared*）計算書」：Profit and Loss and Appropriation (*declared*) Account なのか。また、これらとの関連で、「半季実際報告（表）」という名称の、貸借対照表は、「利益処分後（済）」のものか「利益処分前」のものか。さらには、当初「利益処分後（済）」であったものが、後に「利益処分前」のものに変わったのか、それとも、終始一貫して「利益処分前」のものであったのか。これらの重要な課題については、すべて後に実証して筆者（久野）の結論を出す。ここでは、とりあえず、いわゆる英国慣行の財務諸表の体系なるものが、「利益処分後（済）貸借対照表」と「損益および利益処分（宣言、*declared*）計算書」の二つからなるいわゆる「配当宣言財務諸表」の体系だけではなかったことを強調しておこう。この点も、後に実証する。

なお、第一国立銀行の資料と比較・実証する目的で、第四国立銀行初期の「半季実際考課状」および明治10年代の国立銀行以外の銀行の実況を示すため安田銀行の第二期第一回から第六回の「半季実際考課状」を分析して

みた。ただし、安田銀行の場合は、資料を再三にわたって検討してみたが、「半季利益金割合報告」と「半季実際報告」とで、当半季利益金の数値に符合しない点が多く、その原因を解明し得たケースもあるが、未だ未解明のものが残っている。従って、同行の場合は、他日を機して本稿では残念ながら割愛した。

また、国立銀行統一財務諸表の影響を調べる目的で、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本銀行その他を検討することにした。

この調査・研究では、とくに、次掲の諸点に留意した。

- (イ) 「半季実際考課状」の本文そのものを熟読すること。
- (ロ) 「半季実際考課状」にふくまれる財務諸表を、逐年にわたって比較・検討し、その変遷に注目すること。
- (ハ) 他の銀行・一般企業と比較して問題点を鮮明にすること。
- (ニ) 条例や成規等との照応を充分に行なうこと。

なお、目下のところでは、資料等の不十分で欠陥が目立つとは思いますが、圧倒的な影響力をもった英国系銀行の事情についても、若干言及してみたいと考えている。

さらに、明治23年10月に制定された「銀行条例」・「別冊報告書雛形」に始まる普通銀行統一財務諸表の明治・大正期を通じてのその展開に関して、国立銀行統一財務諸表の体系を継承して現在の銀行財務諸表制に至る重要なプロセスと問題の所在を解明する目的で、概観して所見をのべたいと思うが、この部分は、本稿の第三部でのべることとする。

Ⅱ．第一国立銀行：半季実際考課状

（自 第一回・明治六年下半季
至 第十一回・明治十一年下半季）

1. 概況

筆者（久野）の手許にある『第一国立銀行

半季實際考課狀綴』(皇 第一回 至 第十二回)は、「写真版」,
「複写版」および「手書きの写し」からなっ
ており、株主名簿の類まで細密・丹念に収集
・編成した「完本」である。その編成人が誰で
あるかは不明であるが、第二回半季實際考課
狀に所掲の「半季實際報告」および「半季利
益金割合報告」の極めて不鮮明な写真版の金
額数字について、手書きのメモ資料が添付さ
れている。その用紙には日本銀行の用箋を使
っている。「原本」は第一勸業銀行に、その
「写し」は三井文庫に所蔵されているという
が、これはいわば「第二の写し」とみるべき
ものである。また、筆者(久野)が同時に入
手した『第四国立銀行半季實際考課狀綴』
(皇 明治七年上半季第一回 至 明治十一年下半季第十回),『安田銀行半季實際
考課狀綴』(皇 明治十三年上半季第二期第一回 至 明治十五年下半季第二期第六回)および
『横浜正金銀行半季實際考課狀(抄)綴』(皇 明治十三年上半季 至 明治十七年下半季)があるので、調査資料として後
に解析していく。これらは、大部分(後述の横
浜正金銀行の添付計表類を除き)が誰かの手にな
る「複写版」である。第四国立銀行の實際考課
狀の原本は、その一部は活版印刷であるが、そ
の他は毛筆手書きのものであり、その用箋に
は東京・第四国立銀行の名が入っている。ま
た第四国立銀行半季實際考課狀・第一回半季
成績表には、毛筆で「当時の記録、備はり居
らざるを以て詳細を知る事能はず」と書きこ
まれている。安田銀行のものは、すべてが毛
筆手書きのもので、その用箋には安田銀行の
名が入っている。横浜正金銀行のものは、活
版印刷であるが、計表類はすべて鉛筆手書き
である。活版印刷の部分は「複写版」である
が、計表類は手書きのままそれに添付されて
いる。第四国立銀行のものは、同行の国立銀
行時代にすでに東京の支店でオリジナルが編
成された可能性が高い。安田銀行のものは、
原考課狀そのものの「複写版」である可能性
が高い。複写された時期は、ゼロックス・コ
ピーでなく、年月がたつと消えていく初期の
コピーであるところをみると、おおよその時

期が推量できる。

第一国立銀行の第一回半季實際考課狀の冒
頭は、次のとおりである(縦書)。

第一国立銀行半季實際考課狀

第一国立銀行

明治七年一月十一日 東京ニテ
明治六年七月二十日当銀行開業以後六ヶ月間
実務施行之順序及諸勘定間ノ各件ヲ
頭取取締役ヨリ株主一同エ公示スル第一
考課狀

銀行創立ノ事

当銀行創立ノ願請ハ發起人等ヨリ去ル
明治五年六月書面ヲ以紙幣寮エ願出同年
八月同寮ノ裁允ヲ得テ第一国立銀行ノ名
稱ヲ公許セラレ候

この實際考課狀の本文の一節には、

「諸帳面記載ノ方法並毎日ノ計表等マテ都
テ本法ノ西洋式ニ從ヒ紙幣寮ニ於テ御雇外国
人ヲシテ調査セラレタル簿記精法ニ拠リ旧来
ノ記帳手續ヲ一切更革シ新ニ簿帳計表等ヲ作
リ其取扱手順ニ至ル迄全ク成規ニ準拠致シ居
候」

とある。「御雇外国人ヲシテ調査セラレタル
簿記精法」とは、明治六年八月十三日付の
紙幣頭芳川顯正の序文の一節に「聞ク英人選
度ナルモノ善ク銀行ノ事務ニ通セリト果シテ
然ラハ速カニ正院ニ稟請シテ之ヲ紙幣寮ニ備
招シ以テ銀行ノ事ヲ助ケシメンニハ若カスト
是ニ於テ乎予其志ヲ継キ先ツ選度ヲシテ銀行
計算ノ簿冊書式ヲ草定セシメ其簡易ニ失スル
モノハ之ヲ増補シ其煩冗ニ過ルモノハ之ヲ削
正シ傍ラ他書ニ就テ凡例ヲ編入シ簿冊書式始
テ完備スル事ヲ得タリ」とある明治六年十二
月刊『銀行簿記精法』である。なお、この精
法は「銀行計算ノ簿冊書式」が中心になって
おり、決算および財務諸表につき関説すると
ころはない。

前述したように、大蔵省(紙幣寮)は、第一
国立銀行の第一回決算(明治6年12月)の直前

（同月24日）、その附属計表・書式についてあらかじめその適否を同行に諮問して編成した「国立銀行定期報告差出方規則」を制定して同行に令達した。次のとおりであった。

国立銀行定期報告差出方規則

国立銀行条例第十二条第一節ニ国立銀行ハ一箇年四度以上其銀行ノ事務計算等実地説明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ヘ差出ス可シ其書式ハ紙幣頭ノ指図ニ從ヒ云々ト有之第十三条第三節ニ其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ヘ分割ヲナサハル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ニ差出スヘシト有之且ツ成規ニ紙幣頭ニ可差出各種報告ヲ掲載セリ其内右兩節ノ旨趣ニ照準シテ可差出者ニシテ此ノ規則ノ専ラ関係スル者ハ

銀行實際報告

銀行利益金割合報告

株主姓名表

発行紙幣平均高並ニ準備金預リ金平均高申立

ノ四種アリ

今国立銀行ヲシテ右四種ノ報告ヲナサシムルニ付其書式ヲ定メ区分シテ

銀行本店毎月實際報告 第一書式

銀行半季實際考課 書式ナシ

銀行半季實際報告 第二書式

銀行本店半季實際報告 第三書式

銀行^{何々}分店半季實際報告 第四書式

銀行半季利益金割合報告 第五書式

銀行半季平均高報告 第六書式

銀行年中平均高報告 第七書式

銀行株主姓名表 第八書式

ノ九種ノ報告トナス

（以下省略）

同行は、この「規則」に準拠した諸報告計表を「書式」に従って作成することになった。第一回半季實際考課状に次のようにいう。

銀行毎月ノ實際報告並毎半季ノ實際報告及考課状其外諸計算平均法本店支店合計表等マテ毎月毎半季每一季ト紙幣寮エ上呈ノ規則十二月二十四日同寮ヨリ御達相成申候

（中 略）

銀行本店毎月實際報告ノ事

当銀行開業以来毎月實際報告ハ明治六年八月分ヨリ十二月分マテ第一書式一号ヨリ五号マテノ通相違無之候

銀行半季實際報告ノ事

当銀行半季實際報告ハ第二書式ノ通相違無之候

本店支店共半季實際報告ノ区分ハ第三書式第四書式ノ通相違無之候

但支店ノ分表面記載ノ件々至少ナルハ未支店元金渡シ等モ無之其營業モ充分ナラス取扱向僅少ナル故ニテ候

銀行半季平均高報告ノ事

当銀行開業以来銀行紙幣発行高同準備金貯有高定期預リ金高当座預リ高手形預リ金高御用本仮并準備金御預リ高同手形御預リ高為替貸当座預リ貸越并貸附高紙幣交換現有雜貨高等毎月ノ平均ニヨリテ明治六年八月ヨリ十二月マテ半季平均高ハ第六書式ノ通相違無之候

銀行半季利益金割合報告ノ事

当銀行半季損益勘定ハ第五書式甲ノ通ニシテ通常ノ月給旅費及ヒ諸雜費利足払等ヲ引去リ差引益金十壹万二千七百十二円三十八錢ノ処右ノ中利益金配当定則ノ通諸役員エノ配当金ヲ引去リ更ニ純益金九万三千五百五十壹円二十八錢ト相成ニ付但第五書式乙ニ記載スル勘定報告ノ通 其中一株ニ付二円二十五錢ノ割合ヲ以テ高五万四千九百十八円ハ当季ノ割賦金トシテ其高ニ応シ之ヲ割渡シ残り貳万七千三百六十二円〇四錢ハ後半季エ繰越シ申度候

但右表面ノ外十二月三十一日マテニ受

取ヘキ仕払フヘキ見積高ハ別紙書抜ノ
通ニ有之候得共其比較モ稍相当ニ付其
儘後半季ノ勘定中エ相廻シ申候

整理して示すと、こうなる。

第一書式（第一号から第五号、但し第一・二号は同一内容）……明治6年9月、10月、11月および12月の本店毎月実際報告

半季実際考課については「書式」なし。

第二書式……第一国立銀行半季実際報告

第三書式……本店半季実際報告

第四書式 第一号……大阪出店半季表

第四書式 第二号……横浜出店半季表

第四書式 第三号……神戸出店半季表

第五書式 甲……第一国立銀行半季利益金
割合報告

第五書式 乙……第一国立銀行半季利益金
割合報告

以上のほかに、統計資料および株主名簿として、次掲のものがある。

第六書式……半季平均高報告

第七書式……年中平均高報告

第八書式……株主姓名表

第二書式「第一国立銀行半季実際報告」（「貸借対照表」に相当）と整合するものは第五書式乙の「第一国立銀行半季利益金割合報告」（「損益および利益処分計算書」に相当）である。両者ともに毛筆書きである。第五書式甲の「第一国立銀行半季利益金割合報告」は、活版ずりであり、また、科目も乙と異なるほか、両者では内容的にも相異がある。それは、先の考課状にもいう「利益金配当定則ノ通諸役員エノ配当金」つまり役員賞与金の会計処理が、甲と乙とで異なっていることによる。すなわち、後述するように、第五書式甲は、役員賞与金を利益処分（正確にいうと、利益処分提示）で行なっており、第五書式乙は、役員賞与金を費用計上しており、未払役員賞与金に相当する「仕払未済賞金」（19,161円10銭）

を第二書式「第一国立銀行半季実際報告」の貸方負債の部に計上しているのである。詳細は後述する。「但第五書式乙ニ記載スル勘定報告ノ通」という先掲の考課状本文の但書は、この事を意味している。利益処分に関する大蔵省の監督権限は強大であったが、役員賞与金は「利益金配当定則」により定められているので、紙幣頭に提出して承認をうけるこの利益金割合報告（第五書式乙）では、利益処分項目から除いたものと推量される。後の明治10年6月の「法定雛形」では、大蔵省の監督権限が一層拡大してこの役員賞与金等にも及ぶことになる。

この第五書式甲と同乙について、「損益および利益処分計算書」として「結合」形態なのか「混合」形態なのか、さらに基本的な課題として、この計算書が、「宣言型」(*declared type*)のものか、「提示型」(*proposed type*)のものかについては、後に実証して私見をくわしくのべる。

なお、参考までに次の事実を特記しておく。上記の第一国立銀行の第一回決算にみえている第二書式、第三書式および第四書式の貸借対照表に相当の報告書の様式は、すべて「大陸式」である。第一書式（第一号～第五号）の本店毎月実際報告は、内容的には残高試算表であるが、その貸借の対照位置は左右が逆になっている。

2. 利益処分権限の帰属関係

利益処分権限が、取締役会に帰属するのかそれとも株主総会に帰属するのか。この命題は、財務諸表の用語、様式、種類および体系に重大な影響をもつ。とくに、「損益および利益処分計算書」: Profit and Loss and Appropriation Account の類型を判断する場合、それが「提示型」(*proposed type*)なのか、「宣言型」(*declared type*)なのかを知る上でも、最も肝要なのである。なお、この両タイプのそれぞれの名称は、論述の便宜上、筆

者（久野）の専断で命名したものであるから、後に厳密に両者を定義する。

利益処分権限の帰属関係を知る基本的な方法は、いうまでもなく、まず国立銀行条例、同成規を検討することであろう。この条例並びに成規は、明治五年八月裁可、同年十一月太政官布告第三百四十九号をもって令達されたが、後に明治九年八月太政官布告第百六号をもって改正が加えられ（これは甚しく重大な改正であった）、さらに、明治十六年五月太政官布告第十四号「条例中ノ改正加除」が令達されている。

この辺の条例・成規の変遷の事情が見落されているために、利益金割合報告の作成・提出、さらには利益処分権限が取締役会に帰属するのか、株主総会に帰属するのかに関連して、「国立銀行条例（明治5年制定）第79条・第80条」の規定が取り上げられることがあるが、これは誤りである。

明治五年八月制定（同年十一月布告）の国立銀行条例は、通計28条、161節からなっており、第79条・第80条は存在しない。この両条文は、いずれも、明治九年八月太政官布告第百六号の「改正国立銀行条例」の条文である。そこで、利益処分権限にかかわる明治五年八月制定の国立銀行条例および明治九年八月の改正条例の関連条文を次に紹介する。なお、前出の第80条（正しくは、改正国立銀行条例第80条）は、ここで論じている当面の課題とは、まったく無縁なものであるので、為念、申し添える。

第十三条 銀行利益金分割ノ手續ヲ明ニス

第一節 国立銀行ノ頭取取締役等ハ毎年両度宛銀行ノ総勘定ヲナシ其純益ヲ正算シ株高ニ応シテ公平ニ之ヲ分割ス可シ

第二節 右分割ノ前ニ其利益ノ正算ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公

告スヘシ

第三節 其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ヘ分割ヲ為サル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ヘ差出ス可シ

（明治5年11月・国立銀行条例）

第七十九条 此条例ヲ遵奉スル銀行ノ頭取取締役等ハ半季毎ニ其銀行ノ総勘定ヲナシ其総益金ノ内ヨリ諸雜費並ニ損失補償ノ金額及ヒ滞貸金ノ金額（若シ之アラハ）ヲ引去リ其余ヲ以テ純益金ト為シ又此内ヨリ次条ニ規定セル積金ヲ引去リ其余ノ金額ヲ以テ総株主ヘ分配スヘシ○尤右利益ノ計算ハ株主ニ分配セサル前十日以内ニ（郵便通送日数ヲ除ク）紙幣頭ヘ差出シ其承認ヲ得テ後之ヲ株主一同ヘ通知シ且ツ新聞紙ヲ以テ世上ニ公告シ而シテ之ヲ株主一同ヘ分配スヘシ

但槌カナル抵当物或ハ確實ナル引受人アル貸付金ヲ除クノ外其返済期限ヲ過クルコト六箇月以上ニ及フモノハ都テ之ヲ滞貸金ト看做スヘシ

（明治9年8月・改正国立銀行条例）

また、株主総会において「之ヲ株主一同ヘ明示スヘシ」の規定に関し、「国立銀行成規」（明治5年制定）第64条が取り上げられることがあるが、これも誤りである。

第64条とあるのは、明治九年八月制定の「改正国立銀行成規」第六十四条のことであり、改正成規の第六十二条～第六十四条には、次掲の規定が設けられているのである。

利益金分配ノ事

第六十二条 頭取取締役ハ（株主ノ總會ヲ経テ）銀行ノ利益金ヲ株主銘々所持ノ株高ニ応シテ割渡スヘキ旨ヲ総株主ヘ報知スヘシ
諸計算ノ事

第六十三条 銀行ノ出納其他一切ノ計算ニ関スル諸簿冊ハ紙幣頭差図スル所ノ書式ニ従ヒ明細厳肅ニ記入スヘシ
第六十四条 頭取取締役ハ毎半季考課状及ヒ出納ノ明細書ヲ製シ總會ニ於テ之ヲ株主一同ヘ明示スヘシ

(明治9年8月・改正国立銀行成規)

利益処分権限の前記の帰属関係について、規定自体からは、必ずしも明確でないところが、たしかに認められる。さらに、条文解釈上からは、もっと立入っていうと、事実関係としては、利益処分権限が取締役会に属し(事実問題として)、株主総会に対しては、単なる報告事項にとどまるとする有力な意見がある。しかし、かかる判断は、条例や成規、さらには、第一国立銀行の第一回以来の考課状(半季実際考課状)の本文それ自体を、綿密に分析した上での結論ないし推論でなければならぬ。さもなければ、単なる当て推量になる危険を伴うことになる。

そこで、以下に、ややくどい話になるが、その事情をさぐってみることにしよう。

明治五年十一月太政官布告第三百四十九条の国立銀行条例第十三条第二・三節でみると、株主に配当するに先立って、「利益ノ正算ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告ス」ることになっているのであるが、「其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ヘ分割ヲ為サザル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ヘ差出」させている。なお、後述するように、第一国立銀行の第二回半季実際考課状をみると、「紙幣頭ノ承認ヲ得テ」という記述がある。従って、紙幣頭に「差出して承認をうける」と理解することができる。

そこで、時間的順序を整理してみると、こうなる筈である。

決算日(上^{半季}六月三十日、下^{半季}十二月三十一日)→(日数を特定せず)→「株主へ通知・決議・新聞に公告」→

(10日以内)→「紙幣頭へ差出して承認をうける」→「配当を実施」

そこで、以上の経緯から明らかなことは、利益の処分に関しては、『明治財政史』(第十三巻、六三一頁)もいうように、当時としては、「其半季利益金ノ割合(久野注、利益処分)ハ株主ノ決議ヲ経タル上大蔵卿ノ認可ヲ得。更ニ其資産負債ノ計算ト共ニ世上ニ公示」することとなった。

ところが、明治九年八月の改正国立銀行条例第七十九条では、「株主ニ分配セサル前十日以内ニ(郵便通送日数ヲ除ク)紙幣頭ニ差出シ其承認ヲ得テ後之ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ヲ以テ世上ニ公告シ而シテ之ヲ株主一同ヘ分配スヘシ」とある。「株主一同ヘ通知」は、紙幣頭の承認を得た後である点を注目したい。しかれば、紙幣頭に「利益ノ計算」を差出すのは何時なのか。「株主ニ分配セサル前十日以内」とあるが、株主に分配する日を先の方にどんどんずらしていけば、その10日以内というわけであるから、紙幣頭へ差出す日もまた先の方にずれこんでゆくことになる。これはどうしたことか。この疑問は、改正国立銀行成規の最後の条文である「国立銀行報告ノ事」第六十六条で水解する。当時の国立銀行の会計期間は、暦年制でかつ上季・下季を分けていたことをとくに付記する。すなわち決算日は6月30日と12月31日である。次に第六十六条を引用する。「右六種ノ報告ハ第一月十日第七月十日マテニ紙幣頭ヘ差出スヘシ」とある点を注目されたい。

国立銀行報告ノ事

第六十六条 国立銀行ハ銀行条例第七十七条ニ準拠シ紙幣頭差図スル所ノ書式ニ従ヒ半季及ヒ毎月其銀行営業ノ實際報告ヲ製シ之ヲ紙幣頭ヘ差出スヘシ其報告ノ種類ハ左ノ如シ

但右報告用紙ハ相当ノ代価ヲ以テ紙幣寮ヨリ払下クヘシ

- 第一 銀行半季考課状
- 第二 銀行半季實際報告
- 第三 銀行半季利益金割合報告
- 第四 銀行半季平均高報告
- 第五 銀行年中平均高報告
- 第六 株主姓名表

右六種ノ報告ハ第一月十日第七月十日
マテニ紙幣頭ヘ差出スヘシ尤モ遠隔ノ
地方ニ本店又ハ支店ヲ設置シタル銀行
ハ其郵便日数ヲ宥恕スヘシ

- 第七 銀行本店毎月實際報告

- 第八 銀行支店毎月實際報告

右二種ノ報告ハ毎月五日マテニ紙幣頭
ヘ差出スヘシ尤モ遠隔ノ地方ニ設置シ
タル銀行ハ其郵便日数ヲ宥恕スヘシ但
支店毎月報告ハ其本店ヲ経ルニ及ハス
其支店ヨリ直チニ紙幣頭ヘ差出スヘシ
右ノ外紙幣頭ノ考案ニヨリ臨時實際ノ
報告ヲ差出サシムルコトアルヘシ尤モ
右臨時報告ノ差出方ハ其時々紙幣頭ヨ
リ命スヘシ

右之通相定候事

明治九年八月一日

太政官

そこで、時間的順序を整理してみると、こ
うなる筈である。

決算日(半季決算三月三十一日)→「紙幣頭へ差出
して承認をうける」(半季七月十日以内)→「株
主へ通知・決議・新聞に公告」→「配当を実施」

改正条例によって、紙幣頭(明治10年1月以
降では大蔵卿)の利益処分に関する干渉ないし
監督権限が一段と強化され、かつその主旨が
明確化されたことがよくわかる。

条例の改正の前後を通じて、一貫している
点といえば、「利益ノ正(計)算」を紙幣頭(後
には大蔵卿)に差出しその承認をえてからでない
と利益の処分(配当)が実施できないという
一点であり、また、「株主一同へ通知」の手
続が、すくなくとも規定上では、改正前と改

正後とで明らかに違ってきている。

たしかに、利益処分権限の帰属関係につい
て、規定上明確でないところもあり、「株主
一同へ通知」の意味も、いまひとつはっきり
しない。しかし、それをもって直ちに、「株
主総会に対しては、利益金割合報告が単なる
報告事項にとどまる」とする結論は出し難い
のではないかと思う。「半季利益金割合報告」
という名称の「損益および利益処分計算書」が
「損益および利益処分(宣言, *declared*)計算
書」であり、それと一対をなす「半季實際報
告」という名称の「貸借対照表」が「利益処
分後(済)貸借対照表」であるとする認識に
立つとすれば、「利益金割合報告が単なる報
告事項にとどまる」という解釈は、たしかに
都合がよい。しかし、「半季利益金割合報告」
が「損益および利益処分(提示, *proposed*)
計算書」であり、また「半季實際報告」が「利
益処分前貸借対照表」であるとするれば、この
都合のよい推量は、その必要がないし、そも
そもその成立すら難かしいことになる。

事ここに至っては、どうしても、第一国立
銀行の「半季實際考課状」そのものを数期
(季)にわたって、細かに検討する以外に手は
ない。

第一回半季實際考課状をみると、「利益金
割合ノ事」の末尾には、利益処分内容を示し
た後に次期への繰越利益額を記載して、その
最後の文面は、「……ハ後半季エ繰越申度候」
とある。「繰越したいと思いますがどうでし
ょう」という意味である。「繰越申候」でも
「繰越可申候」でもない。第一回以下、次の
ようになっている。

第一回……繰越申度候

第二回……繰越可申積候

第三回……繰込申見込ニ候

第四回……繰込可申取締役ノ見込ニ候

第五回……同上

第六回……繰込ムヘキ目的タリ

第七回……同上

第八回……同上

第九回……同上

第十回……「後半季ニ繰込ヘキ事ヲ七月十四日株主総会ニ於テ決定セリ」。なおこの実際考課状の日付は、明治十一年七月十五日となっている。

第十一回……「後半季ニ繰込ムヘシ」とある。この実際考課状の日付は、明治十二年一月十九日となっている。

次に、第一国立銀行の第一回・第二回の半季実際考課状を通覧して、時間的に利益処分(配当)の経過を追ってみよう。具体的に実証することができる。

決算日(「利益ノ正算」)……明治6年12月31日

株主総会への提案・決議……明治7年1月11日(紙幣頭へ提出・承認)

処分(配当)の実施……明治7年2月5日より開始

第二回から第五回までの半季実際考課状の関係文章を引用しておく。

第二回半季実際考課状では、「一月十一日株主一同ノ集合ニ於テ昨半季ノ利益金割賦ノ議相定メ」、「昨半季利益金割合ノ儀ハ既ニ紙幣頭ノ承認ヲ得テ当季割賦ノ分ハ二月五日ヨリ相渡申候」とある。

第三回半季実際考課状では、「当銀行株主ノ集会ハ七月十一日ヲ以テ相行ヒ(中略)利益金割合ノ儀ヲ決議イタシ候」とある。

第四回半季実際考課状では、「割賦ノ儀相定メ」とある。

第五回半季実際考課状では、「利益金ノ儀ヲ決議致シ候」とある。

利益処分の提案、承認および実施に関して、株主総会への「提案」とその「決議」、紙幣頭への「利益金割合報告(表)」の「提出と承認」、

「処分(配当)の実施」という一連の手続は極めて明確である。紙幣頭への提出と承認に関して、改正法の前後で手続の順序が逆転してはいるけれども。

利益処分(配当)に関し、株主総会へのその提案と承認、および半季利益金割合報告(表)の紙幣頭への提出、これら両者の関連(とくに時間的な)について、今ひとつ判然としないので困ったのであるが、幸に、「明治十一年十二月十四日大蔵卿ヨリ各国立銀行へ達セラレタル国立銀行報告差出方規則附録ヲ抜萃セシモノニシテ其ノ達文ニ著者ノ意見ヲ混述セシモノ」という明治12年4月出版、山田十畝著『銀行簿記用法』巻三「銀行簿記用法附録」の次の記事が参考になった。

該報告(久野注、半季利益金割合報告)ヲ大蔵省へ差出スニハ左ノ方ヲ以テ伺書ヲ差出スベキモノトス

第一 該報告ヲ差出ストキハ何月何日株主一同ノ集会ニ於テ別表ノ如ク決定セルヲ以テ株主へ割賦取計可然哉ノ趣キヲ記シタル伺書ヲ添フヘシ

第二 定式集会一月或ハ七月ノ十日後ニシテ已ニ考課状ヲ差出シタル後ニ至リ利益金割合報告ヲ差出ストキハ右同伺文中へ何月何日差出シタル考課状ニ記載セシ所ノ利益金割合見込ノ如ク決定セシ趣カ或ハ其ノ割合ノ見込高ヲ改メ別表ノ如ク決定セシ趣キヲ加ヘテ割賦ノ取計ヲ伺フヘシ

株主総会において利益処分(配当)の内容が提示・承認され決定した後に紙幣頭へ「銀行報告」を提出する場合と、株主総会の開催日が「一月或ハ七月ノ十日後」(当時の改正国立銀行成規は、銀行半季実際考課状ほか6種の報告書を、半季の決算日以後10日以内、つまり一月十日、

七月十日までに紙幣頭に提出することを定めている）である場合につき明記してある。

なお、若干気になるので付記する。先出の引用文中に、山田は「明治十一年十二月十四日大蔵卿ヨリ各国立銀行へ達セラレタル国立銀行報告差出方規則附録」と記述しているが、令達の時期は明治10年12月である（明治財政史・第13巻661頁）。また、この附録は、「規則」の不備を補う目的のものであって、半季實際考課状雛形はふくまれていない。「国立銀行報告差出方規則」は明治9年9月に制定され、後に明治10年6月に若干修正され、別冊・「半季實際考課状雛形」が併せて交付された。「附録」の交付は、この年の12月である。

国立銀行の各般にわたって、英国の（ないし英国系銀行の）影響が甚大であったと推量されるが、利益処分（配当）に関していえば、国立銀行の場合、監督官庁である大蔵省の権限が強大であったように思われる。また、現実の問題としてはともかく、すくなくとも株主総会に関する第一国立銀行の半季實際考課状の記述を通覧した上での印象からいえば、利益処分（配当）についての株主総会の権限は明確であって、とくにこの点では、英国会社法の適用をうける英国諸会社の多くの場合（必ずしも全部ではない）とは、趣を異にするようである。かかる彼我の事情の相違こそが、英国の場合、銀行をふくむ一般株式会社で作成している財務諸表の体系は、「利益処分後（済）貸借対照表」と「損益および利益処分（宣言、*declared*）計算書」との一对からなる整合性のある「正則的な体系」（「配当宣言財務諸表」）をなすケースが多くみられるのに反して、第一国立銀行の場合では、明治6年12月第一回決算以来、一貫して「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分（提示、*proposed*）計算書」との一对からなるこれまた整合性のある「正則的な体系」（「配当提示財務諸表」）となっている主因であると考えられる。これら

に関連する命題は、とりわけ重要な意味をもつので、いささかくどいが、事実関係を明らかにして、折にふれて実証する。

英国の事情とくに法律面には、門外漢であり不案内であるが、小町谷操三著『イギリス会社法概説』（昭和37年10月刊）等によって整理してみると、結局、こうなるようである。

利益の処分、配当に関する取締役会の権限は、すこぶる強大であり、定款に定めのない限り、株主に利益を配当する必要はないし、また、積立金への組入れやその取崩が自由にできる。利益の配当は、定款に従った“*declaration*”「宣言」によって確定する。この宣言をするまで株主には利益配当の請求権は生じない。しからば誰がこの「宣言」を行なうのか。定款に特別の定めがなければ株主総会の権限である。しかしながら、この場合でも、取締役会が配当可能利益として株主総会に“*proposition*”「提示」した金額を超えた配当決議をすることはできない（第1付則A表114号）。一般には、株主総会の“*sanction*”「承認」を得て取締役会が利益配当の“*declaration*”「宣言」をする場合が多いが、取締役会が単独で「宣言」することができる旨の定款を規定しているケースもあるという。なお、英国会社法それ自体では、利益の配当につき直接規定していない。付随定款の内容をなす規定の一部として、第1付則A表第114号～122号を設けている。結論として、小町谷博士はいう。

「以上のような次第であるから、理論上は、株主総会が利益配当について、最終的決定権をもってはいるけれども、実際において利益配当を支配するものは、取締役会である」（前掲書、376・7頁）

以上に関連して、とくに留意すべき諸点は、利益処分に関しては一般的に取締役会の権限が強大であることと、「定款による特別の定め」にかかわる事情（その内容）とである。これらの点に関して、日本でもよく知られている判例を思い出したので簡単に紹介する。出

典はディクシー (L. R. Dicksee: Auditing, 1892. p. 656) の Lee v. Neuchatel Asphalt Co. の控訴院判決である。当該会社が減価償却を行わず、このようにして計算された利益を配当したことに対する一部株主の不法ないし不当の訴えに対して、判決では、「固定資産の償却を行わずに利益金の配当をなすべき事を、会社定款中に規定することを得」としたのである。すなわち、裁判所は、かかる利益の配当は資本の一部を払い戻すことになるが、その事の当否を問題としたのでもなく、さればと云って、償却前利益により配当することが、鉾山閉鎖の時の企業解散を少しづつ繰り上げて行なうことを意味するのだから、かかる措置が適当だと判断したのでない。会社定款中に規定することそれ自体の合法性を認めたにすぎないのである。

3. 国立銀行統一財務諸表制への道

第一回半季実際考課状の本文には、「銀行毎月ノ実際報告並毎半季ノ実際報告及考課状其外諸計算平均法本店支店合算表等マテ毎月毎半季每一季ト紙幣寮エ上呈ノ規則十二月二十四日同寮ヨリ御達相成申候」とある。

明治6年中に開業の国立銀行は僅かに二行、しかも、そのうちの第五国立銀行は同年12月の開業であったから、現実に営業中の国立銀行は、この第一国立銀行だけであった。この「御達」の時期は、明治6年12月24日、すなわち、第一国立銀行の第一回決算日である明治6年12月31日の直前であった。

後述するように、明治10年6月の「国立銀行報告差出方規則」別冊・「半季実際考課状雛形」および同年12月の「国立銀行報告差出方規則附録」の令達により、国立銀行の統一財務諸表制が確立するわけだが、かかる方向づけは、すでに第五回半季実際考課状(明治9年1月11日)の記事で明らかである。すなわち、この考課状では、明治8年11月24日に紙幣寮より「本店毎月実際報告野表御改正相

成」の手続書が令達されて、同年11月分より改正が加えられたこと、また、「半季実際報告計表追テ御改正可相成候得共当半季分ノ差出方十二月十五日紙幣寮ヨリ御達ニ付右ニ從ヒ上呈致シ候」とある。

半季実際報告その他の会計報告書類(決算財務諸表)については、「追テ御改正相成候得共当半季分ノ差出方」につき、第一国立銀行に対して、明治8年12月15日にいち早く紙幣寮より令達がなされている。そして、この第五回半季実際考課状にみられる「報告計表」の類は、従前のものとは一変しており、損益勘定の記載様式を除いては、殆んど明治10年6月制定の「国立銀行報告差出方規則」の別冊・「半季実際考課状雛形」と同一である。つまり、大蔵省は、この「法定雛形」を当時にわかにその数を増した各国立銀行に令達するに先立って、明治8年12月15日に第一国立銀行に令達し、明治8年12月31日決算から改正の様式を実施させているのである。同行の明治8年下半季、明治9年上・下半季は、考課状雛形のいってみれば試用期間となったわけである。とくに目立った改正点をあげる。半季実際報告の様式(勘定式貸借対照表)が、いわゆる「英国式」になったこと、なおこの「英国式」に関しては、筆者(久野)はいささか私見をのべねばならぬが、後に詳述する。ここでは、「いわゆる」という但書きを付けるにとどめる。また、科目が大幅に改正されていること、および、補正勘定の方式が導入され発生主義損益計算の方向が明確になったこと、が注目される。なお、この補正勘定の方式は、数年の後には廃止されてしまう。いずれも後に詳述する。

つづいて、次々回の第七回半季実際考課状(明治10年1月7日)では、法定考課状雛形の制定前約半年であるが、その11・12頁に、次のような注目すべき記事がある。

当銀行半季決算ノ方法及ヒ営業体裁等

ハ七月中（久野注、明治9年7月である。この翌月の明治9年8月に国立銀行条例の改正があった）精明ニ至ルト雖モ猶其寛全ナラサルヲ以テ七月七日更ニ諭達セラルル者アリ爾来其精致至善ノ方法ニ従事シー層勉勵セリ

注目すべき時点と関連事項は、次のとおりである。

明治6年12月24日……「紙幣寮エ上呈ノ規則」令達

明治6年12月31日……第一回決算日

明治8年11月24日……本店毎月実際報告野表改正方の令達

明治8年12月15日……半季実際報告計表の当半季分の差出方の令達

明治8年12月31日……第五回決算

明治9年7月7日……半季決算の方法及び営業体裁等の改良につき諭達

明治9年12月31日……第七回決算

明治10年1月……銀行課が紙幣寮より本省に移管。監督者は紙幣頭から大蔵卿となる。

明治10年6月……「国立銀行報告差出方規則」別冊・「半季実際考課状雛形」の制定

明治10年6月30日……第八回決算

明治10年12月11日……「国立銀行報告差出方規則附録」の制定

明治13年12月……「国立銀行報告差出方規則」の改正

第一国立銀行の財務諸表の様式、構造等の変遷、国立銀行統一財務諸表制への展開過程の道標ともなる。次項以下の解析とくに様式の変遷につき、これら上掲の時点を注目されたい。

4. その他の注目すべき記事

第二回半季実際考課状（明治七年七月十一日）

には、次の記事がみられる。

「大阪支店簿記方法洋式ニ改革ノ儀四月廿二日より追々規則相立諸事本店ノ成規ニ倣ヒ取扱罷在候」

「大阪支店ノ儀ハ本年四月ヨリ簿記其外都テ本式ニ相改メ且其営業モ日々相応ニ相増シ諸事追々拡張ノ見込ニ候」

第三回半季実際考課状（明治八年一月十一日）には、次の記事がみられる。

「当銀行毎月実際報告ハ定期差出方規則ニ照準シ七月ヨリ十二月マテノ分悉ク紙幣頭閣下ニ上呈イタシ候」

「当銀行五等勤仕帳面課長野間益之助八月二十一日病死イタシ候ニ付五等勤仕書記課長熊谷辰太郎ヲ帳面課長エ転任イタシ候 右益之助儀ハ当銀行創立以前ヨリ紙幣寮御雇外国人ノ伝習ヲ受夙ニ簿記精法ニ通曉シ当銀行簿記ノ整頓セルハ実ニ同氏ノ力居多ナルニ付取締役共属望イタシ居候所頓ニ遠行イタシ候ハ実ニ痛惜ノ事ニ候」

「銀行ノ営業ハ専ラ簿記ノ精緻ト算査ノ方法ヲ大要ト致スヘキ儀ニ候得共世間猶未タ其技術ニ乏シク依テ更ニ紙幣寮ニ於テ銀行実地營業学取調ノ為メ学员御撰挙可相成ニ付当撰見込ノ者有之候ハバ修学可願出旨紙幣寮ヨリ御達ニ付当銀行ヨリ帳面方ノ内三人修学相願日々出寮勉強罷在候」

明治9年8月の国立銀行条例の改正により、正貨兌換を放棄して、「通貨」による兌換となり、結果的に銀行券は不換紙幣化するのであるが、その前年のこの第三回半季実際考課状には、次のような注目すべき記事がみられる。

発行紙幣之事

英国為替相場ノ低下セルニヨリ金貨騰上シタルニ付銀行紙幣ハ再ヒ発行ス可カ

ラサルノ件ハ前会ニ於テ既ニ演述シタル
通り昨明治七年六月ヨリ収入ノ紙幣ハ再
出サセルニ付第七号半季平均高報告書ノ
通り流通高漸ク減少シ目今僅ニ拾九万六
百九拾四円ト相成申候

右金貨ノ価格ハ漸次騰上シテ他ノ通貨
同様ノ価位ニ復スヘキ見込無之ニ付発行
紙幣兌換之儀ハ通貨ニ御更正有之度各国
立銀行ヘ相談ノ上不殘連署イタシ三月八
日（久野注，明治7年）紙幣寮ヘ願出仕候

第四回半季實際考課状（明治八年七月十一日）
には，次の記事がみられる。

「右計算等ノ中（久野注，「半季利益金割合報
告」）営業用ニ引去リタル分（久野注，「営業用
戻シ入」3,000円。減価償却分に相当）ハ本支店
家屋建築ノ費用十六万二千二百円ノ元入ニシ
テ此元金ハ素ヨリ不動ノ財産ニ候得共其年月
ヲ経ルニ從ヒ自然損傷スヘク随テ価格モ低減
スヘキニ付第二集会ニ於テ演述シタル通り追
々利益金ノ内ヨリ之ヲ引去リ営業用元高ヲ減
少可致旨取締役之ヲ決議シ向後毎半季多少其
高ノ戻シ入可相立見込ニ候」

減価償却の端緒である。なお，本文中に
「第二集会ニ於テ演述シタル通り」とあるが，

この第二集会が何を指すのか不明である。こ
ころみに，第二回の半季實際考課状を通覧し
たが，関連の記述はなかった。

第六回半季實際考課状（日付不詳）には，次
の記事がみられる。

「銀行改業之事 国立銀行条例ヲ改正シ且
在来ノ銀行モ亦該条例ニ照準シ更ニ創業スヘ
キ事ヲ出願セシム因テ当銀行ハ同月（久野注，
明治9年9月）二十日ヲ以テ株主一同ノ臨時集
会ヲ開キ担任ノ頭取取締役ハ十三ヶ条ノ議目
ヲ設ケ之ヲ株主一同ニ詢リ其立案ニ異議ナキ
ヲ以テ乃チ創立証書定款ヲ議定シ翌二十一日
改業ノ事ヲ紙幣寮ニ出願シ其二十五日從前ノ
如ク第一国立銀行ノ名称ニ依テ改業スヘキ事
ヲ允准セラレタリ」

国立銀行条例の改正（明治9年8月）により，
既設の四国立銀行（第一，第二，第四，第五）も，
あらためて営業免許の出願をしている事情が
よくわかる。『明治財政史』（第13巻，260～261
頁）によると，この年の開業免許等の実況は，
次のとおりである。なお，第三国立銀行（大坂）
は，設立總會に紛争があり解社となっていた
ため，第三は欠番であったが，この時に，安
田善次郎が東京にこの第三国立銀行を新設し
たのである。

国立銀行名称	開業免状下付 年月日	資本金高	資本増減	同 上 年 月	資本金現高(15年 6月3日)	支店数
	開 業 日	発行紙幣高	発行紙幣増減		発行紙幣 現 高	
東京第一	9年9月26日	1,500,000		9, 11, 12ノ3年 度間ニ3回増ス 11年8月16日	1,500,000	
		1,200,000			1,200,000	
横浜第二	9年11月28日	250,000	250,000増		500,000	
		200,000	200,000増		400,000	
東京第三	9年12月1日	200,000	100,000増		300,000	
	9年12月5日	160,000	80,000増		240,000	
新潟第四	9年12月19日	300,000			300,000	
		240,000			240,000	
東京第五	9年10月5日	300,000			300,000	
		240,000			240,000	

（注，第五国立銀行は，はじめ大阪に開業。明治9年1月，本社を東京に移した）

第八回半季實際考課状（明治十年七月十五日）には、次の記事がみられる。

「方今各地方ニ於テ銀行ヲ創立セントスル者ハ概ネ当行ニ問テ其規画例範ヲ叩キ殊ニ本店ノ實際ニ就テ習ハント欲シ或ハ簿記ヲ学ハント請フモノ少ナカラス之ハ是營業ノ利病ニ直接セサルモノト雖モ又世信ノ如何ヲ徴スルニ足ルヘシ」

第九回半季實際考課状（明治十一年一月十三日）には、次の記事がみられる。

「大蔵省銀行課ニ於テ毎月一二回銀行雑誌ナルモノヲ刊行セラル、旨ヲ以テ其第一回ノ刊本ヲ下附セラレタリ」

「大蔵省ヨリ十二月十一日（久野注、明治10年）国立銀行定期報告差出方規則附録一部ヲ下附セラレ規則中詳細尽サ、ル廉ハ之ニ照準シテ調造スヘキ旨告示セラレタリ」

「国立銀行報告差出方規則附録」（「国立銀行定期報告差出方規則附録」とある）が交付されたのは、明治10年12月11日であったことがわかる。第一国立銀行の場合は、すでにこれに先立つ第八回決算（明治10年6月30日）で実施されている。注目すべき事実である。さらに、「損益勘定」を除いては、前述のように、第五回決算（明治8年12月31日）から実施されているのである。

Ⅲ．第一国立銀行：半季實際報告（表）と半季利益金割合報告（表）

1. 名称と構造および問題点

明治五年八月五日裁可、同年十一月十五日太政官布告第三百四十九号の「国立銀行条例」第十二条・第十三条は、銀行から紙幣頭に差出す報告書・計表の手続を明らかにし、銀行利益金処分（分割）の手続を示したが、同時に布告された「国立銀行成規」（明治五年八月五

日紙幣頭公告）では、「国立銀行報告ノ事」で、紙幣頭に提出する「報告」（「紙幣頭ニ可差出報告」）として、次の各号を示した。

- 第一 銀行實際報告
- 第二 銀行實際別段報告（久野注、紙幣頭の判断でとくに明細な報告を必要としたときに作成される）
- 第三 銀行利益金割合報告
- 第四 銀行實際報告刊行見本
- 第五 株主姓名表
- 第六 頭取々締役誓詞
- 第七 銀行役人上任報告
- 第八 銀行元金増減申立
- 第九 銀行鎖業並ニ分散ニ付株主等見込申立
- 第十 鎖店或ハ分散申立刊行見本
- 第十一 発行紙幣平均高並ニ準備金預り金平均高申立（但一ケ年半ケ年平均）

明治九年八月太政官布告第百六号「改正国立銀行成規」第六十六条の「国立銀行報告ノ事」では、国立銀行条例第七十七条によって紙幣頭の「差図スル所ノ書式」に従って、半季および毎月紙幣頭に差出す報告書の種類として、次の各号を示した。

- 第一 銀行半季考課状
- 第二 銀行半季實際報告
- 第三 銀行半季利益金割合報告
- 第四 銀行半季平均高報告
- 第五 銀行年中平均高報告
- 第六 株主姓名表
- 第七 銀行本店毎月實際報告
- 第八 銀行支店毎月實際報告

第一から第六までの報告は、1月10日、7月10日までに、また第七・八の両報告は、毎月5日までに、紙幣頭に差出すことを命じている。

なお、明治十三年十二月「改正国立銀行報告差出方規則」では、年中平均報告表（久野注、明治十年六月「国立銀行報告差出方規則」では

この用語を採用した) について, 「此報告表ハ
当分差出スニ及ハス」としたほか, 次の各号
を示した。

毎月実際報告表
半季実際報告表
半季平均高報告表
利益金割合報告表
株主姓名表

これらの報告(表)のうち, 銀行の決算財務
諸表は, 銀行半季実際報告(銀行実際報告, 半
季実際報告表)と銀行半季利益金割合報告(銀
行利益金割合報告, 半季利益金割合報告表)とで
ある。

「半季」とあるのは, 国立銀行の会計期間
が暦年制であり, かつ, 上半期と下半期を区
別していたことによる。従って決算日はそれ
ぞれ, 6月30日と12月31日である。この体制
は, 昭和18年の銀行法改正時まで引きつがれ
ることになる。この戦時下, 銀行の会計期間
は, 国の財政年度と歩調を合せることになる
のである。

「利益金割合」とあるのは, 「国立銀行成規」
(明治五年十一月太政官布告三百四十九号)・「国
立銀行報告ノ事」に示された「紙幣頭ニ可差
出報告」・第三 銀行利益金割合報告 の記
事から明白である。すなわち, 「是ハ銀行ニ於
テ当年ノ利益金ハ元金一株ニ付何円何銭ノ利
益ナリト云フ割合」とある。そして, この報
告書の構造・機能からいえば, 英国の Profit
and Loss and Appropriation Account「損
益および利益処分計算書」の伝統をそっくり
継承したものである。ただし, Appropriation
(*proposed*)「配当(利益処分)提示(予定)」
なのか Appropriation (*declared*)「配当(利
益処分)宣言(確定)」なのかは重要な命題で
あり, 後に実証して私見をのべる。

さてしからは, 「実際報告」とあるものは
何か。「国立銀行成規」では, 「商業ノ模様ニ
付其実際ヲ記シ」とあり, 「改正国立銀行成

規」では, 「銀行営業ノ実際報告」とあるが,
一向に要領を得ない。第一国立銀行で作成さ
れた半季実際報告の実況をみると, 一般にい
う貸借対照表つまり資産・負債および資本の
在高表である。ただし, この場合, 「利益処
分前」のものか「利益処分後」のものかは,
くどいようだが重要な命題であり, 前項でも
指摘したが, 後に実証して私見をのべる。

「実際報告」という名称それ自体からは,
いかにも英語の “statement of affairs” を思
わせるのに充分である。周知のように, sta-
tement of affairs という名称は, 資産・負債
および資本の在高表としても用うるが, 英国
でのごく普通の用語法では, balance sheet
もしくは statement of assets and liabilities
であろうし, 米国でのごく普通の用語法では,
financial statement, financial condition
(position) statement であろう。statement
of affairs とは, 通常の場合では, 清算(破算)
貸借対照表であろうと思われる。

なお, 第一国立銀行の第一回半季利益金割
合報告(第五書式)には, 株主総会に提出した
甲と, 紙幣頭に半季実際報告とともに提出し
た乙との二種があり, 科目や体裁あるいは構
造に両者で相異があるほか, 内容にも異なる
点があった。次項でのべる。

また, 既述したように, 第一国立銀行の第一
回半季実際考課状において, 第一書式の本店
毎月実際報告だけが「英国式」(English form)
の様式であり, 第二書式(全体の貸借対照表)
と第四書式(各出店別の貸借対照表)とは, 悉く
「大陸式」(Continental form)の様式であ
る。

さらに, 英国系銀行では, Profit and Loss
and Appropriation Account「損益および利益
処分計算書」の内容をもったものを Detailed
Profit and Loss Account と称し, Appo-
riation Account「利益処分計算書」の内容
をもったものを Published Profit and Loss
Accountと称して区別している。株主総会に

まず、これらの決算報告書類の実況を示そう。なお、前項Ⅱ.の1.で特記しておいた第一書式「本店毎月実際報告」（久野注、貸借の対照位置に注目）も参考資料としてとくに掲示しておく。第一書式は、第一号から第五号まであり、第一・二号は明治6年9月30日付のもので同一内容である。第三号以下は、それぞれ、10月31日付、11月30日付および12月31日付である。ここでは、手許の写真版の資料中で最も鮮明な第五号を示す。

(イ) この半季実際報告という名称の貸借対照

表は、「利益処分後(済)」のものであるのかどうか。またこれとの関連で、当時の英国の会計報告慣行であった「配当宣言財務諸表」の体系をそのまま踏襲したものであったのかどうか。一步立入れば、配当宣言財務諸表の体系そのものが、当時の英国の会計報告慣行のすべてであったのかどうか。

(ロ) 第五書式甲の半季利益金割合報告と、第五書式乙のそれとでは、科目や体裁あるいは構造が異なるだけでなく、実は、その内容に相違がある。この点は重要である。また、両者をくらべて、一方を「混合計算書」とし、他方を「結合計算書」とする解釈が成立するのだろうか。

イ) 次掲の財務諸表の実況から明らかなように、第二書式と第五書式乙は手書きのものであるが、第五書式甲は、すべてが活版印刷になっている。このことそれ自体は、いづれにしても大した問題ではない。紙幣頭に半季実態報告とともに提出したのは、第

樂一書式 第五

第一國立銀行半季實際報告

第二書式

借方			貸方		
摘要	金額	總計	摘要	金額	總計
現金			現金		
存款			存款		
放款			放款		
利息			利息		
匯兌			匯兌		
其他			其他		
總計			總計		

明治六年十二月三十一日

第一國立銀行 小野 若 野

第一國立銀行半季利益金割合報告

第三書式

借方			貸方		
摘要	內譯	總計	摘要	內譯	總計
現金			現金		
存款			存款		
放款			放款		
利息			利息		
匯兌			匯兌		
其他			其他		
總計			總計		

明治六年十二月三十一日

第一國立銀行 小野 若 野

明治六年十二月廿一日

同 取締 齊藤純造
第一國立銀行頭取 小野善助

上記の諸点は、相互に密接な関連を有するが、説明ないし実証の便宜上、①の問題から論ずることにしよう。第五書式甲と乙とでは、活版か手書きかという体裁上の違いもあることながら、科目をみても、明らかに乙の方が集約的である。これは誰がみても一目瞭然で

25

がある。いうまでもなく、利益処分項目として会計処理された場合でも、処分済支払未済ならば、貸借対照表の負債の部に姿をあらわすが、この場合、極めて重要な課題に逢着することになる。それは、果してこの「半季実際報告」が「利益処分後(済)」の貸借対照表であるかどうかである。

第一回のこの「半季実際報告」が、「利益処分済(後)」の貸借対照表であるとする見解があるが、その根拠は、この「半季実際報告」の右側の末尾に「純益金」93,551円28銭とあり、次いで、その処分内訳が別段積立金11,271円24銭以下に掲示されていることと、この利益処分項目が、「半季利益金割合報告」の左側の末尾の「純益金」の処分内訳項目と整合するからであるという。果して、そのような根拠で、前者が「利益処分後(済)貸借対照表」であり、これと一対をなす後者が「損益および利益処分(宣言, *declared*)計算書」であり、整合性のある「正則的な体系」としての「配当宣言財務諸表」であるとして結論づけられるであろうか。

以下、まず、第五書式甲・乙の両利益金割合報告が、「損益計算書」(Profit and Loss Account)と「利益処分計算書」(Appropriation Account)との結合計算書であるという認識に立脚して、「混合」か「結合」かという問題から検討してみよう。

甲式が「結合計算書」であり、乙式が「混合計算書」であるという結論は、にわかには出し難い。この「混合」あるいは「結合」という発想は、当期の損益項目ではなく、むしろ資本項目とみるべき前期繰越利益等の配当財源の調整項目が無原則に損益計算の領域に混入している形態を「混合計算書」といい、損益計算の領域とは截然と区別された形態で両計算が結びついているものを「結合計算書」とよぶところからきている。これは実に重要な問題意識で、後世に大きな制度上の影響を与えた命題であった。

しからば、この第一回の半季利益金割合報告(第五書式甲と乙)の実態はどうか。その甲には、たしかに前半季繰越高の項目はない。その理由は簡単である。第一回決算であるから、「前半季」そのものが存在しないのである。乙には、たしかに「前半期繰越高」という項目がある。しかし、その実態がないのだから当然のことながら金額の記載はない。何故に項目だけあるのか、これはおそらく「雛形」としての意味合が濃厚だからであろう。しかも、乙の「前半期繰越高」という項目は、

損 益 表

明治何年何月何日

損 失	摘 要	利 益
	当期総損益	
	利息	1,952,000
	手数料	1,854,000
	割引料	1,516,500
	公債利息	185,000
	公債売買損益	595,000
	前期繰越益(又ハ損)	65,000
		
		
		
		
		
565,000	給料	
358,500	雑費	
780,000	損失	
		
		
		
		
		
	純益(又ハ純損)	
450,000	積立金	
4,000,000	配当金(払込資本高百 円ニ付八円割)	
14,000	後期繰越	
		
		
		
6,167,500	合 計	6,167,500

損益計算書

明治何年^年二月^月三十一^日

損 失	摘 要	利 益
	当期利益	
	利息	952,000
	手数料	854,000
	割引料	1,516,500
	公債利息	185,000
	公債売買益	595,000
	前期繰越	65,000
		
		
		
		
	当期損失	
565,000	給料	
358,500	雑費	
780,000	損失	
		
		
		
		
	純 益 金	
450,000	積立金	
2,000,000	配当金（払込資本高百円 ニ付四円ノ割）	
14,000	後期繰越	
		
		
		
4,167,500	合 計	4,167,500

（ゴチックは筆者・久野）

「利益」（収益）という項目およびそのカテゴリーに入る内訳科目からは載然と区別されている。これは、極めてすぐれた点であり、後の明治二十三年十一月四日令達『銀行条例・雛形』（明治二十三年八月発布、明治二十四年一月一日施行の銀行条例の「営業報告並ニ計算等ヲ一定ナラシムル為」の雛形）では、損益表中の当期総損益の中の利益あるいは損失の部に「前期繰越益(又ハ損)」が混入してしまうの

である。この混合様式は、明治・大正期を通じて永く継承されることになる。詳細は後述するが、これは明らかに退歩であり、混合計算書の典型である。

『銀行条例』・「損益表」および『改正銀行条例』（明治三十二年三月）・「損益計算書」の雛形を前頁と本頁に示そう。

「前半期繰越高」を「利益」（収益）のカテゴリーから載然と区別するという前掲の様式は、当然に、「当期純利益計算」，「当期処分可能利益計算」および「利益処分（提示あるいは宣告）計算」という段階的区分を明確に意識（ないし認識）していることを反映している。このことは、とくに右縦書の様式の報告書を作成する場合に、極めて明白となる。その典型的な例を、第四国立銀行の第四回（明治八年下半季）の「損益勘定」にみることができる。詳細は後述（66頁）するが、その構造は、次のようになっている。

損 益 勘 定	
本支店別収益	三三、九二五円九銭二厘
本支店別損費	一八、一四四円八六銭二厘
残デ金	一四、七八〇円二三銭
滞貸抵当	三、〇〇〇円
役員賞与金	五九三円六十銭
営業用ノ内消却	六六四円八九銭
残デ金	一〇、五二一円七四銭（久野注・当期純利益）
前半期繰越	三、〇七二円八一銭
合計	一三、五九四円五五銭（久野注・処分可能利益）
別段積立金	一、三六〇円
当割賦金	一〇、〇〇〇円
後半季繰込	二、二三四円五五銭

この報告書は、極めて明確に各段階を区別した「損益および利益処分（提示）結合計算書」であって、「混合計算書」ではない。

第五書式乙には、項目（科目）があって金額のないものが、「前半期繰越高」以外にも

みられる。この点からみてもまた、第二回以降に適用される「雛形」としての意味合が極めて濃厚である。

次に、これまで、実にしばしば本稿で問題としてきた第二書式「半季実際報告」という名称の貸借対照表が、「利益処分前」のものか、「利益処分後」のものかについて、ここで実証して私見をのべてみよう。この問題は、くりかえしのべたように、第一国立銀行の第一回のこの財務諸表の体系が、「利益処分後(済)貸借対照表」と「損益および利益処分(宣言, *declared*)計算書」からなる「宣言型」なのか、それとも、「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分(提示, *proposed*)計算書」からなる「提示型」なのかの帰趨をわける最大のポイントである。

この問題の解明には、第一回の財務諸表だけを解析したのでは充分ではない。逐年の比較・検討が大切であり、また、とくに、わが国で最初の法定雛形となった明治十年六月大蔵省令達「国立銀行報告差出方規則」別冊・「半季実際考課状雛形」の制定前と制定後とを比較・検討することが、さらに一段と大切なのである。この雛形制定時は、第一国立銀行では第八回(明治十年上半季)に当る。そこで、まず、この時の貸借対照表(半季実際報告)からみよう。

第八回(明治十年上半季)の負債・資本の部の末尾をみると、この貸借対照表(48頁にその実況を示してある)が「利益処分前」のものであることは明白で議論の余地はない。「損益勘定」とあるが、この金額は、処分可能利益額、より正確にいうと、大蔵卿に提出して承

認をうける直前までの処分可能利益額を示している。詳細な実証は次項にゆずる。しからば第一回(明治6年下半季)のそれは、果して「利益処分後(済)貸借対照表」なのだろうか。

筆者(久野)は、次の諸点を根拠として、第一回半季実際報告が「利益処分後(済)」ではなくて、実は「利益処分前」の貸借対照表であること、さらに、国立銀行の半季実際報告は、第一回からひきつづき一貫して「利益処分前貸借対照表」であったことを実証する。ただし、明治十年六月「半季実際考課状雛形」の制定前と制定後とでは、ひとしく「利益処分前貸借対照表」であるとはいっても、大蔵省の承認権限の強化に伴い、「雛形」の制定により、それ以後の半季実際報告は、「利益処分前」であり、かつ、「所有物消却」、「役員賞与金」および「後半季繰込滞貸準備」(久野注、貸倒引当損)を計上する以前の貸借対照表となった。

第一国立銀行の第一回半季実際報告と、法定雛形に準拠した第八回半季実際報告との「負債・資本」の部の末尾の部分に次に併記してみる(数字は便宜上アラビア数字とし、かつ、横書に改めてある)。

この第一回の「純益金」およびその処分内訳項目、正確にいうと後述するように処分予定(提示, *proposed*)の内訳項目(久野注、金額が本金額欄でなく、内訳金額欄に記入されている点にも注目されたい)と、第八回の「損益勘定」とを比較して、前者から直ちに「利益処分後(済)貸借対照表」を、後者から直ちに「利益処分前貸借対照表」を推定するのは、いささか速断であり、それぞれの内容に立入った検

(第一回)				(第八回)			
純 益 金				損益勘定			
円				円			
別 段 積 立 金	11271・24			当 半 季 利 益 金	153605・438		
割 賦 金	54918・			前 半 季 繰 越 高	22465・839		
後 半 季 繰 込	27362・04	93551・28		前半季繰越滞貸準備	70000・	246071・277	

討と、さらに決定的に重要な第一回から第八回に至る「過程」の分析を必要とするように思われる。

とくに、次の三点を強調したい。

第一に、第一部、Ⅱ.の2.「利益処分権限の帰属関係」で解析したように、株主総会並びに紙幣頭（後に大蔵卿）に提示・承認をうける半季実際報告が、「利益処分後（済）貸借対照表」であるとは、定時総会（集合）の慣行上からも、法制上からも、考えにくい。

第二に、第一回半季実際報告それ自体についてみても、「利益処分前貸借対照表」であることを実証できる。

第三に、第一回から第八回（明治10年上半季）半季実際報告に至る間の「純益金」（処分可能利益）の記載状況の変遷の「過程」をみても、一貫して「利益処分前貸借対照表」であることを実証できる。

まず、第二の点すなわち、第一回半季実際報告それ自体について、次の諸点を注目したい。

(イ) 「純益金」93,551円28銭とあるのは、前半期繰越高等がある場合は「処分可能利益」（「当期末処分利益」）であり、ない場合は「当期（純）利益」である。

(ロ) 別段積立金、割賦金（配当金）、後半季繰込のそれぞれの金額は、内訳金額欄に記載されており、この Balance Sheet での貸借のバランスは、「純益金」93,551円28銭で保たれているのである。

(ハ) 諸役員褒賞金19,161円10銭が、第五書式甲のように利益処分項目であり、かつ処分が確定しており、支払未済の状況にあるのなら、当然、半季実際報告の上では、「抵当金」のグループに「仕払未済賞金」として姿をあらわす筈である。第五書式乙で費用計上した「賞金」19,161円10銭と対応する形で「仕払未済賞金」19,161円10銭が負債計上されていることは、すでにのべた。この筆法でいくと、利益処分が決定し「利益処分後（済）貸借

対照表」が作成されたと仮定すると、「割賦金」54,918円で支払済ならば、貨幣資産の減少とともにこの項目は姿を消している筈であるし、また処分済で支払未済ならば、「仕払未済割賦金抵当」54,918円として「抵当金」のグループに姿をあらわす筈ではなかろうか。次に、「別段積立金」11,271円24銭はどうなっているのか。第二回半季実際報告（決算日、明治7年6月30日）の貸方側に「別段積立金」11,271円24銭として姿をあらわす。今期つまり第一回ではなく、次期の第二回なのである。かくして、「純益金」93,551円28銭の処分済の内訳項目・金額の状況を意味するものではなく、強いていえば、別段積立金11,271円24銭、割賦金54,918円および次期繰越利益27,362円4銭に処分することを提示（*proposed*）している「半季利益金割合報告」（第五書式乙）との関連をもたせた参考程度の意味合しかない。身も蓋もないことをいえば、この純益金の処分内訳をなす予定（提示）項目を、半季実際報告に示すことそれ自体には、殆んど何の意味もない。この事は、先に第三として指摘した第八回に至る爾後の変遷をみれば、一目瞭然である。すなわち、次のとおりである。数字はアラビア数字に改めてある。

第一回（明治6年12月31日）

純益金

別段積立金	11271・24	93551・28
割賦金	54918・	
後半季繰込	27362・04	

第一回から第五回までは、同じ様式がつづくが、第六回（明治9年6月30日）では、次のようになる。

第六回（明治9年6月30日）

純益金

148168・327

別段積立金	い載金こ久 は額額の野 はの欄内注 な記に訳
割賦金	
後半季繰込	

ついで、第七回では、利益処分予定（提示）内訳項目の記載が、項目・金額ともに行なわれなくなる。次のとおりである。

第七回(明治9年12月31日)

純 益 金	196729・061
-------	------------

半季実際報告の上では、「純益金」という名称の処分可能利益（「当期末処分利益」）だけを示すにとどまるようになったのである。

このように、第六回に至り利益処分予定（提示）内訳項目につき金額を記載しなくなり、ついで第七回では項目・金額ともに記載しなくなったのは、前述したように半季実際報告の面とくに利益処分予定（提示）内訳項目を記載してみたところで殆んど無意味であるという理由のほかに、実はもっと切実なもうひとつの事情があったのである。それは、第八回（明治10年上半季）に制度の抜本的な改訂が加えられるのに先立って、この第六回と第七回とで、いわばその先駆的現象ともみろべき注目すべき変化がみられた。詳細は次項でのべるが、その要点をいえば、次のとおりであった。「半季実際報告」の面における「純益金」は、「営業用戻シ入」（第六回）・「営業用家作及家具代之内償却」（第七回）つまり減価償却費と、「本支店役員賞与」（第六回・第七回）を費用計上する以前の処分可能利益を示しており、「半季利益金割合報告」の面における「純益金」（差引純益金）は、減価償却費と本支店役員賞与を費用計上した後の処分可能利益を示している。そこで当然のことながら、両報告での「純益金」の金額は異なっている。これでは、「半季実際報告」の面で、純益金の処分予定（提示）内訳項目を記載してみたところで、金額の入れようがないし、内訳項目の記載それ自体が無意味である。どうしても内訳金額を、ということになると、利益処分予定（提示）内訳項目として、「営業用戻シ入」（営業用家作及家具代之内償却）と「本

支店役員賞与」とを、別段積立金、当半季割賦金、後半季繰込に追加せねばならず、こうすると、両報告の利益処分予定（提示）内訳項目で平仄が合わなくなってしまうのである。つまり、端的にいえば、「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」との両報告において、利益処分予定（提示）内訳項目の面で歩調を合せようとすれば金額が合わず、金額の面で歩調を合せようとすれば内訳項目が合わぬことになってしまうのである。

以上の事情からみても、半季実際報告が「利益処分前貸借対照表」であって、「利益処分後（済）貸借対照表」でないことには、まったく疑問の余地がない。

次の第八回、すなわち明治10年上半季にみられる「国立銀行報告差出方規則」の別冊・「半季実際考課状雛形」および「規則附録」に準拠した方式（前掲）については、「損益勘定」という新しいカテゴリーあるいは「当期利益金」という新しい概念とその内容がとくに注目される。「純益金」が当期末処分利益であることはしばしばのべた。しからば「損益勘定」とは何か。また、「当期利益金」とは何か。いずれも次項で詳論する。

いずれにしても、「半季利益金割合報告」と「半季実際報告」とを単純に突合せてみて、前者の左側に示されている利益処分項目が、後者の右側に同じ名称をもって計上されている様式に注目し、それを根拠に、半季実際報告が「利益処分後（済）」の貸借対照表であり、両報告が、英国伝来の典型的な「配当宣言財務諸表」としての整合性のある「正則的な体系」をもったものであるとする見解は、実証が明確でなく、また、立論にも無理があるように思われる。

ごく普通には、「利益処分後（済）貸借対照表」・資本の部の末尾は、「次期繰越利益」となって貸借のバランスを保つはずである。

英国の会計報告慣行は、いわゆる「配当宣言財務諸表」の体系を、それだけを、唯一無二とするものではない。この点は、とくに強調しておきたい。さらにまた、わが国へ伝来の英国の会計報告慣行が、「配当宣言財務諸表」の体系を、それだけを、唯一無二としたものでもない。

国立銀行は、一貫して、筆者（久野）のいう「提示型」の財務諸表体系を継承したのであり、一般企業（日本郵船会社に代表されるような）は、むしろ、筆者（久野）のいう「宣言型」のそれを継承した。

とくに前者の国立銀行の場合、英国型の配当宣言財務諸表としての整合性のある体系として当初設定されながら、明治10年6月の法定雛形の制定により、それ以前の「利益処分後（済）貸借対照表」と「損益および利益処分計算書」という整合性のある「正則的な体系」から、「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分計算書」という整合性を欠いた「変則的な体系」に移行したのではない。

かなり問題の焦点が煮詰ってきたので、ここで為念、便宜上用いてきた「提示型」と「宣言型」との定義をあらためてしておく。「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分（提示、*proposed*）計算書」とからなる財務諸表体系を「提示型」（*proposed type*）といい、「利益処分後（済）貸借対照表」と「損益および利益処分（宣言、*declared*）計算書」とからなる財務諸表体系を「宣言型」（*declared type*）という。ともに両報告に整合性のある「正則的な体系」である。これが筆者（久野）の基本的認識である。

筆者（久野）は、第一国立銀行の第一回から第八回までの、さらに、第八回以降の半季実際考課状を詳細に通覧した結論として第一国立銀行の半季実際報告は、創業以来一貫して「利益処分前貸借対照表」であったと考える。銀行以外の一般企業は、後述するよう

に、多くが「利益処分（済）後貸借対照表」と「損益 および 利益処分（宣言）計算書」という財務諸表体系を継承したのに対して、国立銀行の場合、一貫して「利益処分前貸借対照表」と「損益および利益処分（提示）計算書」との体系を採用したのは何故か。この命題を解くには、次の諸点に注目する必要があるように思う。

(イ) 利益処分に関しては、株主総会の承認を必要としたことが「半季実際考課状」を通読して明らかであるが、同時に強力な利益処分（配当）に関する監督権限を紙幣頭（後に大蔵卿）が保有していたこと。一般企業とは、この事情がまるで違う。

(ロ) 「損益および利益処分計算書」を考察する場合は、筆者（久野）のいう「提示型」（*proposed type*）のものと「宣言型」（*declared type*）のものとを区別することが大切である。この点は、すでにしばしば指摘したし、また、後にも詳細に述べる。

(ハ) 上記と関連して、筆者（久野）は、両報告を「配当宣言財務諸表」として一元的にとらえ、かつ、爾後、整合性のある「正則的な体系」と、整合性を欠く「変則的な体系」とに分岐（分離）したとする見解はとらない。

とくに、ハの点につき、若干付説しておこう。

「貸借対照表」と「損益および利益処分計算書」との両者について、時間的不整合が生じているケースが現実に見られた。後述の第四国立銀行明治13年上半期のものがそれである。「半季実際報告」は「利益処分前貸借対照表」でありその日付は明治13年6月30日である。「半季利益金割合報告」は「損益および利益処分計算書」でありその日付は明治13年7月7日である。7月7日という日付はおそらく株主総会日（もしくは翌日）であろう。この両報告には明らかに時間的不整合の現象がみられる。しかし、この場合、いわゆる整合性を欠いた変則的な配当宣言財務

諸表ではない。なぜならば、時間的整合性を欠くということは、もともと決算時点における「配当宣言財務諸表」ではないことを意味するからである。時間的不整合でないとすれば、のこるは空間的(場所的)不整合ということになる。「利益処分前貸借対照表」および「損益および利益処分計算書のうちの損益計算部分」は、会計記録にもとづき確定した内容をなす。いわゆるアカウンタビリティの裏付のある会計報告書であるが、「損益および利益処分計算書のうちの利益処分計算部分」は、取締役会の意見でありアカウンタビリティの欠落した部分である。つまり、「損益および利益処分計算書」が会計記録にもとづかない「意見の開陳」をふくんでいる。かかる空間的(場所的)不整合の状態にあるがゆえに、整合性を欠く「変則的な体系」とみる見解がある。そうであるとすれば、あえていうと、いわゆる「変則的な体系の配当宣言財務諸表」なるものは、もともと、「配当宣言」の会計報告書とみない方がよい。「変則的な体系の配当宣言財務諸表」という発想ないし概念は、もともと成立し難いように思われる。配当宣言財務諸表(宣言型)に、「正則的な体系」と「変則的な体系」との区別はあり得ない。配当提示財務諸表(提示型)に、この両者の区別があり得ないのと同様である。変則的な配当提示財務諸表があり得ないのと同様に、変則的な配当宣言財務諸表もあり得ない。「利益処分前貸借対照表」(A)、「損益および利益処分(提示, *proposed*)計算書」(B)、「利益処分後(済)貸借対照表」(C)および「損益および利益処分(宣言, *declared*)計算書」(D)の組合せを考えよう。AB, AD, CB, CD, があるが、ADとCBとは理論的にも現実的にもあり得ない。ABが「提示型」、CDが「宣言型」である。

整合性を欠く変則的な体系という発想は、第一回(明治6年12月)以来の「半季実際報告」が利益処分後(済)貸借対照表であるとする大

前提に立ち、さらに、明治10年6月の雛形で、「半季実際報告」は利益処分前貸借対照表に変わったが、「半季利益金割合報告」の方は、「それまで通りの処分済型(宣言型)会計報告書のままである」という認識にもとづいている。かくて、両報告は体系として整合性を欠く変則的なものであり、機構の上でつながらないというのである。しかし、すでにみてきたように、「半季実際報告」は一貫して利益処分前貸借対照表であって、先の大前提は成立し難いし、両報告の体系は、整合性のある正則的な「提示型」のそれである。また、よしんば明治10年6月の法定雛形により、「半季実際報告」が利益処分前貸借対照表に変わったと仮定しても(その事実は認められないが)、その場合、これと^{ベネ}一対をなす「半季利益金割合報告」が、どうして、「それまで通りの処分済型会計報告書のまま」でありうるのだろうか。

第一国立銀行の半季実際報告が、一貫して「利益処分前貸借対照表」であることは以上を実証したとおりである。さらにこの報告書と^{ベネ}一対になっている半季利益金割合報告が「損益および利益処分(提示)計算書」: Profit and Loss and Appropriation(*proposed*) Accountであって、「損益および利益処分(宣言)計算書」: Profit and Loss and Appropriation(*declared*) Accountでないことを実証する必要があるが、その端的なあらわれは、同報告の末尾の様式が、第四回(明治8年上半季)から次頁以下のように変化していることから明らかである。第一回と比較して示す。

第四回の半季利益金割合報告は、差引純益金(処分可能利益)を計算するところまでで、二本線をもって載然とこの報告領域の区切りをつけており、利益処分(提示)の部分の金額は、「総計欄」すなわち「本金額欄」ではなくて、「金額欄」すなわち「内訳金額欄」に記載する様式となっている。この様式の採用は、利益処分項目が、この半季利益金割合報告の

わが国財務諸表の生成に関する事例研究（久野）

第一回（明治六年下半季）甲

借
方

摘 要	内 訳							金 額						
差 引 残 純 益 金									一	一	二	七	一	二三八
									一	四	三	七	六〇	一〇一
別 段 積 立 金										一	一	二	七	一 二四
割 賦 金										五	四	九	一 八	
諸 役 員 賞 与 金										一	九	一	六 一	一〇
後半季エ繰入金										二	七	三	六 二	〇四
									一	二	二	七	一 二	三八

（株主総会に提出したこの甲の様式で、差引残純益金112,712円38銭を借方に計上して合計額143,760円01銭を記入し、下線を引いて損益計算領域を区別した点に注目）

第一回（明治六年下半季）乙

摘 要	金 額							総 計						
	千	百	十	万	千	百	十 円	千	百	十	万	千	百	十 円
純 益 金 一株ニ付三円八 三銭ノ割合ニテ														
別段積立金											一	一	二	七 一 二四
割賦金一株ニ付二 円二五銭ノ割合											五	四	九	一 八
後半期繰込											二	七	三	六 二 〇四
総計											一	四	三	七 六 〇 一〇一

確定した計算領域の埒外のものつまり、紙幣頭(大蔵卿)の承認をうけるべき提示項目であることを明示しようとしているのである。次頁に示した第四回のこの様式は、そのままの形で明治9年下半季まで（つまり「法定雛形」制定直前まで）ひきつがれている。

第一国立銀行は、創業以来一貫して、「利益処分前貸借対照表」である「半季実際報告」と、「損益および利益処分（提示, *proposed*）計算書」である「半季利益金割合報告」とが一對

をなす「提示型」(*proposed type*)財務諸表体系を継承してきた。先のABの組合せである。

一般企業には、先のCDの組合せのもの、つまり、「宣言型」(*declared type*)財務諸表体系がみられたが、詳細は、第二部でのべる。

ABの組合せも、CDの組合せも、ともに、整合性のある「正則的な体系」であって、整合性を欠く「変則的な体系」ではない。「配当宣言財務計表」を「正則的な体系」と「変

第四回（明治八年上半季）

借 方

摘 要	金 額								総 計							
	千	百	十	万	千	百	十	円	千	百	十	万	千	百	十	円
差引純益金												二	二	七	三	五
比較總計												三	三	五	七	六
前半季繰越当季割賦金																
一株ニ付一円十九錢ノ割				二	一	四	二	〇								
別段積立金				一	〇	四	六	〇	三六							
当半季割賦金																
一株ニ付三円〇錢ノ割				五	四	〇	〇	〇								
後半季繰込				二	二	五	三	二	六七							

則的な体系」とに区別するのではなくて、むしろ、「配当提示財務諸表」と「配当宣言財務諸表」との両者に区別したのはこのためであり、財務諸表体系を「提示型」と「宣言型」とに区別した所以である。

第一国立銀行の半季実際報告が、第一回から第八回の明治10年6月の改訂（法定難形の実施時）を経て一貫して「利益処分前」の貸借対照表であったとする認識は、いわゆる「アカウントビリティーの欠落」という命題とも深くかかわりをもってくる。「提示型」の体系において、利益処分計算部分が取締役会の「意見の開陳」であり「会計記録に足をつけていない書表」となる（である）ことは、文字通り「提示（案）」である以上は自明であって、何らあやしむに足りない。当初は「配当宣言財務諸表」の体系、つまり「宣言型」（処分済型）の体系であったことがあるとする認識に立つと、「利益処分後（済）」の貸借対照表と一対をなす「損益および利益処分計算書」は当然に「配当宣言（確定）計算書」ということになり、明治10年6月に半季実際報告が「利益処分前」のものに改訂されたとする解釈（これは成立しないが）との関連で、半季利益金割合報告という

名称の「損益および利益処分計算書」が、この改訂と連動して「配当提示（予定）計算書」に変わったとする認識をもたない以上（前出の「それまで通りの処分済型会計報告書のままである」とする解釈にもとづく以上）、当然の帰結として「配当宣言（確定）計算書」に「アカウントビリティーの欠落」が生じているとする命題を提示せざるを得ないし、「整合性を欠く変則的な体系」であるとする結論をみちびき出さざるを得ないことになる。

第一回の「半季利益金割合報告」について、要約してのべる。この会計報告書が、英国の Profit and Loss and Appropriation Account であることは、前述したとおりである。Profit and Loss（損益）の計算領域と、Appropriation（利益処分）の計算領域とが結びついている。これを「結合」でなく「混合」としてとらえる見解があることは、すでにのべ、かつ、筆者（久野）の見解も併せて示した。ここで私見として、とくに指摘しておきたいことは、この Profit and Loss and Appropriation Account が *proposed*（提示）type のものであって、*declared*（宣言）type のものではな

TRADING AND PROFIT AND LOSS ACCOUNT FOR THE				YEAR ENDED 31ST DECEMBER, 1953		Cr.
Dr.						
To Stock, 1st January, 1953	.	£	160,500	By Sales	.	£ 792,000
" Purchases	.		501,150	" Stock, 31st December, 1953	.	155,000
" Freight and Carriage Inward	.		2,500			
" Gross Profit	c/d		282,850			
		£	947,000			£ 947,000
To Rent, Rates, and General Expenses ¹	.		34,200	By Gross Profit	b/d	282,850
" Packing Wages	.		25,000	" Commission on Sales <i>ex</i> Con-		
" Delivery Expenses	.		43,330	signments	.	6,000
" Salaries, Travelling Expenses, and Commission	.		69,750			
" Bad Debts	.		3,000			
" Balance	c/d		113,570			
		£	288,850			£ 288,850
To Debenture Interest	.		7,000	By Balance	b/d	113,570
" Directors' Emoluments ²	.		4,000	" Dividends and Interest ⁵	.	4,000
" Depreciation	.		5,000			
" Taxation on current profits:						
Income Tax	£40,000 ³					
profits Tax	12,000		52,000			
" Balance	c/d		49,570			
		£	117,570			£ 117,570
To Commission on Issue of Debentures	.		1,250	By Balance, 1st January, 1953.		35,000
" Preference Dividends (net):				Less Final Dividends (net)		
paid	£ 3,300			for 1952	.	13,500
Proposed	3,300			" Net Profit for the year	b/d	21,500
	6,600					49,570
" Proposed Ordinary Dividend (net).	?		6,600			
" Balance carried to Balance Sheet	.		63,220			
		£	71,070			£ 71,070

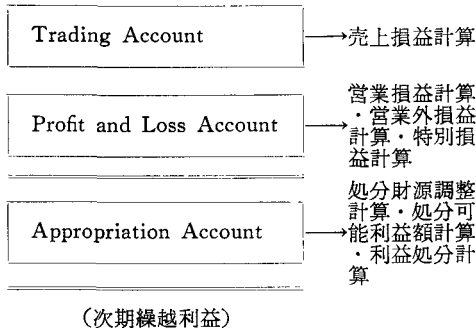
（ゴチックは筆者・久野）

いとする認識である。英米あるいはオーストラリアのケースで、よくみかける Profit and Loss and Appropriation Account は、多くが *declared*（宣言）type であり、利益処分は取締役会の専管事項として確定し実行されている。貸借対照表は、いうまでもなく利益処分後のもので、資本の部の末尾は、当期未処分利益ではなく次期繰越利益である。「貸

借対照表」と「損益および利益処分計算書」とは、この次期繰越利益を仲立ちとして結びついている。

もっとも、完全な「宣言型」でない中間的なケースもないわけではない。例えば、William Pickles, *Accountancy*, 1934, (reprinted 1955) London にみられる上掲のような「損益および利益処分計算書」である。

英国における一般的な「損益勘定」ないし「損益計算書：損益および利益処分計算書」Profit and Loss and Appropriation (*declared*) Account の構造を示せば、こうなる。



さらに、一般論としていえば、貸借対照表の資本の部末尾に掲示される損益勘定の内容（英国風にいうと、「Balance Sheet に振替えるべき Profit and Loss Account の balance.」）には、次の各号がある。

(イ) 損益勘定 (Profit and Loss and Appropriation Account) の合計額、つまり処分可能利益額。香港上海銀行（『銀行簿記精法』掲載）の場合がこれに当る。

(ロ) 積立金や優先株配当の金額を差引いた残額。この場合、普通株配当額は提示 (*proposed*) の状態である。

(ハ) 優先株および普通株への配当、各種の積立金等すべての利益処分を完了した後の次期繰越利益。

損益勘定の単純化した雛形で示すと、次の3つのタイプである。

(イ) P. L. & App. Account

(残高) : Balance Sheet と照合	前期繰越利益 積立金取崩額 当期純利益
--------------------------	---------------------------

(ロ) P. L. & App. Account

(処分項目) 何 々 優先株配当金	前期繰越利益 積立金取崩額
普通株配当金(金額の記載なし) (残高) : Balance Sheet と照合	当期純利益

(ハ) P. L. & App. Account

(処分項目) 何 々 優先株配当金 普通株配当金	前期繰越利益 積立金取崩額 当期純利益
次期繰越利益 : Balance Sheet と照合	

次に、この第一回の両報告に関して、なお付言すべき諸点を列挙しておく。

半季実際報告 (第二書式)

(イ) 勘定式貸借対照表の様式を採用しており、借方・貸方の符号をもって、左右を区別しているいわゆる大陸式 (一般式) の様式である。

(ロ) 大科目にはとくにアンダーラインを付し、その金額の記入には総計金額欄を用い、内訳科目は金額欄 (内訳金額欄) を用いている。半季利益金割合報告も、こういう形式をとる。

(ハ) 抵当金の大科目中に、滞貸抵当と利戻抵当とが開設されている。「将来発生する費用もしくは収益の控除たる引当金」に相当する科目であり、半季利益金割合報告にも、これら引当金への繰入を示す諸抵当金 (利戻抵当と滞貸抵当) がみえているが、ともに金額の記載はない。科目はあるが実施・計上されてはいないのである。このほかにも、科目があって金額のないものがあるが、いかにも「雛形」としての色彩が濃い。各国立銀行に対する「雛形」としたいとする大蔵省当局者の意図が明確にうかがえる。

(ニ) 固定資産 (家作、地所) については、営業用と質物流込とを区別している。後の営業

用土地建物什器と所有動産不動産の区別である。

(ホ) 創業費（創業入費）の資産計上もみられるが、金額の記入はない。

(ヘ) 純益金の実体および爾後の変遷については、先述した。

(ト) 役員賞与金を第五書式乙の利益金割合報告に費用計上して、「仕払未済賞金」を抵当金のグループに負債計上していることは、先述した。

(チ) 数字はすべて和数字によっているが、漢数字ではない。後に漢数字を用いた例もある。

半季利益金割合報告（第五書式甲）

(イ) 科目・金額もふくめすべて活版印刷されている。

(ロ) 勘定式の「損益および利益処分（提示）計算書」である。借方・貸方の符号をもって、左右を区別している。利益（収益）を貸方側に、損費を借方側に記載している。簿記・会計の伝統に忠実な方式である。

(ハ) 第五書式乙とは科目のたて方を異にしており、実際に生じている収益・損費につき、本支店を区別し、かつ具体的に明確な科目を開設してある。金額欄の空欄はみられない。

(ニ) 金額欄を、明確に内訳欄・総計欄に区別してある。

(ホ) 収益合計および損費合計を、ともに明確に「総計」として示し、差額としての差引残純益金 112,712 円 38 銭を報告し、この段階で 2 本線を引いて、以下の利益処分（提示）計算と区別している。前半季繰越高（前期繰越利益）がないので、この計算領域は、純然たる損益計算の領域となっており、この計表は、「損益および利益処分結合計算書」となる。損益計算と利益処分（提示）計算を「混合」せず、載然と区別して「結合」とするという構想は、第五書式甲を継承した第二回決算の「半季利益金割合報告」（第七号）でいっそう徹底し明確になる。

(ヘ) 利益処分（提示）項目に「諸役員褒賞金」19,161 円 10 銭がみえていること、また、第五書式乙では、「賞金」19,161 円 10 銭として「諸入費」のグループに費用計上されていることは、既に述べた。

(ト) この第五書式甲には、頭取および取締役の署名・捺印はない。

半季利益金割合報告（第五書式乙）

(イ) 第五書式甲とは異なり、毛筆がきであり、この点は第二書式の半季実際報告と軌を一にしている。また、半季実際報告とこの半季利益金割合報告には、頭取小野善助と取締役斎藤純造の署名・捺印がある。ともに紙幣頭に提出したものである。株主総会に提出の「半季実際考課状」には、この両報告書に加えて、「損益」の実況がより具体的かつ明確にわかる第五書式甲を作成し添付したものと推定できる。

(ロ) 科目があって金額の記入のないものが目立つ。「前半期（季でなくこの期を用いている）繰越高」に金額の記入のないのは、あたりまえだが、「割引入」・「利足入」・「庫舗」・「利戻抵当」および「滞貨抵当」に金額の記入がない。いかにも「雛形」という色彩が濃い。各国立銀行に対する「雛形」としたいとする大蔵省当局者の意図が明確にうかがえる。

(ハ) 収益を右側、損費を左側に掲示する勘定式の様式を採用している。簿記・会計の伝統に忠実な方式である。ただし、借方・貸方の符号は用いていない。

(ニ) 「創業入費」6,096 円 35 銭を諸入費のグループに費用計上している。この点で半季実際報告の借方側に大科目で資産計上させている（金額の記入はない）のと、どういふかわりになるのが問題であるが、この第一回決算では創業費支出を全額費用で処理したことは明らかである。第二書式とこの第五書式乙とを各国立銀行を対象とした「雛形」としての角度からみていくと、創業費支出をいったん資産として半季実際報告に計上し、爾後、償

第一国立銀行半季實際報告

借方

貸方

第 卷 号	摘 要	金 額			總 計	摘 要	金 額			總 計
		千	百	十			千	百	十	
明治七年六月三十日 第一国立銀行 頭取 桑田 小齋 野藤 善純 助造 團圓	諸抵当公債証書					株 金				2500000
	紙幣抵当公債証書	1500000								
	預金抵当公債証書	100000			1600000	本社紙幣流通高				1002977
	別段積立金抵当公債証書									
	創業入費					預 金				
	金銀有高					定期預金	415278	50		
	紙幣準備本位貨幣	670000				当座預金	479684	28		
	雜貨幣	7931086	77			手形預	270259	95		
	他店切手	86908				御用準備預金	4215806	52		
	他店紙幣					御用手形預金	3464215	79		
	商業元	18721981			8789175	別段預金	1136765	48		9982010
	貸 附 金									
	並貸				2373480	為換借				
	為換貸					並借				
	割引貸					仕払手形	6782	30		
	当座預ヶ先貸越					代金取立手形	86908			765138
	公債証書					別段積立金				1127124
	新公債証書	五十三円廿五				抵 当 金				
	百円ニ付	銭ノ割合ニテ	564392	33		滞貸抵当	17930			
	旧公債証書	十六円五十銭			754077	利戻抵当	5000			
	百円ニ付	ノ割合ニテ	189685	37		仕払未済割賦金抵当	2250			
第一国立銀行 頭取 桑田 小齋 野藤 善純 助造 團圓	地 金 銀				34527	仕払未済賞金	26786	80		49739
	質物流込					前半季繰越				27362
	家作					純 益 金				
	地所					別段積立金	15756	94		
	営 業 用				160533	割賦金	81250			
團圓	家作					後半季繰込	33775	68		130782
	地所					總計				13711794
	總計				13711794					10

第一国立銀行半季利益金割合報告

		借方				貸方			
第七号	摘要	金額		総計		金額		総計	
		千	百	十	千	百	十	千	百
	本店損								
	定期及当座預金利息	96	192	33					27362
	手数料		92	90	552				04
	交換打歩	48	128	421					
	請合料		9	000					
	自然損失		12	297	162623	60			
	本店雑費								
	月給	87	43	90					
	旅費		76	508					
	地稅		25	980					363136
	宮繕		30	761					648
	種々小費		23	69	18446	35			
	大阪支店損								
	定期預金利息	50	867	8					
	手数料		15						
	交換打歩		22	675					10152
	交換ニ而損失		10		760	428			101
	大阪支店雑費								107
	月給	16	21	405					
	旅費		18	493					
	宮繕		51	048					
	種々小費		16	83	4000	782			
	横浜支店損								
	定期預金利息				10	356			
	横浜支店雑費								
	月給		72						
	旅費		56	50					
	地稅		14	175					
	宮繕		47	113	48				
	種々小費		45	632	6087	923			
	神戸支店損								
	交換ニ而損失				69	975			
	神戸支店雑費								
	月給	60							
	旅費		41	75					
	税 但印紙		20	295					
	宮繕		23	83					
	種々小費		30	958	1000	833			
	抵 当 金								
	滞貸抵当	17	930						
	利戻抵当	5	000		22	930			
	賞 与 金								
	本店及支店役員賞金				26	786	80		
					24	2717	047		400861
	差引残純益金				15	814	66		707
					400	861	707		400861
	前半季繰越								
	前半季繰越旧株割賦一株 ニ付一円十二銭一厘ノ割合	27	361	368					27362
	後半季繰越		672		27362	04			130782
	当半季純益								62
	別段積立金	15	756	94					
	旧 一株ニ付三円二十銭ノ 新 割合		81	250					
	助造 後半季繰越	33	775	68	130	782	62		
	圓 金				15	814	66		158144

第一国立銀行半季利益金割合報告

第八号	摘要	金額				總計				摘要	金額				總計			
		千	百	十	万	千	百	十	万		千	百	十	万	千	百	十	万
明治七年六月三十日	諸入費									前半期繰越高								2736204
	創業入費																	
	営繕			5553	28					利益								
	什器																	
	給料旅費			12740	57					割引入								
	税金			421	85					利足入			199266	56				
	雑費			10820	18					手数料			33246	16				
	賞金			26786	80			56322	68	公債証書利息			65898	24				
										公債証書増歩			24283	05				
										庫儲								
		損失								交換打歩			50650	93				
									66753	地金売買利益			154	73				37349967
第一国立銀行取締小齋野藤善純助造因	利息払																	
	諸抵当金							96711	37									
	利戻抵当			5000														
	滞貸抵当			17930				22930										
	純益金																	
	一株ニ付九円二十三銭一厘三七〇四八ノ割合																	
	別段積立金			15756	94													
	割賦金 旧 一株ニ付三円二			81250														
	割賦金 新 十銭ノ割合																	
	後半期繰込			33775	68			130782	62									
	前半季繰越旧株割賦一株ニ付一円十二銭一厘ノ割合			27361	37													
	後半季繰込			67				27362	04									
總計							400861	71	總計								40086171	

半季實際報告（第壹号）の構造

諸 資 産		株 金 諸 負 債	
		前半季繰越高	27,362・04
		純 益 金	
		別段積立金	15,756・94
		割 賦 金	81,250
		後半季繰込	33,775・68
			130,782・62
總 計	13,711,794・10	總 計	13,711,794・10

却して半季利益金割合報告に創業費償却を費用計上するみちを開いたものと考えられる。
なお、第一国立銀行の場合では、第二回以後、創業入費に関する金額の記入はない。

3. 第二回（明治七年上半季）から第十一回（明治十一年下半季）に至る変遷と問題点

第二回の半季實際報告（第壹号）と半季利益金割合報告（第八号）とは、第一回の第二書式と第五書式乙とをそれぞれ踏襲しており、

半季利益金割合報告（第七号）の構造

<u>本支店別損費</u> <u>抵 当 金</u> <u>賞 与 金</u>	前半季繰越 27,362・04
差引残純益金 130,782・62	本支店別収益
前半季繰越	前半季繰越 27,362・04
旧株割賦金 27,361・368	当半季純益金 130,782・62
後半季繰込 672	
27,362・04	
当半季純益金	
別段積立金 15,756・94	
旧新株割賦金 81,250	
後半季繰込 33,775・68	
130,782・62	

半季利益金割合報告（第八号）の構造

<u>諸 入 費</u> <u>損 失</u> <u>利 息 払</u> <u>諸 抵 当 金</u>	前半期繰越高 27,362・04
純 益 金	収 益
一株ニ付五円二十三銭一厘 ノ割合 別段積立金 15,756・94 割賦金 ^旧 一株ニ付 三円二十三銭ノ割合 81,250 後半期繰込 33,775・68 前半季繰越旧株ニ割 賦一株ニ付一円十二 銭一厘ノ割 27,361・368 後半季繰込 672	

また半季利益金割合報告（第七号）は、第一回の第五書式甲を踏襲している。本支店別に区別して明細に費目をたてるという方式は、第七号では一そう徹底したものになっている。甲と乙とを区別して作成し、あるいは第七号と第八号とを区別して作成するという方式は、この後には採用されていない。第壹号、第七号および第八号の「報告」の実況を前3頁に紹介しておこう。金額にアラビア数字を用いているのが特に注目される。

この半季実際報告（第壹号）および半季利益金割合報告（第七号、第八号）の構造を示すと、前頁下段および上掲のとおりである。

まず、第壹号の半季実際報告をみよう。貸方側（右側）の末尾は、前半季繰越（高）27,362円4銭と純益金 130,782円62銭が並記されているので、ついうっかりすると、両者の合計が処分可能利益すなわち当期末処分利益を示すと速断し、第一回に比べていわゆる「混合」形態をとらぬという点で飛躍的な進歩であると誤解しかねないのだが、実は、前半季繰越27,362円4銭は、純益金 130,782円62銭の金額にふくまれている。つまり、前者の金額が後者の金額にもぐりこんでいるという、ややこしい仕組になっているのである。甚しく変

則的なこの取扱い、一体どうしたことなのか。利益金割合報告（第七号）を検討してみよう。半季差引残の純益金 130,782円62銭は前半季繰越（高）27,362円4銭を計算に入れて算出された処分可能利益額を示している。利益処分（提示）計算をみると、前半季繰越（高）27,362円4銭を、あげて旧株の割賦金（配当金）の財源としており、残高の後半季繰込は僅かに67銭2厘となっている。この前半季繰越（高）を旧株の配当財源としたいとする取締役会の意図を、この「半季」の「利益金」の一株当りの「割合」、一株当りの配当金の「割合」を報告する目的をもった「半季利益金割合報告」「第七号」で明示しようとしたのである。旧株に対する配当財源を前半季繰越（高）に求めるという（求めたいという意見をもっている）取締役の意図は、これを総会でその旨を説明し、「半季実際考課状」の本文に明記すれば足りる事である。事実、半季実際考課状の本文では、次のようにのべている。

当銀行半季利益金割合報告ハ第七号計表ノ通り通常ノ月給旅費及諸雜費利息払等ヲ引去差引益金拾五万七千五百六十九円四拾貳銭ノ処右之中利益金配当定則之通

諸役員へノ配当金ヲ引去り更ニ純益金拾三万〇七百八拾二円六拾二銭ト相成ニ付其中一株ニ付三円廿五銭ノ割合ヲ以テ高八万二千二百五十円ヲ当季ノ割賦金トシテ其高ニ応ジテ之ヲ割渡シ高尙万五千七百五拾六円九拾四銭ハ別段積立トシテ残り三万三千七百七拾五円六十八銭ハ後半季へ繰越可申積候

但シ前半季ヨリ当季へ繰越候分金二万七千三百六十二円〇四銭ハ此処ニテ旧株主ニ割渡^{新増株ノ分ハ}分割セザルベシ可申候

従って、この七号の報告で、ごたごたした数字をならべ立てて、その旨を明示・報告する必要はないと考えられる。爾後、かかる事例はまったくない。

蛇足であるが、第七号の数字を解析しておく。前半季繰越(高)27,362円4銭の金額は、当季純益金(処分可能利益額)130,782円62銭の中にもぐりこんでいる。旧株割賦金27,361円36銭および後半季繰込67銭2厘の金額は、当季純益金の処分(提示)金額である旧新株割賦金81,250円および後半季繰込33,775円68銭の金額の中にもぐりこんでいる。

大蔵省に提出するのは第八号報告の方である。第七号ほどにごたごたしてはいない。第一回の半季利益金割合報告(第五書式乙)の様式をそっくり継承しているが、純益金の部が、既述したような事情で、少々ごたついている。うっかりすると旧株割賦金27,361円36銭8厘と後半季繰込67銭2厘の金額が、それぞれ割賦金(旧新)および後半期(季でなくこの字を用う)繰込の金額の中にもぐりこんでいるのを見落す危険がある。この第八号の報告では、前半季繰越高の処分(提示)項目、つまり、もぐりこんでいる項目の記載については、書体を小さくしている(活字でいえば、ポイントを落してというところである)。こころあたりの配慮も、わからなくはないが、相当な

無理算段である。

その他、注目すべき諸点を指摘しておこう。

滞貸および利戻つまり、「将来発生する費用もしくは収益の控除たる引当金」が、半季実際報告の抵当金のグループに姿をあらわしている。役員賞与金は費用計上により「仕払未済賞金」(負債)としてこのグループにある。第一回で処分・配当を行なった配当金の支払未済分は、この第二回の半季実際報告のこのグループの中に、「仕払未済割賦金抵当」として姿をあらわしている。役員賞与金が「利益金配当定則」によって定められており、「賞与金」26,786円80銭として費用計上されている。また、別段積立金15,756円94銭の金額は、当期収益額から、賞与金26,786円80銭をふくまない当期損費額を差引いた金額157,569円42銭の1割相当額である。

第五回(明治八年下半季)の半季実際報告と半季利益金割合報告の実況は、次頁以下のとおりである。

この第五回(明治八年下半季)の両報告は、明治8年12月15日に第一国立銀行に令達された「半季実際報告計表ノ当半季分ノ差出方」(改正方)の直後のものであることに注目したい。国立銀行統一財務諸表制への第一歩であった。

まず、半季実際報告から検討する。勘定式貸借対照表であるこの報告で、「資産」と「負債・資本」の対照位置が、従前のものと左右が逆になっている。周知のように、この様式を「英国式」(English form)という。この「英国式」を採用した事情について、独断であるが、あえて私見をのべたい。もとより英国の影響も無視できないが、当初、いわゆる「大陸式」(Continental form)を採用し、ここに至って、一転していわゆる「英国式」に変わったのは、自ら別の事情を併せて考慮せざるを得ないのではないか。

第一国立銀行半季実務報告

貸方			貸方		
摘	要	金額	摘要	金額	合計
御用預金	政府ヨリ借	千百十萬千百十	紙幣抵当公債証券	千百十萬千百十	千百十萬千百十
御用振出	一一六二七七八三三	四	公債証券有高	九〇〇〇〇〇	四
支取預金	一一三二八二六四五六	二	津貼金抵当紙幣	八七〇四一九七二	二
約定預金		三	当座預金貸越	六三八〇〇〇	三
紙幣代り御下ケ金		一	人民へ貸	二四〇八四五三七六	一
紙幣借金		一	貸付金	一四一九五三一二五	一
人民ヨリ借		三	府内割引手形	四四九二五五二二	三
発行紙幣受取高	九〇〇〇〇〇	四	当座預金貸越	二四八七九九四四六	四
内紙幣有高	一一二〇七二二	二	期限過貸付金	七四七〇八〇七九	二
定期預金		一	代金取立手形	八九六〇九七三三	一
当座預金		一	公債証券買入元	一八七五七五七四〇	一
振出		一	為替貸	三二四四九六一八	一
代金取立銀行手形		一	他店へ貸	六九六七九四六	一
支取預金		一	補正勘定		
別座預金		一	銀行所有物		
為替借		一	實物流込	八五二六八七八七	一
他店ヨリ借		一	他所	一〇〇九〇	一
補正勘定		一	家作土蔵	一三九一一〇	一
株主ヨリ借		一	什器	一〇〇〇〇	一
株金		一	金銀有高	一〇一〇五二九三八	一
貯蓄金		一	御用預金	二九八七四三〇五	一
紙幣抵当		一	金貨	二六四二〇三六八	一
營業用尺シ入		一	銀貨	一一五二〇六三四五	一
本支店役員ヨリ借		一	紙幣	一〇九八三八〇〇三	一
支払未済賞金		一	他店切手紙幣	六二七五八	一
純益金		一	外国貨幣		
別段積立金		一	地金銀		
當座金		一	計		
後半季繰込		一	總		
總		一	計		

明治八年十二月三十一日

東京第一国立銀行頭取 松本常藏代理 永田榮七

第一国立銀行半季利益金割合報告

貸方

借方

摘要	金額	總計	摘要	金額	總計
本店損	千百十萬千百十圓	千百十萬千百十圓	前季繰越	千百十萬千百十圓	千百十萬千百十圓
利息	八〇二九六〇五		本店益		二二五三二六七
手数料	一〇八一六二八				
交換打歩	四五九八四				
諸合料	六五四二三				
損失					
支店損					
利息	一一〇二九四六七				
手数料	九六九五五				
交換打歩	四一九三二八				
諸合料					
損失					
本店雜費					
什器	五三九七八				
給料					
旅費					
諸稅					
損耗					
小費					
支店雜費					
什器	二一六八八五				
給料	一〇六〇五八五				
旅費					
諸稅					
損耗					
小費					
營業用戻シ入					
諸抵當金					
利息	二四一六六五				
擔保抵當	二一五〇四				
支払未済利息	三八四〇八〇				
實与金					
本店役員賞与					
差引純益金					
比較總計					
別段積立金	一一三九七七三				
当半季割賦金	一〇三五〇〇				
後半季繰込	二一〇八四六六				

明治八年十二月三十一日

東京第一国立銀行頭取
松本常蔵
波永
於田
榮七

結論的には、こうである。この半季実際報告の様式は、結果的に「英国式」になってはいるが、百パーセント「英国式」本来の主旨にもとづいたものとはいえないのではないか。私見では、「英国式」(English form)の貸借対照表のルーツは、itemized captial accountにあると考えている。すなわち、次の仕組である。

(借方)	資本(主)	(貸方)
Corresponding items : liabilities (負債項目)		Corresponding items : assets (資産項目)

この発想では、資産が貸借対照表の貸方側(右側)に揭示されるのは、資産が貸方項目であるという認識からではない。資産が、資本(主)勘定(口座)貸方の対応項目(corresponding items)としての借方諸項目であるからである。同様に、負債が借方側(左側)に揭示されるのは、負債が借方項目であるという認識からではない。負債が、資本(主)勘定(口座)借方の対応項目としての貸方諸項目であるからである。資産それ自体が借方項目であり、負債それ自体が貸方項目であることには、一向に変わりはないのであり、従って、英国式貸借対照表が、「簿記の侵すべからざる法則に違反することは明白である」というさる高名な会計学者の解釈の成り立つ余地なぞは、まったくないのである。

この第五回の半季実際報告の様式は、かかる「英国式」の本来の主旨に沿ったものというよりは、むしろ、この時に行なわれた報告科目の全面的改訂と密接に関連しているように思われる。

「政府へ貸(政府ヨリ借)」・「人民へ貸(人民ヨリ借)」・「他店へ貸(他店ヨリ借)」・「株主ヨリ借」・「本支店役員ヨリ借」とある諸科

目を注目したい。

この貸借の発想は、明らかに、日本人(東洋人)のそれであって、西洋人のそれではない。周知のように、この貸借の発想は、主観的(主体的)なものであって、相手方を主語とする感覚ではない。舶来の西洋複式簿記における貸借の発想は、むしろ客観的な「相手方主語」である。たとえば、甲に対する貸付金500円であれば、「甲へ貸500円」ではなくて、「甲ハ、500円ノ借主(方)」としてとらえる。貸付金500円という資産が貸方項目ではなく借方項目となるのは、このためである。甲からの借入金500円であれば、「甲ヨリ借500円」ではなくて、「甲ハ、500円ノ貸主(方)」となる。借入金500円という負債が借方項目ではなく貸方項目となるのは、このためである。第五回の半季実際報告にみられる「何々へ貸」・「何々ヨリ借」という観念は、複式簿記における貸借のそれとは、異次元のものである。かかる異次元のこれらふたつの観念を、貸借という言葉で(あるいは、貸借という言葉だけをたよりにして)平仄を合せようとしたことが一見して「英国式」ともみえる(あるいは結果的に英国式になった)この様式をもたらしたのではないかと思う。日本人の感覚での「何々へ貸」を貸方に、「何々ヨリ借」を借方に、それぞれ揭示するというこの様式が、すくなくとも、「一般人の眼」を以て理解し易いものであることは、確かであつたろう。

次に、「両報告」につき内容に立ち入ってみよう。注目すべき点がみられる。

その一は、「純益金」138,564円38銭8厘とその内訳項目の表示、これは、従前の方式を踏襲しているが、報告科目は全面的に改訂され、明治10年6月の「法定雛形」のそれと一致している。つまり、半季実際報告に関する限り、「純益金」の部分を除いては、様式も報告科目もその体系も、ことごとく一年半の後の「法定雛形」と一致している。「法定雛形」の方向へ大きく一步をふみ出したのであ

る。ただし、半季利益金割合報告の方は、前掲の第二回・第七号の様式を継承している。ただし、各支店別の分類にはなっていない。各支店は単に支店として統合されている。

その二は、半季実際報告に「補正勘定」(資産側に6,967円61銭8厘)が登場している。この「補正勘定」の経理方針、すなわち、発生主義損益計算への体制が確立したことは、明治十三年一月「銀行課第一次報告」(この年の12月に「国立銀行報告差出方規則」の改正)の第七款「資産負債ノ事」に明らかであるが、第一国立銀行の第五回・明治8年下半季決算では、いち早く、この経理方針が採用されているのである。

発生主義損益計算の方向に大きく一步をふみ出したこの「補正勘定」とその後の経緯については、ごく最近までの銀行会計にも影響するところが大きい課題をふくむものであるから、次項であらためて詳論する。

その三は、「株主ヨリ借」2,657,997円27銭6厘すなわち資本勘定の内訳科目を注目したい。「株金」これは資本金2,500,000円である。「貯蓄金」これは利益処分による積立金49,497円27銭6厘である。「滞貸抵当」これは費用計上により開設された貸倒引当金95,000円に相当する。さて問題は、次の「営業用戻シ入」13,500円である。半季利益金割合報告をみると、借方側の「支店雑費」の次に、この「営業用戻シ入」13,500円、「諸抵当金」95,000円、「賞与金」23,765円53銭とならんでおり、「純益金」(処分可能利益)の確定に先立って計上されている。費目としては、本支店別の損費項目から独立したいわば共通費的な性格をもっており、半季利益金割合報告の借方側の報告様式(科目の区分と配列)も、これを反映したものになっている。ともかくも、半季利益金割合報告の借方に「営業用戻シ入」13,500円が計上され、同額の「営業用戻シ入」が半季実際報告の資本勘定に内訳科目として計上されている。

筆者(久野)の手許にある第一国立銀行「半季実際考課状」は、第一回から第十一回に至る完本であるが、第三回(明治七年下半季)と第四回(明治八年上半季)の半季実際考課状に限り財務諸表をふくむ「諸計表」を欠いているので、この両回の状況は不明である。

この「営業用戻シ入」とあるものは、営業用の固定資産に対する減価償却費である。つまり、営業用の家作及び家具に対して支払われた代価のうちで、費用に「戻シ入」れた分という意味である。「代価」(outlay-cost)の費用化という甚だモダンな感覚の用語であり、「減価償却」といった用語より、よほどましである。詳細は、5.「減価償却の展開」でのべる。

第六回(明治九年上半季)の半季実際報告は、ただ一箇所を除いて、第五回のそれを踏襲している。その一箇所とは、「純益金」の処分予定(提示)内訳項目の金額欄(内訳金額欄)に、数字の記載をしなくなったことである。この内訳金額欄は、ことごとく空欄である。「純益金」148,168円32銭7厘は、いうまでもなく、処分可能利益額を示している。

半季利益金割合報告には、何らの変化は認められない。なお、第五回の半季利益金割合報告と同じ位置に、「営業用戻シ入」15,000円が計上されている。半季実際報告に、相当の科目はみられない。

この第六回では、半季実際報告での純益金148,168円32銭7厘(切上げて33銭)に対して、半季利益金割合報告における純益金(差引純益金)は113,516円71銭とあって両報告で金額が一致していない。34,651円62銭の差額がある。これは、前者の場合で、「営業用戻シ入」15,000円および「本支店役員賞与」19,651円62銭(合計で34,651円62銭)を計上する以前の純益金(処分可能利益)であるためである。第七回の場合も事情は同様である。半季実際報

告での純益金 196,729円 6 銭 1 厘（切下げて 6 銭）に対して、半季利益金割合報告の純益金（差引純益金）は 152,429 円 6 銭であり、差額は 44,300 円となるが、これは「営業用家作及家具代之内償却」21,400 円と「本支店役員賞与」22,900 円との合計額に匹敵する。

第八回（明治十年上半季）に至って、抜本的な改訂が加えられ、大蔵省の「承認」を要する項目となっていくその先駆的な現象とみられる。詳細は後述する。

なお、前述の第五回（明治八年下半季）では、半季実際報告での純益金は 138,564 円 38 銭 8 厘（切上げて 39 銭）であり、半季利益金割合報告での純益金（差引純益金）138,564 円 39 銭と一致する。後者は、「営業用戻シ入」13,500 円および「本支店役員賞与」23,765 円 53 銭を費用計上して算出されたものである。

第六回、第七回の半季実際報告の面で、純

益金の処分予定（提示）内訳項目につき金額を書かなくなり、ついで項目・金額ともに書かなくなるのは、書いても意味がないという理由のほかに、両報告の金額の食違いで事実上金額が書けないためである。強いて項目・金額を書くとなると、半季実際報告の面では、別段積立金、割賦金および後半季繰込（半季利益金割合報告では、この三項目と金額が書かれている）のほかに、「営業用戻シ入」（営業用家作及家具代之内償却）と「本支店役員賞与」とを追加する必要が生ずる。これでは、両報告の純益金で金額の辻褄は合うが、それぞれの内訳項目で平仄が合わなくなってしまうのである。

簡明に問題の所在を指摘するために、第六回について両報告の「純益金」を対比してみよう。

第六回（明治九年上半季）

半 季 実 際 報 告		半季利益金割合報告	
純 益 金	148,168・327	営業用戻シ入	15,000・
別段積立金	な の 内 し の 記 記 載 額	賞 与 金	19,651・62
割 賦 金			125,937・24
後半季繰込		差 引 純 益 金	113,516・71
		比 較 総 計	239,453・95
		(内訳金額欄)	
		別 段 積 立 金	11,559・78
		当半季割賦金	86,250・
		後 半 季 繰 込	15,706・93

半 季 実 際 報 告		半季利益金割合報告	
純 益 金	148,168・327	純 益 金	113,516・71
営業用戻シ入	15,000・	別 段 積 立 金	11,559・78
賞 与 金	19,651・62	割 賦 金	86,250・
別 段 積 立 金	11,559・78	後 半 季 繰 込	15,706・93
割 賦 金	86,250・		113,516・71
後 半 季 繰 込	15,706・93		
	148,168・33		

明治十年六月三十日

借方

第一国立銀行半季實際報告

貸方

摘	要	金		額		總		計		摘	要	金		額		總		計
		千百十万千百十円		千百十万千百十円		千百十万千百十円		千百十万千百十円				千百十万千百十円		千百十万千百十円		千百十万千百十円		
政府ヨリ借	御用預金 御用振出預金 御用支取銀行手形 御用支取銀行手形 御用約定預金 旧金銀紙幣引換元 貸借金	一六〇六八	六二七							政府へ貸	紙幣抵当公債証書	一一六二六	四五六	一四六		一一六七八二九二五		
		一六〇七三	九四八							紙幣証書	諸公債証書	四五六	一四七	七七九				
		二八五一一	六二一							人民へ貸								
		一一六七九	五〇八							貸付金								
		八〇〇〇〇								期限満過貸付金								
		一五〇〇〇〇								當座預金								
										當座預金								
										當所代金取立手形								
										諸買入元金								
										雜勘定								
人民ヨリ借	銀行紙幣受取高 内手許有高 定期預金 當座預金 振出支取銀行手形 支取銀行手形 割段預金 約定預金	一一八四三	五〇〇							他店へ貸								
		八六九〇二	二二六							補正勘定								
		五二〇五二	五八九							銀行所有物								
		二〇九三九	六九五							實物流込								
		一三九八〇	四二九							地所								
		六八二五	五八〇							家作土蔵								
										什器								
										御用預金								
										金貨								
										銀貨								
洋銀差金勘定	他店ヨリ借 補正勘定 株主ヨリ借 株主ヨリ借 株主ヨリ借 株主ヨリ借 株主ヨリ借 株主ヨリ借 株主ヨリ借 株主ヨリ借	一六五四〇	四九							金銀有高								
		三九三六								御用預金								
		一六七〇一	五七三							金貨								
										銀貨								
										紙幣								
										他店紙幣								
										洋銀								
										外國貨幣並地金銀								
損益勘定	當季利益金 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高 前季繰越高	一五三六〇	五四三							損益勘定								
		二二四六五	八三九							御用預金								
		七〇〇〇〇								金貨								
										銀貨								
										紙幣								
										他店紙幣								
										洋銀								
										外國貨幣並地金銀								

東京第一国立銀行頭取人 渡永 沢田 栄一

第一国立銀行明治十年上半季利益金割合報告

貸方

借方

摘	要	金 額		計	摘	要	金 額		計
		百十万千百十円	百十万千百十円				百十万千百十円	百十万千百十円	
<u>総 益 金</u>									
貸付金利息		一三四九六一四八九			損失並諸費		五九四三二一一六		
諸公債証書利息		五四八四四三三〇			預金利息		二六〇二五一		
割引		一〇一〇五一〇			手数料		四一二六二五四		
手数料		一三六六五四二九			交換打歩		七七九〇五五〇		
諸公債証書売買益		九一七五〇三八			給料		五三三八五〇		
地金銀売買益					旅費		一三二四一七八		
交換打歩		一〇三六一三六五			諸税		二七六〇八二		
庫数		六二二五五五			管繕		三九六七九六		
雑益		八六九七八三四		二二三三三八五六〇	諸損		五五七五〇四五	七九七三三一一二二	
<u>前半季繰越高</u>									
		二二四六五八三九		二二四六五八三九	所有物消却		一八		
					役員賞与金		一〇二〇〇	一〇二〇〇	
					後半季繰込滞貸準備		二一八〇〇	二一八〇〇	
					純 益 金		(七〇〇〇〇)	(七〇〇〇〇)	
<u>前半季繰越滞貸準備</u>									
		(七〇〇〇〇〇)		(七〇〇〇〇〇)	積立金		一五〇〇〇		
					割賦金百円ニ付七円〇銭ノ割		一〇五〇〇〇		
					後半季繰込高		二四〇七一一二七七	一四四〇七一一二七七	
				二五五八〇四三九九				二五五八〇四三九九	
				(三二五八〇四三九九)				(三二五八〇四三九九)	

明治十年六月三十日

東京第一国立銀行頭取 永沢 栄一

第七回（明治九年下半季）の半季実際報告は、ただ一箇所を除いて、第六回のそれを踏襲している。その一箇所とは、既述したように、「純益金」の処分予定（提示）内訳項目そのものが記載されなくなったことであり、ただ「純益金」196,729円6厘1毛とだけ報告されている。先述したように、この第五回・第六回・第七回にみられる一連の変遷を、注目すべきである。

半季利益金割合報告には、この七回に至って注目すべき費目が登場する。「営業用家作及家具代之内償却」21,400円である。そしてその借方側の報告場所は、まさに、従前の「営業用戻シ入」が報告されていたその位置である。詳細は、5.「減価償却の展開」で述べる。

第八回（明治十年上半季）の半季実際報告および半季利益金割合報告は、従前のものとその様子が一変する。抜本的な改訂が加えられているのである。

様式、報告科目の名称と分類および配列、両報告の構造等、悉く、この年明治10年6月に制定された「法定雛形」に準拠している。

第五回の「改正方」の令達（前掲）にはじまる「法定雛形」の形式による統一財務諸表制への方向は、ここに完結するに至った。

その実況は、前2頁のとおりである。

なお、明治十年六月「国立銀行報告差出方規則」は、『明治財政史』（第13巻）に収録されているが、別冊・「半季実際考課状雛形」はその掲載を省略する旨が明記してある。これでは、土台話にならぬ。従前までの研究では、この「法定雛形」を収録している山田十畝著『銀行簿記用法』（明治12年4月刊）が利用されており、また第一回の「半季両報告」から、直ちにこの簿記書に掲載の「第億国立銀行」の「半季両報告」に論及している。そのため、第一回から第八回（この時に、第一国立銀行は法

定雛形に準拠した半季両報告を調製した）に至る間の経過がすっぱりとぬけてしまうのであるが、実はこの間の解析・比較が生成史研究にとっては極めて大切であると思う。前にもすでに強調してあるので、これ以上くりかえさぬ。ただここで、山田十畝の簿記書の「法定雛形」には、どうも金額の数値に辻褃の合わないところがあるのであえてこの点から指摘しておこう。そこでまず、「法定雛形」の実況を次2頁に示そう。

半季実際報告（雛形）の借方側末尾の「損益勘定」の内訳項目のひとつである「当半季利益金」とあるのは、半季利益金割合報告（雛形）の「総益金」から「損失並ニ諸費」を控除した金額である。このことは、第一国立銀行の両報告の実数値からもわかるし、第四国立銀行の初期の「半季実際考課状」からも推定できる。また、単なるこのような計算プロセスからもわかるし、そもそも「当半季利益金」なる概念を採用した主旨からも明白である。その主旨等については、後述する。山田の「雛形」にそくして、数字をあてはめてみると、半季利益金割合報告の面で、「総益金」31,066円88銭、「損失並ニ諸費」10,103円60銭6厘とあるから、差額は20,963円27銭4厘となる。なお、「法定雛形」では、半季利益金割合報告の貸方「損失並ニ諸費」の最後の項目の「庫敷」（料）に金額の記載がない。これは、同報告の借方「総益金」の下から二番目の「庫敷」1,017円27銭5厘と関連がある。おそらく受取分（収益）と支払分（費用）とをひとしく庫敷勘定で処理させるためであり、最終的にこの勘定の貸借いずれに金額が出るかは予定できないのである。そこで、雛形としての立場からは、収益側にも費用側にも「庫敷」の項目を設けざるを得ず、かつ、金額を記載する場合では、いずれかの側に計上せざるを得なかったためである。この雛形で貸方側の「庫敷」の金額欄が空欄なのは、以上のような事情によると判断せざるを得な

貸方

同 支配人 松下梅藏
大坂第億國立銀行頭取 鶴岡龜吉

第九回（明治十年下半季）以降は、この取扱いは、当然のことながら改められていく。さて、「法定雛形」（山田十畝『前掲書』）における「総益金」31,066円88銭と「損失並ニ諸費」10,103円60銭6厘の差額は20,963円27銭4厘と計算される。第一国立銀行の第八回でいうと、233,338円56銭－79,733円12銭2厘＝153,605円43銭8厘である。第一国立銀行の場合、この153,

第億國立銀行明治何年下半季利益金割合報告

貸方

借方

貸方

明治
年
月
日
支
配
人
取
鶴
岡
龜
吉
同
大
阪
第
一
信
託
銀
行
頭

摘要		金額		總計		摘要		金額		總計	
總計		借方		貸方		總計		借方		貸方	
總計		36915995		36915995		總計		36915995		36915995	
貸附金利息		9669358				損失料 = 諸費					
諸公債証書利息		12169000				預金利息		2560000			
割引		1010125				手数料					
手数料		1779071				交換打歩		123675			
諸公債証書買取		5680200				除料		6650128			
地金銀貨買取		1115799				取費		90000			
交換打歩						諸税		115200			
庫費		1017275				管料					
雜費		1632032		34066880		諸損					
						雜費		558600		10103606	
						坏账					

605円 43 銭 8 厘が、半季実際報告の「損益勘定」の当半季利益金の金額である。ところが、「法定雛形」(山田十畝『前掲書』)の半季実際報告では、当半季利益金が35,000円という途方もない数字になっている。この金額は、実に、半季利益金割合報告における総益金すなわち記帳済の当期収益の合計31,066円88銭を超えているという見当もつかない数字である。「法定雛形」の両報告は、ともに縦・横の数字の辻褄は合うが、両者を関連づけてみると、どうとも説明のつかない状態が露呈する。この「法定雛形」を前頁と本頁の上段に示そう。

第八回（明治十年上半季）の半季実際報告から詳細に検討してみよう。報告科目や貸借の様式等については、すでに第五回のときに言及したので省略する。

最も注目すべきは、借方側の末尾に示されている「損益勘定」とその内訳科目である。まず、「当半季利益金」153,605円43銭8厘とあるが、これは、前述のように、半季利益金割合報告における、「総益金」233,338円56銭と「損失並ニ諸費」79,733円12銭2厘の差額である。この当半季利益に前半季繰越高と前半季繰越滞貸準備（久野注、貸倒引当金戻入）を加算した「損益勘定」の総計額は、いうまでもなく、処分可能利益額（正確にいうと、大蔵省に提示・承認を求める直前の処分可能利益額）を示しているが、なお、半季利益金割合報告との関連では、極めて重要な事項があるので、次に半季利益金割合報告を解析してみることにする。

第八回の半季利益金割合報告は、次のよう

な構造になっている。

半季利益金割合報告の構造

総益金	損失並ニ諸費
(当半季利益金)	所有物消却
	役員賞与金
	後半季繰込滞貸準備
前半季繰越高	純益金
前半季繰越滞貸準備	積立金
	割賦金
	後半季繰込高

構造図の中で、太線でかこんだ部分は、実は、未記帳の部分である。つまり、この部分に関する限り、この半季利益金割合報告は、未確定な「提示」の計算なのである。すなわち、監督官庁である大蔵省の「承認」を必要とする項目なのである。もともと、「役員賞与金」や「後半季繰込滞貸準備」（従前は、「滞貸抵当」と称した）は、費用に計上していたものであるが、これをあらため、新に登場した「所有物消却」とともに、大蔵省の「承認」を要する項目としたのである。利益処分につき大蔵省の「承認」を要することはもとより、一部の費用計上についても、大蔵省の「承認」を要するとしたわけで、同省の監督権限は、一段と強化・拡大されることになった。

かかる大蔵省の権限強化の先駆的現象として、第六回、第七回の場合で、半季実際報告と半季利益金割合報告の両報告で、純益金に

金額の相異がみられること、また、第六回の半季実際報告では純益金の処分予定（提示）内訳項目に金額の記載が無くなり、次ぐ第七回では、項目・金額ともに記載が無くなっていることについては、すでにくわしく述べた。第六回・第七回の半季実際報告における純益金は、減価償却費および賞与金を計上する以前の処分可能利益であり、この報告書は、いうまでもなく「利益処分前貸借対照表」である。半季利益金割合報告の純益金は、減価償却費および賞与金を計上した後の処分可能利益である。第八回では、さらに大きく一步ふみ出して、半季実際報告では、「純益金」という概念を廃して「当季利益金」という概念を採用したが、これには前半季繰越高や前半季繰越滞貸準備をふくまず、当期の収益である「総益金」から、当期の費用（ただし、減価償却費、役員賞与金および貸倒引当損の三費目はふくまない）を控除したものである。

前掲の構造図の太線でかこんだ部分が、大蔵省の承認を要するものであり、半季利益金割合報告を提出する時点では、未確定・未記帳の「提示」（*proposed*）された部分である。このことは、銀行局編纂『銀行簿記例題解式』（明治12年4月版權免許、大蔵省銀行課編纂『銀行簿記例題』の解答編として、明治14年5月版權免許・同17年12月に出版）の第一巻に示された「半季利益金割合報告表」の解説記事からも明らかである。次に紹介する。

一利益金割合報告表ハ銀行本支店半季間ノ損益ヲ詳明シ其利益ノ割合ヲ顕ハスモノニシテ其記載ノ方法ハ支店ヨリ利益金明細表ノ報告ヲ得テ之レニ本店ノ損益勘定ヲ合算シ總テ利益ニ属スルモノハ借方ニ又損失ニ属スルモノハ貸方ニ記載スヘシ例ハ受取利息ハ借方ノ利息ノ口取ニ仕入利息ハ貸方ノ利息ノ口取ニ記載スルカ如シ而シテ前半季繰越金并同滞貸準備（若シ之アラハ）ヲ借方ニ又銀行税、所有物消却、役員賞与金并後半季繰込滞貸準備（若シ之アラハ）ヲ貸方ニ記載シリテ双方差引其残高ヲ以テ当半季純益金トナシ此内ヨリ積立金并ニ割賦金ヲ引去リ其残額ハ後半季繰込金トス其割合ハ銀行条例及銀行定款ニ基キ之ヲ算定スルモノトス
一所有物消却及創業入費消却ハ銀行定款ノ設ナキヲ以テ仮ニ各元高千分ノ十ト定メ役員賞与

金ハ給料全額ト定メ之ヲ計算センモノト知ルヘシ

一積立金ハ利益金ヨリ右消却金等ヲ引去リ残金即チ純益金ノ内ヨリ十分ノ一(四捨五入)ヲ以テ積立金トシ其残高ヨリ株金高年毎分ノ割合ヲ以テ割付金トシ其余ヲ以テ後半季繰込金トス

(中 略)

一利益金分配ハ国立銀行条例ニ拠リ大蔵卿ノ認可ヲ得テ始メテ其割合確定シ而シテ之レカ實際割付ヲナスモノナリ故ニ大蔵卿ノ指令ヲ得タル片ハ直ニ其割合ヲ日記帳ヘ振替記入スヘシ其例左ノ如シ

借	日	記	帖	貸
(銀 行 税)				(損 益 勘 定)
振				振
十二年上半季分	546. 000			十二年上半季利益金
(営 業 家 屋)				4, 687, 498
十二年上半季分	4. 000			
(営 業 地 所)				
振				
十二年上半季消却金	10. 000			
(営 業 什 器)				
振				
十二年上半季分	3. 000			
(大 阪 支 店)				
家屋十二年上半季消却金	3. 300			
什器				
賞与金 諸役員	175. 000			
(創 業 入 費)				
十二年上半季分消却金	6. 270			
(役 員 賞 与)				
十二年上半季分 本店諸役員	390. 000			
(積 立 金)				
十二年上半季分	355. 000			
(割 付 金)				
一株ニ付 各株主	5, 000. 000			
壹円ノ割				
(後半季繰越)				
十二年上半季分繰越高	194. 928			

なお、第一国立銀行の第八回半季利益金割合報告の(前掲)内容について、腑に落ちないところがあり、訂正を要する箇所があるので付記する。第一に、庫敷18円の件であるが、これは既述した。ただし、「損失並ニ諸費」の合計額は、このままでよい。

第二に、前半季繰越滞貸準備(七〇〇〇〇〇〇),

後半季繰込滞貸準備(七〇〇〇〇〇〇)とある箇所である。実際に作成・報告された半季利益金割合報告では、これらの金額欄は、いずれも空欄になっている。(七〇〇〇〇〇)の数字は筆者(久野)が加筆したものである。借方側・貸方側の合計数字も(三二五八〇四円三九銭九厘)と訂正してカッコ書きした。

この加筆・訂正の主旨は、半季実際報告の「損益勘定」の内訳項目に「前半季繰越滞貨準備」七〇〇〇〇がある以上、半季利益金割合報告の借方側に同項目で七〇〇〇〇の金額がないと辻褃が合わないことによる。同時に、純益金一四四〇七一・二七七の金額に影響を及ぼすことなくこの七〇〇〇〇の数字が加筆できるためには、「後半季繰込滞貨準備」を七〇〇〇〇として加筆・訂正せねば、これまた辻褃が合わぬ。現に、次の第九回では、前半季繰越滞貨準備と後半季繰込滞貨準備は、ともに七〇〇〇〇となっている。要するに、第八回で、前半季繰越滞貨準備の金額の記載漏れが、後半季繰込滞貨準備の記載漏れと、偶々等額で結果的に相殺されているのである。借方側・貸方側の総計が七〇〇〇〇増えるのは当然の帰結である。

この「半季両報告」は、相互の結びつきに関して、以上に解析したところからも明らかのように、多少とも、ごたごたしたところがある。テキスト風について、貸借対照表と損益計算書とでは、当期純利益が貸借反対側に一致するとか、あるいは、貸借対照表と損益計算書(但し、現在のわが国の株式会社の制度的様式のもの)とでは、当期末処分利益を媒体として両報告書が結びつくとか、あるいはまた、英国風に、Balance Sheet と Profit and Loss (and Appropriation) Account とは、次期繰越利益を媒体として両報告書が結びつく、とこういうわけにはまいらぬのである。半季実際報告は、利益処分前で、かつ、「所有物消却」等の大蔵省の承認を要する費目を計上する前の貸借対照表である。「損益勘定」の金額は、大蔵省の承認を求める時点での処分可能利益額を示している。半季利益金割合報告の「純益金」(「所有物消却」等を計上した後の処分可能利益)とは、当然のことながら、金額が符合しないのである。

次に、両報告の様式について述べる。

半季実際報告は、「法定雛形」にもとづき、

また、第五回以来、いわゆる英国式である。この様式の採用に関する私見は、すでにのべたので省略する。半季利益金割合報告は、第五回以来の様式を改め借方(左側)に「総益金」等、貸方(右側)に「損失並ニ諸費」等を報告する様式を採用している。勘定式を採用した場合の簿記・会計の伝統的様式にくらべて左右の対照位置が逆になっているのである。この様式採用の意図は、必ずしも明らかでないが、おそらく、左横書の場合、収益等を左側におくことが、「一般人の眼」を以て理解し易いと考えたためであろう。

結果的には、半季実際報告(貸借対照表)も、半季利益金割合報告(損益および利益処分提示計算書)も、左右の対照位置が逆になったことになる。半季利益金割合報告のこの様式を、まさか、「英国式」と考える人はないと思うが、いうまでもなく、いわゆる「英国式」・「大陸式」とは勘定式の Balance Sheet の様式に関してである。なお、高名な会計学者に、結果的にみて一般の財務諸表の場合と左右(貸借)の対照位置がそっくり逆になったこの様式について、現金式仕訳帳としての銀行日記帳に由来するとする珍説がみられる。まことに噴飯ものである。銀行日記帳では「貸借逆の仕訳をする」からだといいたいのであろうが、これなどは、現金式仕訳帳の構造に関する初歩的な誤解の典型である。ましてや、それに由来して勘定式の財務諸表の左右の対照位置が逆になったなぞとは、とうてい考えられないのである。総勘定元帳各勘定口座の貸借がすべて逆なのならいざしらず。現金式仕訳帳の採用により、総勘定元帳の各勘定口座の貸借がすべて逆になるなぞと考えるのは、どうかしている。

第九回(明治十年下半季)では、とくに目立った点はないが、前出の「庫敷」を検討したい。「総益金」の内訳項目として「庫敷」705

円3厘、「損失並ニ諸費」の内訳項目として「庫敷」15円と両建になっている。この15円は「損失並ニ諸費」の合計に算入されている。雛形の主旨に沿うならば、庫敷を混合勘定として用い、「総益金」・「庫敷」690円3厘(705円3厘-15円)とすべきところであろう。なお、第十回(明治十一年上半季)、第十一回(明治十一年下半季)では、それぞれ、「庫敷」は「総益金」の内訳項目として記載され、232円49銭1厘、573円42銭7厘となっている。ようやく、雛形に準拠したものとなったのである。なお、この第九回から、半季実際報告の負債・資本の側(借方)に「受(請)合料積立金」という「法定雛形」に開設されていない項目が登場する。しかもこの積立金は、「株主ヨリ借」(資本勘定)のカテゴリーにふくまれている積立金とは、明らかに区別されている。利益処分による積立金ではないらしい。また、受(請)合料積立金の報告場所をみると、第九回では「株主ヨリ借」(資本勘定)と「損益勘定」(大蔵省に承認を求める段階での当期末処分利益)との中間にしているのに対して、第十回では、明らかに負債の部に計上している。「人民ヨリ借」と「他店ヨリ借」の中間である。第十一回では、再びもとにもどして第九回と同じ扱いとなっている。このいきさつは、デリケートな問題をふくんでいるように思う。端的に言って、資本か負債かである。内容がいまひとつはっきりしないが、「支払保証損失引当金」のようなものではなからうか。

第十回(明治十一年上半季)および第十一回(明治十一年下半季)では、以上のほかには、とくに注目すべき変化は認められない。明治十年六月制定の「法定雛形」が確実に定着していくのである。

(付言)

第一回(明治六年下半季)以来の変遷につい

て、本稿では逐年にわたり、その実況を解析してきたのであるが、すでに気づかれておられるように、第一回、第二回とつづき、第三・四回をとばして、第五回(明治八年下半季)に及んでいる。第五回が、ひとつの転換時であるからという理由もさることながら、実をいうと、手許にある資料では、第三回半季実際考課状および第四回半季実際考課状の本文はが精密な手書きの写しとして完本であるが、第三回の場合の、第一号ないし第六号「本支店半季実際(原典は実際)報告」、第七・八号「半季平均高報告と年中平均高報告」、第九号「株主姓名表」および第十号「半季利益金割合報告」を悉く欠いており、第四回の場合もまた同様となっている。

財務諸表を中心とするこれらの重要な「諸計表」を欠いている点は、手書きの写しとして尨大かつ細緻な「考課状」(写し)を調査してきた筆者(久野)としては、どうにも腑に落ちない話であった。

『第一国立銀行半季実際考課状綴』を編成した人が、何かの事情があって、とくにこの両回に限り、半季実際報告および半季利益金割合報告をふくむ「諸計表」を悉く省略したとも考えられるが、しからば、尨大なこの資料の編成に当って、細かい注記をしたり(例えば、活字のポイント)、罫線の実況につき説明したりしている編成人が、どうして、これらの重要な「諸計表」を省略したのか。あるいは、省略せざるを得なかったのか。疑問はつきない。第三・四回の考課状の本文の「銀行諸報告ノ事」に欄外に小書した編成人の次の「編注」がみられる。

第三回	第四回
〔編注、自 第一号至第九号表欠〕	〔編注、自 第一号至第六号表欠〕
〔編注、第十号表欠〕	〔編注、第七号表欠〕
	〔編注、第八号表欠〕

(注、第四回につき、自 第一号至 第六号表とあるのは本支店の半季実際報告であり、第八号表とあるのは半季利益金割合報告である)

4. 「補正勘定」の経緯

第一国立銀行の第五回（明治八年下半季）決算で、いち早く「補正勘定」が登場していることはすでにのべた。一般的に、この「補正勘定」が採用されるのは、明治十三年十二月改正の「国立銀行報告差出方規則」であった。そして、この経理方針が確立したのはこの年の一月の「銀行課第一次報告」の第七款「資産負債ノ事」である。すなわちいう。

「補正勘定」ナル者ハ半季決算ノ時ニ限り一時之ヲ設クル者ナリ仮令ヘハ六月三十日ニ於テ定期預金ノ満期ニ当リ其元利ヲ返済スヘキニ實際ノ都合ニ依リ未タ之カ仕払ヲナサズト雖モ其利息ノミハ既ニ仕払ヒシモノトナシ貸方利息勘定ニ現ハレ借方ニ於テ補正勘定ノ目ヲ設ケ其金額ヲ記入スルナリ又貸方ニ該勘定ノ設ケアル後半季ニ於テ収ムヘキ公債証書利息ノ内秩禄公債ノ如キ後半季ニ於テ利息ノ交付アルモノ其前半季中ノ月割ニ依ル金員ヲ予メ収納セシモノトナシ仮ニ借方利息勘定ニ掲ケ以テ前後両季ノ利息ヲ平均ナラシムルモノナリ

下野直太郎博士は、その著書『単複貸借収支簿記会計法』（昭和6年4月刊，74頁）で「補正とは補充訂正の義にして嘗て国立銀行時代大蔵省銀行局にて鑄造」した用語であるとのべている。利息の「未収分」と「未払分」とにつき、補正の目的で開設される「一座の勘定」である。「発生基準」への第一歩であった。

ところが、銀行局長加藤済から、大蔵卿松方正義に提出された「銀行局第四次報告」（皇 明治14年7月、呈 明治15年6月）の64頁以下をみると、銀行会計実務の実情からみて、その濫用によって「簿記上必要ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介トナル」との理由により、明治十五年一月九日の通達をもって補正勘定による決算方式の廃止にふ

み切った。すなわちいう。

当時銀行ノ事業タル草創ノ際ニシテ未タ至当ノ利益ヲ収得シ能ハサルトキナルモ世上一般ノ利息ハ益々騰貴スルノ勢ナルニヨリ株主ニ於テハ可及的配当ノ多額ナルヲ熱望スルノ情勢アルハ人情ノ免カレサル所敢テ怪ムニ足ラスト雖モ銀行ノ役員ニ於テハ事業ノ進度ヲ量リ以テ其出入ヲ計較スヘキ者ナルニ却テ其名利ニ心酔シ故ラニ術策ヲ構ヘ多額ノ純益ヲ現ハシ相当ノ配当金ヲナシ以テ株主ノ歡心ヲ博セントスルモノ多キカ如シ其術策タル半季決算ノ時ニ際シ貸付金等ニシテ未タ数月ヲ経サレハ其返期ニ至ラサルモノヲ其利子ヲ予算シ以テ其季ノ収益ニ加ヘ其甚シキニ至テハ期限後数月ヲ経過シ反弁ノ途既ニ絶タル滞貸金等ノ利子ヲ積算シテ彼ノ「補正勘定」ニ振替収益ニ立ル等其弊害一ニシテ足ラス終ニ簿記上必要ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介トナルニ至レリ（中略）其弊害ハ全ク補正勘定ノ性質ヲ解セス否解スルモ故サラニ其勘定ヲ濫用スルコトニヨリ生スルモノナリ今敢テ損益決算ニ至簡至便ナル「補正勘定」ヲ是非スルニアラスト雖モ其事実ノ不正ヲ防カン為メ当分ノ内銀行帖簿上ニ於テ該勘定ヲ廃止セシムルニ如カス因テ十五年一月九日ヲ以テ該勘定ヲ廢停シ自今實際出納セシ損益ヲ以テ決算ヲ為スヘキ旨ヲ達セリ

ここに「現金基準」による銀行決算の体制が確立したのである。そして、このような事情とまったく同じことが、大正五年六月の改正銀行条例の施行に際して、むしかえされている。東京銀行集会所における「説明会」で、銀行課長他1名の担当官によって行政指導の形で示され、さらに後に「未収利息不計上の原則」とよばれた指導方針がこれであった。その根拠は、明治初期のこの場合と同じで、

「不良銀行ヲ監督スル」上から、「未収利息ヲ資産トシテ御計上ニナルコトガ悪イト云フ」のではないが、滞貸金の利息未収分まで計上する不良銀行があるゆえに、その計上を「成ルベク止メテ實ヒタイト云フ方針」であるというのである。カッコで引用した部分は「説明会」の「質疑応答速記録」によった。

とくに収益の計上について、発生基準ないし債権・債務確定基準を否認してもっぱら現金基準によるとする大蔵省の方針は、戦後の昭和26年3月蔵銀第1010号「決算経理の基本原則」、昭和28年3月蔵銀第1084号「決算経理の基本原則」、昭和37年7月蔵銀第1462号「経理方式の改訂」という一連の通牒で一貫してとられてきた。その詳細および銀行決算のこの方式に関する批判については、拙著『銀行会計原理』（法政大学出版局刊、138頁以下）および『銀行簿記』（評論社刊、170頁以下）を参照されたい。昭和41年12月蔵銀第1638号「貸付金未収利息等の経理方式の改訂およびこれにともなう報告書類の改正等について」によって、ようやく旧来の体制が改められることになった。すなわちいう。

銀行の貸付金および有価証券にかかる未収利息については、従来これを一切資産に計上しないこととし、税務計算上も暫定的にこの取扱いが容認されてきたところであるが、国税庁とも協議の結果、昭和四十一年以降の決算においてはこの取扱いを廃し、原則として発生主義の経理方式により、回収確実な未収利息は益金に計上する方式に改めることに決定した。

さらに、昭和42年9月蔵銀第1507号「銀行の経理基準について」（昭和44年3月1日、一部改正、蔵銀第960号通達）により、統一経理基準が実施され、公正な企業会計の諸原則の適用を強く要請することになったので、その結果として、「発生基準(主義)」の決算方式を採

用することになっている。

5. 減価償却の展開

第一回と第二回の半季実際考課状を詳細に検討してみたが、減価償却（いかなる名称によるにもせよ）を実施した痕跡はとどめていない。第三回と第四回の半季実際考課状には、先述したように「半季両報告」を欠いているので、今ひとつはっきりしない。手許の資料による限り、第五回に至って、後述するように、減価償却の実施をみることができるといえる。ただし、第四回の半季実際考課状の本文からは、後に引用して示してあるように、減価償却が実施されていることは、ほぼ確実である。

第五回決算（明治八年下半季）では、「営業用戻シ入」という名称の減価償却費13,500円を費用計上した。この「営業用戻シ入」という名称は、後にも付言してあるが、仲々に意味慎重なところがあり興味深い。後になって「価額銷却」という名称を使うようになるのだが、共に減価償却の本質（投下原価の費用化）をよくあらわしており、減価償却という用語よりは、よほどましであると思う。以下、回を追ってその実況を示そう。

第五回（明治八年下半季）……半季利益金割合報告の借方側の「支店雑費」の次に独立して「営業用戻シ入」13,500円を費用計上した。ただし、等額の「営業用戻シ入」を半季実際報告の借方側の「株主ヨリ借」の内訳科目として開設してある。一種の間接償却とも考えられるが、結果的には、減価償却積立金の開設と同じことになっている。

第六回（明治九年上半季）……前回と同じ場所に「営業用戻シ入」15,000円を費用に計上して、直接償却を行なった。減価償却積立金13,500円に相当の分は消滅している。「株主ヨリ借」の内訳科目は、再び従前のものにもどって、株金、貯蓄金および滞貸抵当となっている。

第七回（明治九年下半季）……前回と同じ報

告場所に「営業用家作及家具代之内償却」214,000円がみえている。直接償却である。

第八回（明治十年上半季）……「所有物消却」10,200円が、半季利益金割合報告の貸方側の、「損失並ニ諸費」のカテゴリーの次に報告されている。ただし、既述したように、この10,200円の「消却」は、利益処分ではないが、大蔵省の承認をうけるべき提示項目である。半季実際報告における当半季利益金 153,605 円43銭8厘の算出にはかかわっていない。

「営業用戻シ入」という科目に関連して、付言する。「第一国立銀行明治九年上半季決算報告」では、「営業用家屋代価戻シ入」となっている。科目と金額とを一覧すると、こうなる。

第五回（明治八年下半季）……「営業用戻シ入」13,500円、ただし半季実際考課状本文中には、「家屋建築入費戻シ入」とある。

第六回（明治九年上半季）……「営業用戻シ入」15,000円、ただし、半季実際考課状本文中には、「営業用家屋代価戻シ入」とある。

第七回（明治九年下半季）……「営業用家作及家具代之内償却」214,000円

第八回（明治十年上半季）……「所有物消却」10,200円

第九回（明治十年下半季）……「所有物消却」10,600円

第十回（明治十一年上半季）……「所有物消却」29,700円

第十一回（明治十一年下半季）……「所有物消却」18,334円54銭2厘

第五回から第十回までは、金額はいずれも「丸い数(ラウンド・ナンバー)」になっている。所定の償却費計算法が適用されたとは、とうてい思われない。この事は、第一部Ⅱ.の4.で引用した第四回の半季実際考課状本文中の「追々利益金ノ内ヨリ之ヲ引去リ営業用元高ヲ減少可致旨取締役之ヲ決議シ向後半季多少其ノ高ノ戻シ入可相立見込ニ候」とあるこ

とからも類推できる。つまり、「営業用の家屋等に投じられた金額(営業用元高)つまり投下原価を、今後毎半季ごとに、適当な額だけ償却(多少其ノ高ノ戻シ入)していくつもりである」というのである。

ところで、第十一回(明治十一年下半季)に至って、事情は一変する。償却費18,334円54銭2厘とある。この金額の算出経過は不明であるから、推量ではあるが、この端数の細かくついた金額からみて、正規の償却費計上が行なわれているのではないと思われる。

なお、第四国立銀行の場合では、第四回(明治八年下半季)に「本店営業ノ内消却」664円89銭として報告されている。第一国立銀行の場合と同じ年である。第五回では「営業用ノ内消却」として500円を計上している。

6. 「勘定報告」の新聞公告

第一国立銀行の第二回・「半季実際考課状」および第三回・「半季実際考課状」に、次掲の記事がみられる。

銀行諸報告ノ事

昨半季考課状並勘定報告刊行ノ儀紙幣寮並支部省ヘ伺済ノ上発兌致シ株主一同並得意先ヘ配布イタシ候

当銀行毎月実際勘定報告並半季実際報告共紙幣寮ヘ上呈御承認ノ上新聞紙ヲ以テ一般公告可致儀広告雛形ヲ以テ紙幣寮ヘ相伺候処六月十日其允裁ヲ得申候

(第二回・半季実際考課状)

銀行諸報告ノ事

前半季公示イタシ候第二考課状並勘定報告刊行ノ儀ハ紙幣寮伺済ノ上活字版行イタシ株主一同並得意先エ配賦イタシ且勘定報告ノ儀ハ其要件ヲ取捨折衷シ内外新聞ヘ附シテ広告イタシ候

(第三回・半季実際考課状)

「広告雛形ヲ以テ紙幣寮ヘ相伺候」とある雛形の実況、あるいは、「勘定報告ノ儀ハ其要件ヲ取捨折衷シ」とあるものが実際にどう要約したものになっているのか、この時期の資料に乏しく不明である。ただし、第三回の半季実際考課状によると、第二回の分について内外新聞に広告した旨が明らかであるから、当時の該新聞の記事を探すということになる。この件の調査については、宿題とさせていたきたい。

なお、時代は少々さがるのであるが、昭和49年6月に、第四銀行企画部(行史編集室)は、同行に併合された明治12年上期の第七十一国

立銀行第二回半季実際報告にはじまる各銀行(多くの国立銀行をふくむ)の「新聞掲載決算公告」を写真版で編成した龐大な資料『新潟県内銀行の営業報告書』(1)(2)を発表し、筆者(久野)も寄贈を受けた。あらためてお礼を申し上げたい。大型版で(1)245枚、(2)115枚に及ぶ貴重な調査資料である。何らの形で筆者(久野)なりの解析を加えたいと考えている。

本稿では、次の事を指摘するに止めよう。

初期の国立銀行が「公告」した「損益勘定(計算)表」には、二つの類型のものがみられる。その典型的な事例は、次に紹介する第五国立銀行のケースである。

「第五国立銀行・明治八年下半季損益勘定(計算)表」

損益勘定	利益之部	損益勘定	損失之部
貸付金利足	28,635,692	利足払	12,868,009
諸公債証書利足	13,819,000	手数料	16,000
公債証書売買益	126,000	交換打歩	121,730
交換打歩	61,500	月給旅費	7,160,913
庫敷	1,226,611	営繕	15,153,269
諸合料	368,500	小費	2,905,085
手数料	831,322	諸役員賞与	1,760,000
利益	14,500,000	通計	39,985,003
前半季繰越	1,641,382	右差引	
		純益金	21,225,004
		内訳	
		別途積立金	2,122,000
		当半季割賦金	17,500,000
		但シ1株ニ付3円50銭	
		後半季繰込	1,603,004
総計	61,210,007	総計	61,210,007

「第五国立銀行・明治九年上半季損益勘定(計算)表」

損益勘定	入之部	損益勘定	出之部
前半季繰越	1,603,004	諸役員賞与金	2,261,000
当上半季純益金	20,627,224	別段積立金	1,996,000
		当半季割賦金	16,250,000
		後半季繰込	1,723,228
総計	22,230,228	総計	22,230,228

(注)「原本」は縦組・和数字になっている。

明治八年下半季のものは、Profit and Loss and Appropriation Account に相当するものであるし、明治九年上半季のものは、損益計算の領域をまったく含まない Appropriation Account に相当するものである。

英国系銀行では、前者を *Detailed Form*

といい、後者を *Published Form* という。株主総会に提出されるのは、Balance Sheet（ただし、利益処分後）と *Published Profit and Loss Account (Published Form)* である。Mercantile銀行についてその実況を次に紹介する。

Mercantile 銀行・貸借対照表（1958年12月31日）

£	£	£	£
授権資本—		流動資産—	
全普通株 4,000,000株		手許現金, コール	
1株£1 4,000,000		ローン, 預け金 11,123,383	
発行済資本金—		投資	
全額払込済		国債, 植民地公債	
2,940,000株..... 2,940,000	2,940,000	その他有価証券	
別途積立金..... 2,200,000	2,200,000	国内市場性	
次期繰越利益..... 231,407	2,431,407	有証券価	
	5,371,407	国外市場性	
		有証券	
		16,481,509	
		市場性のな	
		い有証券	17,696,896
流動負債, 準備金その他—		香港政府公債..... 105,605	
流通紙幣..... 254,253		割引手形..... 13,268,130	
各種預金..... 63,809,265		貸付金・前渡金... 27,589,386	
支払手形..... 1,095,870		支払承諾見返..... 350,492	41,313,615
支払承諾..... 350,492			70,133,892
子会社より借..... 40,488		子会社投資（原価）.....	55,375
未払配当金		固定資産—	
（第二回）..... 105,656	65,656,024	銀行土地建物.....	838,164
			£ 71,027,431
	£ 71,027,431		

脚注：（省略）

Mercantile 銀行・損益勘定書

(Published Form: Profit and Loss Account for the Year ended 31st December, 1958)

£	£	£	£
従業員年金基金繰入.....	13,000	前期繰越利益.....	231,452
別途積立金繰入.....	100,000	当期純利益.....	324,267
配当金			
中間配当金..... 105,656			
最終配当金..... 105,656	211,312		
次期繰越利益.....	231,407		
	£ 555,719		£ 555,719

総支配人 C. R. Wardle
会計部長 F. N. Withers

取締役 K. W. Mealing
C. A. Innes
E. J. Bunburg

前掲の第四銀行資料でみると、貸借対照表に相当する報告書を公告し、次いで、「利益金の部」、「利益金勘定」、「利益(金) 配当計算之事」、「損益勘定の部」あるいは「損益勘定ノ事」等のタイトルで、「利益処分内容」もしくは「当期総益金、前期繰越利益、当期総損金、差引純益金および利益処分内容」を示すものとなっている。

次に、第一国立銀行が大蔵省に提出した半季実際報告・半季利益金割合報告と、新聞に公告した第一国立銀行総勘定書及差引表とを比較して、注目すべき諸点を指摘しておく。なお、明治八年上半季の第四回報告については、Ⅲ・の3.《第二回(明治七年上半季)から第十一回(明治十一年下半季)に至るその変遷と問題点》の末尾で付言したように、三・四回の「半季実際考課状」に財務諸表等の「諸計表」を悉く欠いており、「明治八年上半季決算報告」については比較資料がない。そこで、「明治九年上半季決算報告」について、両者を比較検討することにしよう。

まず、半季実際報告に関連してこの公表財務諸表をみると、「借方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」の科目等については殆んど変化はない。もっとも、このタイトルは公告の分について独特のスタイルであり、「貸方 銀行ノ資産権利ニ属スル分」についても同様である(第四国立銀行の場合では、借方・貸方の用語が逆に用いられている。詳細は後述する)。負債については「政府ヨリ借」・「人民ヨリ借」という半季実際報告の用語を踏襲しているが、資産や資本については、「政府(人民)エ貸」とか「株主ヨリ借」という大科目を採用していない。「純益金」については、その内訳処分項目は記載していない。もっとも半季実際報告でも、科目名は印刷してあるが金額の記載はしていない(詳細は前述した)。

この公表財務諸表に独特な記載事項が目につく。「貯蓄金」である。これは積立金のことであるが、当期までの積立額に利益処分に

よる「繰込高」を加算した合計額の明細が報告されている。『銀行簿記精法』(明治6年12月刊)に掲示されている「上海香港銀行」の公表財務諸表にも、この「貯蓄金」(この用語によって)に関する事項がみえている。

半季利益金割合報告に関連して、みてみよう。公表のものが「利益処分計算」を内容としていることはすでに述べた。従って両者に大きなへだたりがあることはいうまでもない。そのほか、とくに目立つのは、半季利益金割合報告では「賞与金」(本支店役員賞与) 19,651円62銭を費用に計上しているのに対して、この「総勘定書及差引表」では利益処分の取扱いになっていること、また、半季利益金割合報告では、同様に費用計上されている「営業用戻シ入」15,000円が、利益処分項目の「営業用家屋代価戻シ入」となっている。従って、半季利益金割合報告における「純益金」113,516円71銭と、この「総勘定書及差引表」上での「当半季純益金」とは、食い違った数値になっている。この点に関連して、とくに公表の分については、ごたごたしているので、整理してみよう。

(イ) 「総勘定書及差引表」の上では、「当半季純益金」が異なった概念で用いられており、従って、その数値も異なっている。「借方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」の末尾の「当半季純益金」148,168円32銭7厘とあるのは、「前半季繰越高」17,570円55銭1厘に「当半季純益金」130,597円77銭6厘を加算した額であり、「損益勘定 入方」における「当半季純益金」とは用語は同じでもその概念と数値とを異にしている。

(ロ) この「当半季純益金」148,168円55銭1厘および130,597円77銭6厘と半季利益金割合報告における「純益金」113,516円71銭とは、どういう経緯で整合するのか、数値に当て解析してみる。便宜上、半季利益金割合報告の「純益金」113,516円71銭をもとに整理してみよう。この数値は、「営業用戻シ

第二回半季報告

第四国立銀行

明治七年七月以降十二月中迄施為ノ事業及ヒ第二回下半季損益勘定表ヲ取締役ヨリ株主ヘ公示スル
 処ノ概略如左

一 本支店營業ノ事務ハ只利益ノ多寡ニ関セズ確實ヲ以テ主トナシ漸次業体ノ伸拡ヲ謀ラント欲スル事

貸方

株金
 別段積金
 本社紙幣流通高
 諸預金
 別段預金
 為替借入金
 支払銀行手形
 本店益入
 支店益入
 前半季繰越金
 合高

銀行ノ負債義務ニ属スル分

二拾〇万〇〇〇〇円
 六拾二拾〇〇〇〇円
 四万八千六百九拾五円
 拾九万五千〇〇〇二円九拾五錢
 三万〇〇〇〇〇〇円
 千九百拾二円
 拾二四円
 二万〇八百六拾七円九拾九錢
 四千五百四拾五円九拾五錢
 千〇七拾九円二拾八錢
 五拾〇万二千七百三拾五円拾七錢

借方

紙幣抵当公債証書
 預金抵当公債証書
 諸貸付金
 諸公債証書
 地金銀
 商業元
 本店所家什器
 本店利損損失合高
 支店同利損損失合高
 本店雜費
 支店同雜費
 創業人費
 支払不済利息抵当
 金銀有高
 合高

銀行ノ資産權利ニ属スル分

拾二万〇〇〇〇〇〇円
 一万七千六百六拾四円九拾三錢
 二拾五万〇四百拾五円五拾九錢
 一万五千五百五拾五円七拾五錢
 五拾三円九拾六錢
 一万〇六百二拾八円五拾二錢
 五千三百五拾五円〇三錢
 四千五百四拾四円五拾二錢
 二百六拾三円八拾七錢
 二千二百〇〇円八拾二錢
 千九百九拾二円六拾八錢
 二千三百拾三円七拾三錢
 二千三百三拾二円拾三錢
 七万四千四百拾四円四拾四錢
 五拾〇万二千七百三拾五円拾七錢

右損益勘定如左

金一万八千二百七拾三円四拾二錢
 内
 金三千三百九拾三円五拾〇錢
 金二千三百拾三円七拾三錢
 合計五千五百〇七円二拾三錢
 残金一万二千七百六拾六円九拾九錢
 内
 金五百拾〇円六拾五錢
 残金一万二千二百五拾五円五拾四錢
 但一株二付六円拾三錢七七七
 金千〇七拾九円二拾八錢
 但一株二付五拾三錢九六四
 合計一万三千三百三拾四円八拾二錢
 内
 金千二百二拾五円
 金一万円
 但一株二付金五円
 金二千百〇九円八拾二錢

益高

諸人費損高
 創業人費消却

利益金配当規則ニ因リ本支店役員賞金

前半季繰込

当利益金ノ一割別段積立金

当期賦金

後半季繰越

右損益勘定表検査ノ上確實ナルヲ保証イタシ候也

越後新潟港第四国立銀行

検査掛

取締役

本問新

市島徳次郎

脇清一郎

入」15,000円と「賞与金」19,651円62銭を費用計上して計算されているので、この両者を加算すると148,168円33銭となる。これが、「総勘定書及差引表」の「借方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」の末尾の「当半季純益金」148,168円32銭8厘である（半季実際報告と半季利益金割合報告には厘の位はない）。この金額148,168円32銭8厘から前半季繰越高17,570円55銭1厘を差引いたものが、「損益勘定」・当半季純益金130,597円77銭6厘である。

Ⅳ. 第四国立銀行初期の実況と問題点：

半季実際考課状(自 第一回・明治七上半
至 第十回・明治十一年下
半季)および明治十三年上半季「両報告」

筆者(久野)の手許にある『第四国立銀行半季実際考課状綴』(皇 第一回)では、第一回と第三回は「営業成績」というタイトルで、資本金、積立金、純益金、割賦金および資本金等に対する純益金や割賦金の「割合」を一覧しているにすぎない。その余白には、「当時

の記録備はり居らざるを以て詳細を知る事能はず」とある。これらは、すべて毛筆で、前掲の『考課状綴』の資料は、すべて写真版であり、手写の部分はない。従って、『考課状綴』の編成人の手になるものではなく、もともと原資料がそうになっているとみるほかはない。

第二回(明治七下半季)からみていこう。「第二回半季報告 第四国立銀行」は、前頁のようになっている。

「貸方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」とあり、「借方 銀行ノ資産権利ニ属スル分」とある。このタイトルは、内容にそくしてみると正しくない。正確にいえば、「貸方 銀行ノ負債義務及ビ収益ニ属スル分」であり、「借方 銀行ノ資産権利及ビ損費ニ属スル分」である。借方・貸方の用法は簿記の伝統に忠実である。もっとも、すぐ後では、逆転して、「貸方 銀行ノ資産権利ニ属スル分」および「借方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」と改められてしまうのであるが。

決 算 整 理 後 試 算 表

明治7年12月31日

第四国立銀行

勘 定 科 目	借	方	勘 定 科 目	貸	方
	円	銭		円	銭
金 銀 有 高	74,414	44	本 社 紙 幣 流 通 高	48,695	00
紙 幣 抵 当 公 債 証 書	120,000	00	諸 預 金	195,002	95
預 金 抵 当 公 債 証 書	17,664	13	別 段 預 り 金	30,000	00
諸 貸 付 金	250,415	59	為 替 借	1,912	00
諸 公 債 証 書	11,555	75	仕 払 銀 行 手 形	120,000	00
地 金 銀	53	96	株	200,000	00
商 業 元	10,628	52	別 段 積 金	620	00
地 所 家 作 什 器	5,355	03	前 半 季 繰 越 金	1,079	28
本 店 利 払 損 失 合 高	4,544	52	本 店 益 入	20,867	99
支 店 同	263	87	支 店 益 入	4,545	95
本 店 雑 費	2,200	82			
支 店 同	1,192	68			
創 業 入 費	2,113	73			
仕 払 不 済 利 息 抵 当	2,332	13			
計	502,735	17	計	502,735	17

損 益 勘 定

Profit and Loss and Appropriation (*proposed*) Account

本店利払損失合高	4,544円52銭	本店 益 入	20,867円99銭
支店 同	263・87	支 店 益 入	4,545・95
仕払不済利息抵当	2,332・13		
(益 高)	18,273・42		
	<u>25,413・94</u>		<u>25,413・94</u>
諸 入 費 損 高	3,393・50	(益 高)	18,273・42
(本支店雑費)			
創業入費消却	2,113・73		
(残 金)	12,766・19		
	<u>18,273・42</u>		<u>18,273・42</u>
本支店役員		(残 金)	12,766・19
賞 金	510・65		
(残 金)	12,255・54		
	<u>12,766・19</u>		<u>12,766・19</u>
別段積立金	1,225・00	(残 金)	12,255・54
当割賦金	10,000・00	前半季繰込	1,079・28
後半季繰越	2,109・82		
	<u>13,334・82</u>		<u>13,334・82</u>

以上のように、タイトルを内容に即して訂正してみるとすぐわかるが、その実態は、半季実際報告（貸借対照表）でもなく、さればとって半季利益金割合報告（損益および利益処分計算書）でもない。決算整理後試算表に外ならぬ。簿記用語の借方・貸方と平仄が合っているのもまた当然といわねばならぬ。科目の配列等を整理して示すと、前頁のようになる。

次に、収益と損費および「右損益勘定如左」とある部分を、「損益勘定」(Profit and Loss and Appropriation *proposed* Account)として整理して示せば、上掲のとおりとなる。

整理して示した「損益勘定」の構造をみると、本来の損益計算の領域、処分財源を調整した処分可能利益計算の領域および利益処分（提示）計算の領域を、明確に区分した上で「結合」した計算書になっている。今日の「当期（純）利益」とか、あるいは「当期末処分利益」といった会計用語を採用していないだけのことである。合理的な構造であり、いわゆる「混合」形態の計算書ではない。

以上の「第二回半季報告」について、注目すべき諸点をあらためて挙げる。

(イ) 決算整理後試算表としての内容もっており、貸借対照表に相当する報告書が、欠落している。

(ロ) 報告書の名称が、どうも曖昧である。一応、「第二回下半季損益勘定表」とあるが。

(ハ) 半季実際報告、半季利益金割合報告という名称は、まったくみられないし、それらの様式を踏襲してもいない。すくなくとも、この損益勘定表の名称や様式あるいは文言等から推論すると、一般的にみて「新聞公告」を思わせるようなスタイルである。

(ニ) であるとすれば、果して、紙幣頭に提出した「両報告」があったのか、なかったのか。あったとすれば、『第四国立銀行半季実際考課状綴』の資料に編成されていないのはなぜか。目下のところ調査中であるが事情が判明していない。

「第四回下半季報告」（明治八年下半季）の

第四回下半季報告

明治八年七月以降十二月迄ノ第四回下半季報告表並ニ損益勘定ヲ

当任ノ取締役ヨリ株主ヘ公示スル処如左

貸方	銀行ノ貸付權利ニ屬スル分
紙幣抵当公債証書	十二万〇〇〇〇〇円
公債証書有高	五万八千九百六十八円二十二銭三厘
貸附金	十六万七千七百十三円四十七銭
割引手形	三千二百八十〇円
荷為換手形	三千二百五十〇円
公債証書買入元金	五千〇七十四円〇五銭六厘
為換貸	六千九百十四円五十三銭七厘
補正勘定	四千七百七十六円八十四銭二厘
營業用	一万三千四百三十三円八十六銭
金銀有高	八十六万七千八百四十二円六十九銭三厘
合計	百二十四万二千五百六十三円六十八銭一厘

右損益勘定内訳ノ概略如左

金二万七千七百三十一円十五銭
金五千九百九十三円九十四銭二厘
合計金三万二千九百二十五円〇九銭二厘
内 金一万三千五百二十〇円〇〇九厘
金三千九百四十四円十一銭五厘
金二千八百四十六円六十六銭
金千三百八十三円九十九銭七厘
合計金二万八千五百四十四円八十六銭二厘
残テ金二万四千七百八十〇円二十三銭
内 金三千円
金五百九十三円六十銭
金六百六十四円八十九銭
合計金四千二百五十八円四十九銭
残テ金一万〇五百三十一円七十四銭
但シ一株ニ付五円二十六銭〇八七五
金三千〇七十二円八十一銭
但シ一株ニ付四円五十三銭六四〇五
合計金一万三千五百九十四円五十五銭
金千三百六十〇円
内 金二万〇〇〇〇円
金二千二百三十四円五十五銭 一株ニ付金五円

右損益勘定表検査ノ上確實ナルヲ保証イタシ候也

第四国立銀行

借方	銀行ノ負債義務新ニ屬スル分
御用預金	二十四万二千二百四十三円八十〇銭
御用振出手形	五十四万二千六百四十〇円三十五銭
損出交與元	一万〇〇〇〇〇円
本社紙幣代リ御下金	三万〇〇〇〇〇円
紙幣流通高	一万五千二百六十二円
定額預金	十二万五千八百六十二円十九銭
当座預金	一万九千九百〇九円六十八銭
振出手形	三千四百七十四円三十四銭七厘
支払銀行手形	二万〇〇八十〇円十六銭四厘
別段預金	二万八千〇〇〇円
株金	二〇万〇〇〇〇円
貯蓄金	三千二百三十〇円
滞貸抵当	三千〇〇〇円
本文店役員賞与金	五百九十三円六十〇銭
別段積立金	千三百六十〇円
当割賦金	一万〇〇〇〇〇円
後半季繰込金	二千二百三十四円五十五銭
合計	百二十四万二千五百六十三円六十八銭一厘

本店益金

支店益高

本店利払手数料益高

支店同高

本店雜費

支店雜費

滞貸抵当

本文店役員賞与金

本文店營業用ノ内消却

前半季繰越

別段積立金

当割賦金

後半季繰込

検査掛

鈴木長八

頭取 市島徳次郎

越後国新潟第四国立銀行

取締役

佐藤伊左衛門

実況は、前頁のようになっている。

「貸方 銀行ノ資産権利ニ属スル分」・「借方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」と改称している。すでにのべたように、これをしも一概に「英国式」とは断じ難い。むしろ、「一般人の眼」を以てする主旨への配慮であろうと思う。

「第四回下半季報告表」並に「損益勘定」という用語および「損益勘定表」という用語によっている。

当期純利益、処分可能利益および利益処分の内容を戴然と区別した様式を採用している。

さて、半季実際報告すなわち貸借対照表に相当する報告書が、果して「利益処分前」のものか「利益処分後(済)」のものかという重要課題をここで検討してみよう。第三回が資料を欠いているので、この解析は、第四回と第五回とを比較するという方法をとる。第四回の資本勘定の株金の次の貯蓄金（後に、積立金と改称）3,230円をみよう。第五回には4,590円となっている。この金額は、第四回での利益処分による別段積立金1,360円が加算された数値（3,230円+1,360円=4,590円）である。ということは、第四回の貸借対照表は「利益処分前」のものであるといわざるを得ない。借方側の末尾の、別段積立金1,360円、当割賦金10,000円、後半季繰込金2,234円55銭とあるのは、「純益金」13,594円55銭としてその処分内訳（提示）項目を内書した場合と何ら異ならない。

なお、第三回の資料を欠いているので、断言はし難いが、「本支店営業用ノ内消却」664円89銭がみえており、固定資産の減価償却が始まるのは、ここらあたりからである。

「第五回上半季計算表」（明治九年上半季ノ計算表並ニ損益勘定）をみよう。最も注目されるのは、「借方 銀行ノ負債義務ニ属スル分」の末尾の資本勘定である。

次のとおりとなっている。

株金	二十〇万〇〇〇円
貯蓄金	四千五百九十〇円
滞貸抵当	五千五百〇〇円
本支店役員賞金	六百四十六円二十八銭五厘
益金	一万四千〇十三円九十六銭六厘
合計	六十五万四千〇〇五円十六銭三厘

株金は資本金、貯蓄金は積立金、滞貸抵当は貸倒引当（準備）金、本支店役員賞金は未払本支店役員賞与金であり、そして、益金14,013円96銭6厘とあるのは、国立銀行に特有の「純益金」すなわち「滞貸抵当」（貸倒引当損）2,500円、「営業用ノ内消却」500円および「本支店役員賞与金」646円28銭5厘を計上・差引し、かつ、「前半季繰越」2,234円55銭を加算した処分可能利益額である。そして、この「益金」については総額を示すだけで、処分内訳（提示）項目は、この貸借対照表にはいっさい示されてはいないのである。第一国立銀行の場合にも、「純益金」について、同様の推移がみられることは前述した。

次に、第十三回（明治十三年上半季）の半季実際報告並びに半季利益金割合報告の実況を揭示する。「半季実際考課状雛形」（明治10年6月法定雛形）に準拠したものである。最も注目されるのは、両報告の日付である。半季実際報告が明治13年6月30日の決算日付となっているのに対して、半季利益金割合報告は、明治13年7月7日の日付となっている。これは、おそらく株主総会日（もしくはその翌日）の日付である。いうまでもなく、「純益金」の処

第四国立銀行半季實際報告

借 方

貸 方

摘 要	金 額	總 計	摘 要	金 額	總 計
	円	円		円	円
政府ヨリ借			政府へ貸		
御 用 預 金			紙幣抵当公債証書 240,045,000	239,049,309	
御 用 振 出 手 形	112,885,510		諸 公 債 証 書 759,951,135	253,027,839	492,077,148
御 用 当 座 預 金	94,115,661		人民へ貸		
御用仕払銀行手形	29,609,978	236,611,149	貸 付 金	253,027,000	
人民ヨリ借			期 限 過 貸 付 金	1,730,000	
発行紙幣受取高 240,000,000			滞 貸 付 金		
内手許有高 611,000	239,389,000		当 座 預 金 貸 越	66,497,157	
定 期 預 金	119,760,965		当 所 割 引 手 形	12,200,000	
当 座 預 金	92,567,074		当所代金取立手形		
振 出 手 形	36,098,150		諸 買 入 元 金	21,257,088	358,559,245
他所代金取立手形			他店へ貸		49,769,789
仕 払 銀 行 手 形	24,768,117		補正勘定		11,605,182
別 段 預 金	11,022,261		銀行所有物		
約 定 預 金	5,109,098	528,714,665	質 物 流 入		
他店ヨリ借		18,682,811	地 所	4,200,000	
補正勘定			家 作 土 藏	4,700,000	
株主ヨリ借			什 器	600,000	9,500,000
株 金	300,000,000		雑勘定		525,341
積 立 金	29,000,000	329,000,000	御 用 預 金		
損 益 勘 定			金 貨 1,630,000		
当 半 季 利 益 金	37,257,156		銀 貨 3,110,050		
前 半 季 繰 込 高	4,273,609	41,530,765	紙 幣 212,212,000		
前半季繰込滞貸準備			他店紙幣 5,754,000		
			他店切手		
			銅 貨 1,662,420	224,368,470	
			外国貨幣並地金銀	5,138,218	232,502,688
		1,154,539,390			1,154,539,390

明治13年6月30日 新潟第四国立銀行頭取 八木 周直 図
同 支配人 白勢彦治郎

第四国立銀行明治十三年上半季利益金割合報告

借 方

貸 方

摘 要	金 額	総 計	摘 要	金 額	総 計
総 益 金	円	円	損失並ニ諸費	円	円
貸 付 金 利 息	21,181,443		預 金 利 息	7,270,548	
諸 公 債 証 書 利 息	17,371,217		手 数 料	1,321,614	
割 引	198,134		交 換 打 歩	18,330	
手 数 料	7,197,307		給 料	2,582,117	
諸 公 債 証 書 売 買 益	5,116,807		旅 費	302,950	
地 金 銀 売 買 益			諸 税		
交 換 打 歩	1,417,482	52,482,388	営 繕	78,948	
庫 敷			諸 損	26,197	
雑 益			雑 費	2,557,919	
前半季繰越高		4,273,609	諸公債証書売買損	1,009,109	
前半季繰越滞貸準備			庫 敷	57,500	15,225,232
			銀 行 税		840,000
			所有物消却		800,000
			役員賞与金		3,205,000
			後半季繰込滞貸準備		
			純 益 金		
			積 立 金	6,000,000	
			割賦金100円ニ付8円50銭ノ割	25,500,000	
			後半季繰込高	5,185,765	36,685,765
		56,755,997			56,755,997

明治13年7月7日 第四国立銀行頭取 八木 周直 図

同 支配人 白勢彦治郎

分計算の内容は、銀行税、所有物消却、役員賞与金および後半季繰込滞貸準備とともに、大蔵省の承認済のもので、かつ、総会で承認・確定したものとなっている。

この両報告の金額数値に関し、蛇足ながら付記する。半季利益金割合報告の「総益金」52,482円38銭8厘から「損失並ニ諸費」15,225円23銭2厘を差引いた37,257円15銭6厘が、半季実際報告・損益勘定の「当半季利益金」

の金額である。また、半季利益金割合報告・貸方の「銀行税」840円、「所有物消却」800円および「役員賞与金」3,205円は、いずれも大蔵省の承認を要する費目であり、これらを減算し、前半季繰越高4,273円60銭9厘を加算した金額が「純益金」（処分可能利益）36,685円76銭5厘となる。第一国立銀行の場合で前述したように、大蔵省に両報告を提出する時点では、「当半季利益金」は記帳済の

収益と損費の差額として計算されたものであるのに対して、「純益金」(処分可能利益)の利益処分が確定していないことはもとより、銀行税、所有物消却および役員賞与金も確定した費目ではないのである。勿論、第四国立銀行明治十三年上半季利益金割合報告の日付、明治十三年七月七日では、大蔵省の承認をうけた後であることはいうまでもなく、この日付が株主総会日(その翌日)であれば、利益処分の内容は、株主の承認もうけていることになる。

V. 国立銀行統一財務諸表の影響

1. 東京大坂株式取引所の資産負債一覧表

および利益金割合報告(明治十一年下半季)

明治十三年一月、銀行課長大蔵少書記官の岩崎小二郎は、大蔵卿大隈重信に対して「銀行課第一次報告」を提出したが、その第十七款「株式取引所ノ事」の一部に、明治十一年十二月三十一日付と同じく十二年六月三十日付の「東京大坂株式取引所資産負債一覧表」ならびに、明治十一年下半季と同じく十二年上半季の「東京大坂株式取引所利益金割合報告」を資料として掲示している。

なお、東京大坂株式取引所の開設については、明治七年十月十三日太政官第百七号により次の布達がなされている。

第百七号

シヨカブシキ
從前民間ニ於テ諸株式等売買ニ付一定
ノ方法無之候処此度株式取引所ノ方法ヲ
制定シ普ク令頒布候尤取引所創立ノ場所
ハ東京大坂ニ於テケ所ツツ取設候筈右
取引商売致シ度者共ハ別冊株式条例ニ照
準シ管轄庁ヲ經テ大蔵省ヘ可願出此旨布
告候事

明治七年十月十三日

太政大臣三条実美

この「株式条例」は、「株式取引所創立ノ

規則」(第一条より第七條)、「肝煎ノ規則」(第八條より第十二條)、「株主並株手形譲渡ノ規則」(第十三條)、「社員ノ規則」(第十四條より第十七條)、その他で全三十七條よりなるものであった。

この株式取引所の所轄が、明治十年十一月に内務省から大蔵省・銀行課に移されたことが、「銀行課第一次報告」・第一款<銀行課事歴>により明らかである。

銀行課第一次報告

第一款 銀行課事歴

銀行課ハ国立銀行通常銀行及銀行類似諸
会社ノ事務ヲ管理スル所ニシテ初メ紙幣
寮ニ隸ス明治十年一月本省ニ移シ大蔵卿
ノ直轄ニ歸ス夫レ銀行ハ金融盈絀ノ関ス
ル所貿易ノ消長製産ノ隆替亦多クコレニ
由ルヲ以テ国家ノ財政ニ於ケル実ニ欠ク
可カラサルノ要具ナリ聞ク米國ノ如キハ
「ビューロー、オフ、ゼ、カルレンシー」
ナル一大局ヲ大蔵省中ニ置キ以テ國中一
切ノ国立銀行ヲ管理セシメ其局長ハ大蔵
卿之ヲ推薦シ議院ノ認可ヲ經テ大統領之
ヲ任スト其此職ヲ重スルヤ知ル可キナリ
然ハ則今之ヲ紙幣寮ニ隸セスシテ之ヲ大
蔵卿ノ直轄ニ歸シタルハ其當ヲ得タリト
謂フ可キナリ

全年十一月從前内務省ノ所轄タル株式取
引所及ヒ米商会所ノ本省ニ属スルヤ當課
ヲシテ兼テ其事ヲ管掌セシム

資産負債一覧表および利益金割合報告の実況を次頁以下に紹介しておこう。

資産負債表の損益勘定・「当半季利益金」は、利益金割合報告における「総益金」から、「税金」および「諸費」を控除した金額である。すなわち、大蔵省にこれらの財務諸表を提出する時点(決算日とみてもよい)で、記帳済となっている当期の収益額から当期の損費額(税金をふくむ)を差引いた金額である。もう気がつかれたように、国立銀行の既述の方

東京大坂株式取引所資産負債一覧表

明治十一年十二月卅一日

摘 要	金 額			総 計	摘 要	金 額			総 計
	東 京	大 坂				東 京	大 坂		
政府ヨリ借					政府へ貸				
当半期末納税金	1,733,342	1,041,642	2,772,984		秩禄公債証書	66,850,000			66,850,000
証券印紙売捌未 済手数料	40,580		40,580		起業公債証書	70,720,000	151,472,550		222,192,550
株主ヨリ借					新公債証書		5,580,000		5,580,000
株 金	200,000,000	200,000,000	400,000,000		金禄公債証書		13,737,310		13,737,310
仲買人ヨリ借					仲買人へ貸				
身 元 金	7,000,000	9,800,000	16,800,000		売買勘定立換金	1,799,660	1,018,950		2,818,610
本 証 拠 金	86,872,000	20,492,000	107,364,000		第一国立銀行へ 貸				
追 証 拠 金	908,500	160,000	1,068,500		保 護 預 金	85,940,000	15,510,458		101,450,458
本証拠代用起業 公債証書		19,860,000	19,860,000		約 定 預 金	7,000,000			7,000,000
追記拠代用起業 公債証書		340,000	340,000		定 期 預 金	9,100,000	20,000,000		29,100,000
三井銀行ヨリ借					通 知 預 金	56,000,000	9,000,000		65,000,000
約定預ヶ合起業 公債		74,740,000	74,740,000		当 座 預 金	570,000			570,000
損益勘定					三井銀行へ貸				
当半季利益金	11,225,039	6,966,364	18,191,409		約定預ヶ合金		75,000,000		75,000,000
起業公債証書利 息					補正勘定				
12年前半期ノ分	2,486,250		2,486,250		預金未収利息		799,000		799,000
					取引所所有物				
					建 物	6,328,812			6,328,812
					什 器	1,144,083	401,359		1,545,442
					創業入費	1,834,813	4,227,786		6,062,599
					雑 勘 定	699,700			699,700
					金銀有高				
					現 金	2,283,643	16,452,593		18,736,236
					証拠金代用起業 公債証書		20,200,000		20,200,000
総 計	310,265,711	333,400,006	643,665,717		総 計	310,265,711	333,400,006		643,665,717

式とまったく同じである。「諸償却金」および「役員賞与金」は、「純益金」の処分と同様に大蔵省の承認を要する費目であったのである。

2. 横浜正金銀行：半季実際考課状抄（皇
明治十三年上半季）、付 三井銀行の明治十三
年上半季「両報告」

筆者（久野）の手許に頭書の資料がある。考

東京大坂株式取引所利益金割合報告

明治十一年下半季

摘 要	金 額		總 計	摘 要	金 額		總 計
	東 京	大 坂			東 京	大 坂	
總 益 金				税 金			
売 買 手 数 料	10,980,570	3,930,290	14,910,860	当 半 期 納 税	1,738,342	1,041,642	2,779,984
株式書換手数料	44,500	33,800	78,300	諸 費			
公債証書利息	6,160,170	5,653,330	11,813,500	給 料	2,438,948	1,610,317	4,049,265
約定預金利息	95,200	625,000	720,200	営 繕	82,883		82,883
定期預金利息	198,700	120,000	318,700	旅 費		49,000	49,000
通知預金利息	662,794	54,000	716,794	家 賃		70,000	70,000
当座預金利息	148,698		148,698	証 券 印 紙 代	1,034,450		1,034,450
雑 益	115,700		115,700	雑 費	1,886,670	679,097	2,565,767
				諸償却金			
				建 物	508,705		508,705
				什 器	92,033	1,359	93,392
				創 業 入 費	147,598	127,786	275,384
				役員賞与金	1,470,000	1,025,000	2,495,000
				純 益 金			
				積 立 金			
				割 賦 金	9,000,000	5,000,000	14,000,000
				後半期へ繰込高	6,703	812,219	818,922
總 計	18,406,332	10,416,420	28,822,752	總 計	18,406,332	10,416,420	28,822,752

課状の本文はすべて複写版であるが、抄本であるため、詳細は不明である。また、この資料綴の末尾には、すべて手書きの「諸計表」が添付されている。明治十三年のもので、「海外荷為換並割引貸出表」、「荷為換資金貸出表」、「総勘定日表」（本部、紙幣部）、「三井銀行当坐預人員一覧表」、「三井銀行コレスボンデンス約定一覧表」、「明治十三年上半季官金当坐預金出納高一覧表」、「明治十三年上半季定期預金出納高一覧表」、「明治十三年上半季当坐預金出納高一覧表」、「明治十三年上半

季約定預金出納高一覧表」、「明治十三年上半季貸附金出納高一覧表」、「三井銀行半季実際報告」（明治十三年六月三十日）、「三井銀行半季利益金報告」（明治十三年六月三十日）、「所有品一覧表」、「各支店ニテ諸官庁担当高一覧表」、「東京三井銀行諸官庁担当高一覧表」である。

横浜正金銀行の財務諸表は、いっさいこの資料綴にはない。

どういいうきさつか不明であるが、三井銀

三井銀行半季実際報告

明治十三年六月三十日

摘 要	金 額	総 計	摘 要	金 額	総 計
政府ヨリ借			政府へ貸		
手形預金	一、三〇九、六八六、九七六、八		諸公債証書	二、六四九、〇〇五、九八八	二、六四九、〇〇五、九八八
当座預金	三、九四五、七八四、三三七、二		人民へ貸		
約定預金	一、八七六、五九一、八〇五、九	七、一三二、〇六三、一一九、九	貸付金	四、三六四、三一〇、九一九、一	
人民ヨリ借			滞貸附金	一、二四〇、三五九、七一一、七	
定期預金	二九七、八六八		期限過貸	一、七七二、〇七三、二七一九	
当座預金	六八一、四四五、七八九		当座予貸越	四六八、一五二、四四五、八	
約定預金	一、〇七六、三九二、〇四八、九		逆為換	一六、三七三、五〇	
振出手形	二九三、二三七、四一二、五		代金取立手形	一、五三五	
仕払手形	七二五、一〇九、九〇四、七		別段貸金	五、七六二、〇四〇、八七九、九	一三、六二四、八四五、七三九、四
各支店別段預金	九四六、〇〇〇、〇		雜勘定	五七九、〇二七、五六四、五	五七九、〇二七、五六四、五
代金取立手形	一一、〇五四、〇		銀行所有物	五二五、六八〇、〇〇四	五二五、六八〇、〇〇四
利息預金	一四、五一六、七四八		洋銀差金勘定	五五、六七〇、三二一、七	五五、六七〇、三二一、七
別段預金	六、一六五、八九三、四八〇、六	一〇、二一一、五一七、三八三、七	他店へ貸	五一、三四一、四四〇、七	五一、三四一、四四〇、七
他店ヨリ借	三、〇五〇、八〇一	三、〇五〇、八〇一	金銀有高		
株主勘定			貨	二、三八九、二八六	
株金	二、〇〇〇、〇〇〇		銀	六八、一〇八、〇九二	
積立金	七一、一八五、九八九、一	二、〇七一、一八五、九八九、一	銅	五〇、八四三、八五八、七	
損益勘定	一五七、六七九、七三二、七		紙幣	七九九、二一二、三三五	
当季純益金	二〇、五四一、七二二	一七八、二二一、四五四、七	銀行紙幣	一三四、八一七	
前季繰越金		一九、五九六、〇三八、七四八、四	諸手形	九二六、六三三、七二五、四	
			老	一〇七、一六三、三七八	二、一一〇、四六七、九一〇、一
					一九、五九六、〇三八、七四八、四

三井銀行半季利益金報告

明治十三年六月三十日

摘	要	金	額	總	計	摘	要	金	額	總	計
官金 為替 貸附 公債 同 交 雜 小樽店 札幌店 前	總益金					損失並ニ諸費					
	金手數	五五、二四五〇一三				預金利息		一五七、二一五六四四			
	為替手數	六三、九八六八八五				交換		二、三〇九〇三			
	貸附金利息	一四一、八二四〇六五五				給料		三六、四二六二四九			
	公債証書	五六、三八〇五五六				旅費		八、九三八二〇二			
	同	六、四七八七〇五				雜費		三一、二〇五一六三八			
	交換	二、〇四三〇八二五				營繕		二、五八六六八二五			
	雜益	七五、一六五六九三八				損		七、一八四八三五八		二四五、八六五八〇七	一
	十二年上半年 純益	一、四三〇四九五				役員賞与金		二九、二九七六四七三		二九、二九七六四七三	三
	札幌店	九九〇九八二		四〇三、五四五五三九八		純益					
前	半季ヨリ繰越	二〇、五四一七二二		二〇、五四一七二二		積立金		二六、七三三二一八二			
						役員賞与予備積立		五、〇〇〇			
						割賦金苞株ニ付金五 田之割		一〇〇、〇〇〇			
						後半季へ繰込		一七、一九〇五八九二		一四八、九二三八〇七四	
				四二四、〇八七二六一八						四二四、〇八七二六一八	

行の「諸計表」がふくまれている。明治十三年上半季の同行の「半季実際報告」と「半季利益金報告」（「割合」という字はない。手写した人が書き落したのか、もともとないのか、不詳）を前2頁に示そう。国立銀行の雛形を、そっくり踏襲している。

なお、昭和53年6月刊、日本経営史研究所編『三井銀行史料1、営業報告書』の「まえがき」には、「三井銀行には、私盟会社時代から合名会社時代までの営業報告書の類はほとんど残っていない。そこで本巻では、同行が株式会社制度を採用した明治四十二年から帝国銀行が発足する前年の昭和十七年までの営業報告書を収録する」と述べている。この点に鑑みても、この明治十三年上半季の「両報告」は、同行初期の実況を示すものとして貴重である。

半季実際報告・損益勘定の「当季純益金」は、国立銀行の場合の「当半季利益金」に相当するもので、半季利益金報告の「総益金」403,545円53銭9厘8毛と「損失並諸費」245,865円80銭7厘1毛の差額157,679円73銭2厘7毛である。ということになると、役員賞与金29,297円64銭7厘3毛は、決算日まで未記帳ということになる。

国立銀行の「法定雛形」を、忠実に踏襲していることがわかる。

3. 横浜正金銀行：財務諸表（皇 明治十三年）

筆者（久野）の手許に、次の資料がある。

横浜正金銀行史	資料第一巻 営業報告書 （皇 明治十三年） （皇 明治二十年）
同上	第二巻之(一) 営業報告書（皇 明治三十一年） （皇 明治三十九年）
同上	第二巻之(二) 営業報告書（皇 明治三十年） （皇 明治三十二年）
同上	第三巻之(一) 営業報告書（皇 明治三十三年） （皇 明治四十四年）
同上	第三巻之(二) 営業報告書（皇 明治四十五年） （皇 大正八年）

同上

第四巻 財務諸表

（皇 明治十三年）
（皇 大正八年）

同行創業時（明治十三年二月九日に創立証書および定款を大蔵省に提出し同年二月二十八日に開業した。創立証書には、「当銀行は国立銀行条例に遵拠すべき事」が明記されている）から大正8年に至る「半季実際考課状并諸報告表」、「半季報告」を集大成した龐大な資料である。これらの考課状（営業報告書）の体裁は、型どおりのもので、株主総会の事、営業の景況からはじまって、その末尾は、「損益勘定の事」および「利益処分（利益金配当）計算の事」で終わっている。そして、通例では、その次に、「銀行半季実際報告」あるいは「資産負債表」・「貸借対照表」、および「銀行半季利益金割合報告」あるいは「損益表」・「損益計算書」が付表として収録・掲示される。

第一巻から第三巻までに、考課状の本文が悉く収録されており、第四巻に、考課状付表の財務諸表がまとめて収録されている。ただし、ごく一部に欠落がある。会計学ないし会計史の研究にとって、とくに第四巻は極めて貴重な資料である。昭和51年4月発行、著者横浜正金銀行、発行人 坂本信明、発行所 坂本経済研究所、発売元 日本経済評論社である。

同行の明治十三年下半季および明治十四年上半季の実際報告（表）および利益金割合報告（表）の実況は、次頁以下のとおりである。

明治十三年下半季の両報告は、一目して明らかのように、全体の様式・体裁、大科目、内訳科目等、ことごとく明治10年6月制定の国立銀行の「半季実際考課状雛形」に準拠していることがわかる。当半季利益金163,469円7銭5厘は、「総益金」184,141円33銭3厘から「損失並諸費」20,672円25銭8厘を控除した金額である。

次期の明治十四年上半季では、全体の様式・体裁および両報告のタイトルが変わっているほか、科目等にも変化がみられる。爾後は、

横浜正金銀行明治十三年下半年実際報告

借方

貸方

摘	要	金 額		計	摘	要	金 額		計
		千	百十				千	百十	
政府ヨリ借	御用預金	738,444	760		政府へ貸	金札引換公債証券	1,001,550	000	
	御用仕私銀行手形	270,000	000		金札引換公債証券買入元	預ケ合貸金	4,700	000	
	御用別段預金	976,542	771		人民へ貸	貸附金	1,238,595	520	
	預ケ合借入金	605,361	446	2,590,348	976,542	771	270,783	133	2,866,209
					米國紐育出張員	大坂出張所	55,192	900	
人民ヨリ借	期預金	61,908	541		補正勘定	銀行所有物	5,868	776	
	定座預金	204,606	574	662,767	所蔵器	地家什	27,736	793	
	振出口預金	60,000	000		創業入費	雜勘定	1,082	851	
	別振預金	336,252	711		金銀有高	御用預金	738,444	760	
株主ヨリ借	損益勘定	163,469	075		御用銀貨	金銀有	180,792	904	
	当季利益	17,323	829		紙幣	他店\$手形	1,051,151	338	
	前季繰越高				外国貨幣并地金銀		3,892	785	
				6,433,909					707

横浜正金銀行明治十三年下半年利益金割合報告

貸方

借方

摘	要	金		總	計		摘	要	金		總	計	
		千	百		十	万			千	百		十	万
<u>總 益 金</u>													
貸 附 金 利 息		91,934	872				損 失 并 ニ 諸 費						
公 債 証 書 利 息		44,263	140				預 金 利 息		3,644	646			
割 引		650	562				手 数 料		600	691			
手 数 料		3,480	739				交 換 打 歩		3,238	598			
交 換 打 歩		16,140	776				給 料		7,270	721			
庫 敷		37	771				旅 費		294	391			
雑 益		3,348	305				諸 税		79	302			
海外荷為換打歩		24,285	168	184,141	333		營 繕		292	623			
							費		4,737	740			20,672,258
							庫 敷		513	546			1,000,000
<u>前 半 季 繰 越 高</u>													
						17,323	829						2,500,000
													10,000,000
							積 立 金		16,800	000			
							割 賦 金 百 円 ニ 付 四 円 五 拾 銭 ノ 割		127,901	639			
							但 政 府 年 六 分						
							後 半 季 繰 込 高		15,491	265			167,292,904
							別 段 積 立 金		7,100	000			
<u>201,465,162</u>													

明治十四年上半年實際報告表

横浜正金銀行

資 産 之 方		勘 定 科 目	負 債 之 方	
總 計	金 額		金 額	總 計
		政 府 勘 定		
		御用預金 内紙幣 433,563.358	818,128,236	
		御用振出手形 紙幣 1,959,651.472分	75,400,000	
		御用別段預金 紙幣 705,400.000分	1,211,905,671	
	400,000,000	預ヶ合借入金	436,239,951	2,541,673,858
1,430,650,000	1,030,650,000	預ヶ合貸金		
		金札引換公債証書		
		人 民 勘 定		
		定期預金 内紙幣 118,227.794	32,062,590	
		当座預金 振出手形	287,145,400	
		仕払銀行手形	438,600,000	
		別口預金 内紙幣 275,455.916	547,000	
	1,187,247,785	貸附金 内紙幣 548,352.779	323,804,459	1,082,159,449
	339,767,792	当座預金貸越		
	87,910,019	当所割引手形 内紙幣 99,300.000		
	4,199,876	当所代金取立手形 内紙幣 200.000		
	569,350,000	金札引換公債証書買入元		
	109,822,177	一時預ヶ金 内紙幣 112,902.460		
3,510,203,320	804,432,923	海外直輪荷為換貸 紙幣 1,300,768.037分		
	407,472,748	海外荷為換資金貸 紙幣 658,883.435分		
		米 国 紐 育 出 張 員		
		内紙幣 15,074.452		
59,305,519	58,305,519	株 主 勘 定		
		株 金	3,000,000,000	
		積立金	16,800,000	
		別段積立金	7,100,000	3,023,900,000
		損 益 勘 定		
		当半季利益金	151,264,875	
		前半季繰越高	15,491,265	166,756,140
		所 有 物 勘 定		
	5,868,776	地 所		
	23,986,793	家作土蔵		
31,674,135	1,818,566	什 器		
		雑 勘 定		
		内紙幣 2,380.176		
19,993,701	19,993,701	創 業 入 費		
		地 金 勘 定		
16,264,037	16,264,037	地 金 銀		
	4,305,203	外国貨幣		
4,367,893	62,690	金 銀 勘 定		
		金 貨	500,000.000	
		銀 貨	435,655.810	
		銅 貨	3.329	
		紙 幣 (但シ正銀貨円位)	450,325.694	
		他店紙幣	21,537.106	
1,743,030,842	1,743,030,842	他店\$手形	335,508.903	
6,814,489,447	6,814,489,447		6,814,489,447	6,814,489,447

明治十四年上半季利益金割合報告表

横浜正金銀行

損 金 之 方		勘 定 科 目	益 金 之 方	
総 計	金 額		金 額	総 計
		総 損 益 金		
		受取利息	123,639,887	
		金札引替公債証書利息	30,922,000	
		割 引	4,848,367	
		受取手数料	4,985,508	
		受取交換打歩	2,969,392	
		受取庫敷料	149,717	
		雑 益	8,254,429	
		海外荷為換打歩	19,007,995	194,777,295
	19,893,000	仕払利息		
	636,064	仕払手数料		
	2,872,268	仕払交換打歩		
	6,840,913	給 料		
	859,836	旅 費		
	452,235	雑 税		
	359,519	営 繕		
	273,869	諸 損		
	4,354,168	雑 費		
	6,720,905	割戻海外荷為替打歩		
43,512,420	249,643	仕払庫敷料		
		前 半 季 繰 越 高	15,491,265	15,491,265
2,500,000	2,500,000	所 有 物 消 却		
10,000,000	10,000,000	役 員 賞 与 金		
1,000,000	1,000,000	創 業 入 費 消 却		
		純 益 金		
	15,400,000	積 立 金		
	10,000,000	別段積立金		
	110,000,000	割賦金百円ニ付四円ノ割 但シ政府年六分		
153,256,140	17,856,140	後半季繰込高		
210,268,560	210,268,560		210,268,560	210,268,560

この様式を継承していくことになる。

なお、明治二十年下半季からは、役員賞与金を純益金処分項目としている。また、明治二十六年下半季では、商法の一部実施（明治26年7月）に伴う措置と思われるが、半季実際報告表を貸借対照表と改称するとともに、財産目録表が登場している。内容は資産目録である。半季利益金割合報告表という名称は、ひきつづき継承されている。なお、この時はじめて、貸借対照表と財産目録表とに頭書日付が記載されている。いずれも、決算日付である。半季利益金割合報告表には、従前からひきつづき頭書日付はない。ついで、明治三十一年上半季では、貸借対照表に大幅な科目の変更がみられる。明治三十二年下半季から、役員賞与金を総損益金の枠に入れて費用計上している。また、明治三十五年下半季では、注目すべき措置がとられた。すなわち、半季利益金割合報告表という伝統的な名称を、「損益計算書並ニ利益金分配方」と改めている。構造は、従前と変わらず、Profit and Loss and Appropriation (*proposed*) Account である。当時の「銀行条例施行細則雛形」では、後述するように、Profit and Loss and Appropriation (*proposed*) Account としての構造を保ちつつ、単に「損益計算書」（損益表）という名称によっていた。名称としては、明らかに、横浜正金銀行の方が適切である。なお、損益計算書という名称は、明治32年の改正商法、計算書類第四号、の名称に由来している。

その他、この「資料」を通覧して、注目すべき若干の点を付記する。明治三十九年下半季では、損益計算書の科目が大幅に増加するが、その主因は、「何戻り」勘定の方式を採用したことによる。ただし、この方式は、明治四十一年下半季には廃止されてしまう。この明治四十一年下半季には、貸借対照表の科目の配列に変更がみられた。株主勘定を最上段において、これに債務勘定、債権勘定とつ

づけて配列する。爾後、ひきつづきこの配列となる。大正八年下半季の損益計算書では、巨額にのぼる株式プレミアム 5,603.529 円を雑損益に計上した。この金額は、収益18項目中の第3位、すなわち、外国為替損益、諸利息につぐものであった。

4. 日本銀行：半季利益金割合報告（表） 雛形

筆者（久野）の手許に、『復刻 日本銀行沿革史第1巻』がある。第1集全10巻は、収録期間が明治15年（明治15年10月創業）から明治42年までのもので、大正2年11月刊の原本の復刻版である。日本銀行沿革史編纂委員会が、昭和51年8月に編成・刊行したものである。とくに、第一巻の第二部・第五章・第五節「総括計算」および第六節「損益勘定」が注目される。

日本銀行の主要な財務諸表は、次のとおりであった。

日本銀行半季実際報告表（自 明治16年上半季
至 明治26年上半季）
日本銀行半季利益金割合報告（自 明治16年上半季
至 明治20年上半季）
日本銀行半季利益金割合報告表（自 明治20年
下半季
至 明治26年
上半季）

（商法の一部実施、明治26年7月）

日本銀行貸借対照表（自 明治26年下半季
至 明治42年下半季）
日本銀行財産目録（同上）
日本銀行損益勘定表（同上）

とくに明治十六年上半季に制定された「半季利益金割合報告雛形」(1290頁)、明治二十年五月の改正「半季利益金割合報告表雛形」(1291頁)および明治二十六年下半季より適用の「半季損益勘定表雛形」(1293頁)が注目される。いずれも同じ構造のものであり、国立銀行半季利益金割合報告(表)と軌を一にした Profit and Loss and Appropriation(*proposed*) Account 「損益および利益処分（提示）計算書」である。その実況は、次頁以下のとおりである。

なお、参考のために、明治二十六年下半季

日本銀行明治 年 半季利益金割合報告

借 方

貸 方

明治 年 月 日	借 方			貸 方		
	摘 要	金 額	総 計	摘 要	金 額	総 計
明治 年 月 日	総 益 金			損 失 金		
	利 息			利 息		
	各種公債証書利息			手 数 料		
	割 引 歩 合			各種公債証書売買損		
	手 数 料			地 金 銀 売 買 損		
	各種公債証書売買益			交 換 歩 合		
	地 金 銀 売 買 益			給 料		
	交 換 歩 合			旅 費		
	庫 敷			諸 税		
	雑 益			営 繕		
	雑 費			諸 損		
				雑 費		
				在 動 手 当		
				借 家 料		
	前半季繰越高			割 賦 金		
日同 本 銀文 行書 総局 裁長				政府ノ分百円ニ付年 円ノ割		
				人民ノ分百円ニ付年 円ノ割		
				人民再割賦ノ分百円ニ 付年円ノ割		
				積 立 金		
				賞 与 金		
				創 業 費 消 却		
				所 有 物 消 却		
				後半季繰込高		

日本銀行明治 年 半季利益金割合報告表

(明治20年5月改正難形)

借 方

貸 方

明治
年
月
日

日同
本
銀文
行書
總局
裁長

摘 要	金 額	總 計	摘 要	金 額	總 計
總 益 金			損 失 金		
			諸 消 却		
			割 賦 金		
			積 立 金		
			賞与金並交際費		
前半季繰越高			後半季繰込高		

日本銀行明治 年 半季損益勘定表

（明治27年2月再改正難形）

借 方

貸 方

明治
年
月
日同日
本
文
銀
書
行
局
総
長
裁

摘 要	金 額	総 計	摘 要	金 額	総 計
損 失 金			総 益 金		
利 息			利 息		
手 数 料			公 債 証 書 利 息		
為 換 打 歩			手 数 料		
国 庫 金 取 扱 料			為 換 打 歩		
割 引 歩 合			国 庫 金 取 扱 料		
地 金 銀 売 買 損			割 引 歩 合		
雑 損			公 債 証 書 償 還 益		
諸 税			公 債 証 書 売 買 益		
給 料			地 金 銀 売 買 益		
旅 費			雑 益		
営 繕 費					
営 業 費					
利 益 金			前半季繰越高		
定例割賦金百円ニ付 年何 円ノ割					
定 例 積 立 金					
賞与金並ニ交際費					
再割賦金百円ニ付年 何 円ノ割					
後半季繰込高					

日本銀行貸借対照表

明治 年 月 日

借				摘 要	貸			
合 計		金 額			金 額		合 計	
				兌換銀行券勘定				
				兌換銀行券				
				預金勘定				
				政府預金				
				何々				
				貸出金勘定				
				政府法定貸上金				
				何々				
				国債勘定				
				国債				
				地金勘定				
				地金				
				他店勘定				
				他店貸				
				何々				
				未決算勘定				
				仮受金				
				仮払金				
				所有物勘定				
				地所				
				何々				
				株主勘定				
				資本金				
				何々				
				損益勘定				
				前半季繰越金				
				当半季利益金				
				金銀勘定				
				金銀				
				内訳金貨				
				何々				
				総計				

からの日本銀行貸借対照表雛形（1056頁）も併せて掲示する。それ以前の日本銀行半季実際報告表の雛形は、この資料には収録されていない。

「其体裁自ラ区々ニ渉リ為メニ編成上鈔カラサル煩累ヲ免カレサルニ付明治十七年下半季分ヨリ報告様式（略之）ヲ定メ準拠シテ調製セシメ」（1302頁）。

ただし、明治42年11月に制定の『計算規程』・附則「伝票帳簿計算表書式」には、日本銀行本店毎日実際報告表および日本銀行（何出張所）毎月実際報告表の雛形がある（1116頁・1117頁）。様式や科目等は、すべて、前掲の日本銀行貸借対照表と同じである。

総計	金銀勘定	雑勘定	営業用什器	払込未済資本金	当座預金	国債証券	年賦償還貸付金	資
一〇、〇〇七、五〇二、七五八	一、二七一、〇八五	四〇、八七〇	二、三九八、一九三	七、五〇〇、〇〇〇	一七一、四八〇、九二〇	九五六、三〇〇、〇〇〇	一、三七六、〇一一、六九〇	産
総計							資本金	負
一〇、〇〇七、五〇二、七五八						七、五〇二、七五八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	債

明治三十一年
第一期貸借対照表

5. 日本勧業銀行：営業報告（自第一期・明治三十一年下半期至第十五期・明治三十七年下半期）

筆者（久野）の手許に、「日本勧業銀行営業報告（自第一期・明治三十一年下半期至第十五期・明治三十七年下半期）」がある。第一期営業報告は、全文が当銀行のネーム入りの用箋に毛筆で手書きしたものである。その他は、すべて活版印刷である。

ここでは、ひとまづ大きな節目となっている第五期（明治三十二年下半期）までの経緯について解析し、かつ、以降の事情に付言しておこうと思う。

第一期営業報告（考課状）は、その末尾に、本頁左側および次頁上段のような第一期貸借対照表および第一期利益金配当金を提示している。

「半季実際報告」あるいは「資産負債表」等の用語によらず「貸借対照表」としているのは、明治26年7月の商法一部実施に伴い、この商法用語によったものと思われる。なお、この当時の普通銀行すなわち「銀行条例」（明治二十四年一月施行）の適用をうける銀行では、同条例の「雛形」に準拠し「第何期資産負債表」としている。

「利益金配当金」は、内容からみて、「損益および利益処分（提示、*proposed*）計算書」であり、国立銀行の「半季利益金割合報告」に相当する。なお、当時の普通銀行では、損益表という名称である。なお、「銀行条例」が明治32年3月に改正され、「同施行細則」が同年5月に改正されてからは、「細則付属雛形」に準拠し、「損益計算書」と改称されることになり、「資産負債表」もこの時に「貸借対照表」となるのである。

ともに、国立銀行統一財務諸表の影響を強くうけていることは、一目瞭然たるものがある。

なお、若干のコメントを付す。貸借対照表にみえている当半期利益金7,502円75銭8厘は、総益金（小計）69,613円33銭2厘と損失金（小計）62,110円57銭4厘との差額であり、国立

明治三十一年
下
半年
第一期利益金配当金

摘要	金額	摘要	金額
総計	一二四、六六五、七一六	総計	一二四、六六五、七一六
総利益金	三七、四〇三、二六〇	損失金	四六、七六〇
利息	二五、〇〇〇、〇〇〇	手数料	二八、〇九一、五九二
公債証券利息	三七〇、五五〇	給料及報酬	三、七七一、六八〇
手数料	六、七七〇、八一二	旅費	八一、八〇〇
鑑定料	四七、七六〇	營業繕費	六〇〇、〇〇〇
旅費(戻入)	二〇、九五〇	借家料	八、二八九、〇二五
雑益	六九、六一三、三三二	諸税	六、五八〇、三五〇
小計	五五、〇五二、三八四	雑費	三、〇五七、二二八
政府補助金		創業費	一、二〇〇、〇〇〇
		公債証券価格減却	三九二、一三五
		營業用什器代消却	六二、一一〇、五七四
		小計	(六二、五五五、一四二)
		利益金	三、〇〇一、一〇三
		損失補填準備金	七五〇、二七六
		配当平均準備金	五八、八〇三、七六三
		配当金 百円二付年五円ノ割即 六厘強	六二、五五五、一四二
		小計	

銀行の場合の当半季利益金に相当する。「利益金配当金」では、この当半季利益金7,502円75銭8厘に処分財源としての政府補助金55,052円38銭4厘を加えた処分可能利益金(62,555円14銭2厘)を利益金と称し、これを損失補填準備金、配当平均準備金および配当金に処分することを提示し株主の承認を求めている。「貸借対照表」の当半季利益金(7,502円75銭8厘)と「利益金配当金」での利益金(62,555円14銭2厘)とを、このように概念上区別し使い分けているのである。

第二期(明治三十一年上半期)では、両報告

書に構造上の変化はないが、「利益金配当金」を「利益金配当案」と改称している。この「損益および利益処分(提示, *proposed*)計算書」の末尾は、たしかに、処分(配当)案であるにはちがいないが、この結合計算書の全体を指して「利益金配当案」と名づけるのは、明らかに不適当である。

第三期(明治三十一年下半年)では、「利益金配当案」を「利益金分配案」と改称している。どちらにしても、名称としては不適当である。なお、「損失金」という総称を、この期に「総損金」と改めている。「総益金」に対応させた名称である。

第四營業期損益計算書

摘 要	金 額	摘 要	金 額
總 益 金	三三三、三四一〇九九	總 損 金	一二七、七〇七五三二
内 利 息	三二八、三七四七〇二	内 利 息	一一二八六四
手 数 料	一二〇六五〇	勸業債券利息	一三〇、三〇二五〇〇
鑑定 料	三、七四九〇五〇	勸業債券割増金	一二、三七四四五〇
雑 益	一四七六九三	勸業債券費	一七、六五三二七八
勸業債券価格較差	六三八四七九	勸業債券価格較差 (払戻)	一八〇〇〇
(勸業債券費)	二一〇三五七	手 数 料	七〇〇一二〇
旅 費(戻入)	一六〇	給 料 及 報 酬	三二、三八八六四〇
諸 損(戻入)	〇〇八	旅 費	四、一八三四〇〇
		營 繕 費	一五七〇〇
		借 地 料	一、四四〇〇〇〇
		借 家 料	六〇〇〇〇〇
		諸 税	八〇四三一
		雑 費	七、五六六四二八
		諸 損	〇九一
		營業用什器消却	二七二六三〇
		利 益 金	一一五、六三三五六七
總 計	三三三、三四一〇九九	總 計	三三三、三四一〇九九

第四營業期利益金分配按 (明治三十二年
上半期)

摘 要	金 額
總 益 金	三三三、三四一〇九九
總 損 金	一二七、七〇七五三二
差 引 利 益 金	一一五、六三三五六七
内	
損失補填準備金	一八、五〇二〇〇〇
配当平均準備金	四、六二六〇〇〇
第 一 配 当 金 (一株二付毫可式拾五錢即千分五割)	六二、五〇〇〇〇〇
重 役 賞 与 金	五、七八一〇〇〇
第 二 配 当 金 (一株二付四拾錢即千分六厘ノ割)	二〇、〇〇〇〇〇〇
後 半 期 繰 越	四、二二四五六七

第五營業期損益計算書

摘要	金額	摘要	金額
總益金	四〇五、五三六 ^四 二八〇	總損金	二八三、〇四三 ^四 二八二
內		內	
利息	三八〇、六六九 ^五 九七	利息	三三 ^三 九六四
手数料	三、一九二 ^八 五〇	勸業債券利息	一六四、二四〇〇〇〇
鑑定料	九、八一〇 ^二 三〇	勸業債券割増金	二七、八五五 ^七 〇〇
雑益	一八一 ^八 四三	勸業債券費	三五、六九五 ^六 二九
勸業債券價格較差	一一、六七四 ^二 〇〇	手数料	八一五 ^四 四〇
勸業債券費(戻入)	七 ^六 六〇	給料及報酬	二八、六二六 ^〇 一六
前期繰越	四、二二四 ^五 六七	旅費	五、七三二 ^九 六〇
		營繕費	一二 ^三 三〇
		借地料	一、四四〇〇〇〇
		保險料	八二六 ^六 四〇
		諸税	五、一一五 ^五 二九
		雑費	六、八九五 ^二 三九
		諸損	〇四七 ^〇 四七
		營業用家屋代消却	四〇〇〇〇〇
		營業用什器代消却	五九九 ^三 三八
		前總裁功勞金	五、〇〇〇〇〇〇
		較勸業(債券)價格	四 ^六 六〇
		雜益(払戻)	一一〇〇〇〇
		利益金	一二六、七二七 ^五 六五
總計	四〇九、七六〇 ^八 四七	總計	四〇九、七六〇 ^八 四七

第五營業期利益金分配案 (明治三十二年 下半期)

摘要	金額
当期總益金	四〇五、五三六 ^四 二八〇
当期總損金	二八三、〇四三 ^四 二八二
差引当期利益金	一二二、四九二 ^九 九八
外ニ前期繰越	四、二二四 ^五 六七
合計	一二六、七二七 ^五 六五
內	
損失補填準備金	一九、五九九 ^〇 〇〇〇
配当平均準備金	四、九〇〇 ^〇 〇〇〇
第一配当金(一株ニ付壹円貳拾五錢即去年五分ノ割)	六二、五〇〇 ^〇 〇〇〇
重役賞与金	六、一二四 ^〇 〇〇〇
第二配当金(一株ニ付五拾錢即去年二分ノ割)	二五、〇〇〇 ^〇 〇〇〇
後期繰越	八、五九四 ^五 六五

第四期（明治三十二年上半期）に入ると、極めて注目すべき改革がみられる。すなわち、「損益および利益処分（提示, *proposed*）計算書」の分岐（分離）であり、「損益計算書」と「利益金分配案」の登場である。すなわち、前2頁のとおりである。

第三期では、たまたま次期繰越利益が生じなかったからよかったようなものの、この次期繰越利益（繰越された期からみれば前期繰越利益という資本項目）があった場合、この決算書の体制をとったとして、どこで報告するのか、これは大問題である。

そこで、第四期では「後半期繰越」4,224円56銭7厘がみられるので、この銀行が、上記の件にどう対応したかをみよう。前頁の第五営業期の両報告書を注目されたい。この第五期（明治三十二年下半期）で確立した財務諸表の体系・構造・様式は、そのまま、第十五期（明治三十七年下半期）まで継承されている。

第五営業期損益計算書は、総益金のグループから画然と区別はしているが、前期繰越4,224円56銭7厘（という資本項目、いうまでもなく当期の収益ではない）を追計した上で、総損金を差引き利益金126,717円56銭5厘を計算・報告している。なお、貸借対照表では、資本の部の末尾に、前期繰越4,224円56銭7厘と当期利益金122,492円99銭8厘を並記し

ている。この当期利益金は、いうまでもなく、総益金と総損金の差額である。これはこれでよい。「利益金」が処分可能利益を示し、「当期利益金」が当期の発生利益を示しているわけである。問題は、この損益計算書に「総益金」とともに並記されている「前期繰越」である。前期繰越が損益項目ではなく、処分財源の調整項目たる資本項目である以上、この損益計算書は、本来の損益計算書ではない。

「損益および処分財源調整計算書」である。「利益金」とあるのは、まさしく「当期末処分利益」（未処分利益剰余金）である。

損益計算書の本来のあり方からいって、また、第五営業期利益金分配案の様式との整合関係からみても損益計算書からこの前期繰越4,224円56銭7厘を除いて、当期利益金122,492円99銭8厘を計算・報告した方がよい。

なお、普通銀行の場合で、「損益および利益処分（提示）計算書」が、「損益計算書」（ただし、前期繰越金をふくむ）と「準備金及利息ノ配当ニ関スル書面」とに分岐（分離）するのは、実に、大正五年六月省令第十号による「銀行条例施行細則」の附属雛形改正によってであったことを、とくに付記する。詳細は、第三部でのべる。（未完、本稿は紙幅の関係で、本号と次号とに分載されることになった）